

下野市地域防災計画（令和 3 年度修正）

新 旧 対 照 表

第1編 総 則

節	頁	旧（平成28年3月）	新（今回修正案）	修正理由
1	1	<p>第1節 計画の目的及び構成</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 計画の性格 この計画は〔後略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 計画の修正 市、防災関係機関等は、引き続き調査・研究を行い、毎年検討を加え、必要に応じ計画の見直しを図り、災害対策の確立に万全を期す<u>も</u> <u>のとする。</u></p>	<p>第1節 計画の目的及び構成</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 計画の性格 この計画は〔後略〕 <u>市、防災関係機関等は、国の防災基本計画に基づくとともに、この計画を踏まえて、具体的計画を定め、その推進を図る。</u></p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 計画の修正 市、防災関係機関等は、引き続き調査・研究を行い、毎年検討を加え、必要に応じ計画の見直しを図り、災害対策の確立に万全を期す<u>。</u></p>	栃木県地域防災計画（P1）に合わせる形で修正
2	2	<p>第2節 下野市の災害対策の理念と見直しの視点</p> <p>1 計画修正の理念 〔前略〕 また<u>平成23年においては、県内でも台風12号や15号等によって住民避難が発生するなど多くの風水害が発生した。</u> 市においては、平成27年9月の関東・東北豪雨による水害の発生により、床上及び床下浸水が発生し、<u>また、</u>市内各所において道路や田畑の冠水が発生した。 市では、これらの災害への対応やこのとき得られた教訓等を踏まえて各防災対策の見直しを行う。 (1) 〔略〕 (2) 自助・互助・共助と公助による支え合い 防災の基本理念を実行し、災害に迅速かつ的確に対応していくためには、行政による「公助」はもちろんのこと、市民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」と、地域の住民がお互いに助け合う「互助」、災害関係ボランティア、<u>NPO、社会福祉協議会、企業等が支援する「共助」</u>が、相補って協力していくことが重要である。 このため、各主体が互いに連携し、被災者・避難者の支援や被災地の復旧・復興に向けた<u>取組み</u>を行っていく。 (3) 〔略〕</p> <p>2 計画見直しの視点 〔略〕</p>	<p>第2節 下野市の災害対策の理念と見直しの視点</p> <p>1 計画修正の理念 〔前略〕 また、<u>市においては、平成27年9月の関東・東北豪雨や令和元年度東日本台風（台風19号）による水害の発生により、床上及び床下浸水が発生。さらに、</u>市内各所において道路や田畑の冠水<u>も</u>発生した。 市では、これらの災害への対応やこのとき得られた教訓等を踏まえて各防災対策の見直しを行う。 (1) 〔略〕 (2) 自助・互助・共助と公助による支え合い 防災の基本理念を実行し、災害に迅速かつ的確に対応していくためには、行政による「公助」はもちろんのこと、市民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」と、地域の住民がお互いに助け合う「互助」、災害関係ボランティア、<u>団体・NPO、社会福祉協議会、企業等が支援する「共助」、行政による「公助」</u>が、相補って協力していくことが重要である。 このため、各主体が互いに連携し、被災者・避難者の支援や被災地の復旧・復興に向けた<u>取組</u>を行っていく。 (3) 〔略〕</p> <p>2 計画見直しの視点 〔略〕</p>	被害状況を直近のものに変更したことに伴う修正

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
2	3	<p>(1) 「自助、互助・共助、公助」による取組</p> <p>〔前略〕</p> <p>このため、市民や自主防災組織は自らや地域の防災対策を積極的に実施するほか、事業者は従業員等の安全確保や事業の継続、地域への協力を努める<u>ものとする。</u></p> <p>また、市は、県と連携を図りながら防災対策の総合的な推進を図るほか、災害における事業継続計画の策定や市民等への積極的な支援を行う<u>ものとする。</u></p> <p>(2)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 被災者の視点に立った支援活動</p> <p>〔前略〕</p> <p>また、<u>平成23年7月の新潟・福島大雨</u>に見られたように、風水害においても数日にわたって多くの方が避難を余儀なくされることも起こりうる。</p> <p>これらの被災者に対して適切な支援を実施していくために、行政や市民、ボランティア、NPO、社会福祉協議会等が一体となって、被災者の視点に立ったきめ細かな支援活動を実施していく体制を整備していく。特に、高齢者や障がい者、難病患者、透析患者、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者や女性、子どもに対する十分な配慮が必要である。</p>	<p>(1) 「自助、互助・共助、公助」による取組</p> <p>〔前略〕</p> <p>このため、市民や自主防災組織は自らや地域の防災対策を積極的に実施するほか、事業者は従業員等の安全確保や事業の継続、地域への協力を努める<u>。</u></p> <p>また、市は、県と連携を図りながら防災対策の総合的な推進を図るほか、災害における事業継続計画の策定や市民等への積極的な支援を行う<u>。</u></p> <p>(2)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 被災者の視点に立った支援活動</p> <p>〔前略〕</p> <p>また、<u>令和元年度東日本台風等</u>に見られたように、風水害においても数日にわたって多くの方が避難を余儀なくされることも起こりうる。</p> <p>これらの被災者に対して適切な支援を実施していくために、行政や市民、ボランティア、<u>団体</u>・NPO、社会福祉協議会等が一体となって、被災者の視点に立ったきめ細かな支援活動を実施していく体制を整備していく。特に、高齢者や障がい者、難病患者、透析患者、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者や女性、子どもに対する十分な配慮が必要である。</p>	災害名を直近のものに変更したことに伴う修正
2	4	<p>3 主な取組み内容</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p><u>(3) 新庁舎移行に伴う災害対策の見直し</u></p> <p><u>新庁舎への移行に伴い、各部・課の所掌事務や庁内における連絡調整体制の見直しを早急に行う。</u></p> <p><u>(4)～(7) 〔略〕</u></p>	<p>3 主な取組内容</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p><u>(3)～(6) 〔略〕</u></p>	平成 28 年 5 月に新庁舎に移行して 5 年余りが経過したため、計画から削除とする。
3	5	<p>第3節 防災関係機関等の責務と業務の大綱</p> <p>〔略〕</p> <p>1 防災関係機関等の責務</p> <p>いづどこでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、市や県等による「公助」はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティの地縁の助け合いによる「互助」、<u>ボランティア</u>やNPO等の地縁に拠らない<u>連携</u>「共助」が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携<u>するものとする。</u>なお、各々の役割については次のとおりである。</p>	<p>第3節 防災関係機関等の責務と業務の大綱</p> <p>〔略〕</p> <p>1 防災関係機関等の責務</p> <p>いづどこでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、市や県等による「公助」はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティの地縁の助け合いによる「互助」、<u>ボランティア団体</u>やNPO等の地縁に拠らない<u>連携による</u>「共助」が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携<u>を図りながら、日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「住民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る必要がある。</u>なお、各々の役割については次のとおりである。</p>	栃木県地域防災計画（P3）に合わせる形で修正

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由								
3	5	<p>(1) 市・消防機関 〔前略〕<u>消防機関は、市の責務が十分に果たされるよう、協力を 行う。</u></p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>指定地方行政機関</u> 〔略〕</p> <p>(4) <u>指定公共機関、指定地方公共機関</u> 〔略〕</p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>(6) 市民 <u>市民は、「自らの身の安全は、自ら守る」との認識のもとに、地 域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭にお いた防災対策を常日ごろから講ずるとともに、市が実施する防災 活動等に協力する。</u></p>	<p>(1) 市・消防機関 〔前略〕<u>消防機関（消防組織法第9条に規定する機関をいう。以 下同じ。）は、市の責務が十分に果たされるよう、法令、市地域防 災計画等で処理するよう定められた事項を市と連携して実施す る。</u></p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号参照）</u> 〔略〕</p> <p>(4) <u>指定公共機関及び指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第 5号及び第6号参照）</u> 〔略〕</p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>(6) 市民 <u>市民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的 な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。</u></p>	栃木県地域防災計画（P3）に合わせる形で修正								
3	6	<p>2 防災関係機関等の業務の大綱</p> <p>(1) 市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下 野 市</td> <td> <p>〔略〕</p> <p>災害応急対策 〔略〕</p> <p>・警報の伝達並びに<u>避難の勧告、指示</u>及び避難所 の開設に関すること。</p> <p>〔略〕</p> <p>・前記に掲げるもののほか、災害の<u>防ぎよ</u>又 は拡大防止のための措置に関すること。</p> <p>〔略〕</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 〔略〕</p>	機 関 名	業 務 の 大 綱	下 野 市	<p>〔略〕</p> <p>災害応急対策 〔略〕</p> <p>・警報の伝達並びに<u>避難の勧告、指示</u>及び避難所 の開設に関すること。</p> <p>〔略〕</p> <p>・前記に掲げるもののほか、災害の<u>防ぎよ</u>又 は拡大防止のための措置に関すること。</p> <p>〔略〕</p>	<p>2 防災関係機関等の業務の大綱</p> <p>(1) 市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下 野 市</td> <td> <p>〔略〕</p> <p>災害応急対策 〔略〕</p> <p>・警報の伝達並びに<u>避難の指示</u>及び避難所 の開設に関すること。</p> <p>〔略〕</p> <p>・前記に掲げるもののほか、災害の<u>防衛</u>又は 拡大防止のための措置に関すること。</p> <p>〔略〕</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 〔略〕</p>	機 関 名	業 務 の 大 綱	下 野 市	<p>〔略〕</p> <p>災害応急対策 〔略〕</p> <p>・警報の伝達並びに<u>避難の指示</u>及び避難所 の開設に関すること。</p> <p>〔略〕</p> <p>・前記に掲げるもののほか、災害の<u>防衛</u>又は 拡大防止のための措置に関すること。</p> <p>〔略〕</p>	避難勧告の廃止に伴う修正
機 関 名	業 務 の 大 綱											
下 野 市	<p>〔略〕</p> <p>災害応急対策 〔略〕</p> <p>・警報の伝達並びに<u>避難の勧告、指示</u>及び避難所 の開設に関すること。</p> <p>〔略〕</p> <p>・前記に掲げるもののほか、災害の<u>防ぎよ</u>又 は拡大防止のための措置に関すること。</p> <p>〔略〕</p>											
機 関 名	業 務 の 大 綱											
下 野 市	<p>〔略〕</p> <p>災害応急対策 〔略〕</p> <p>・警報の伝達並びに<u>避難の指示</u>及び避難所 の開設に関すること。</p> <p>〔略〕</p> <p>・前記に掲げるもののほか、災害の<u>防衛</u>又は 拡大防止のための措置に関すること。</p> <p>〔略〕</p>											
3	8	<p>(3) 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栃木県</td> <td> <p>〔略〕</p> <p>災害応急対策 〔略〕</p> <p>・ボランティアの受入れに関する情報提供、 義援物資・義援金の適切な<u>受入</u></p> <p>〔略〕</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 〔略〕</p>	機 関 名	業 務 の 大 綱	栃木県	<p>〔略〕</p> <p>災害応急対策 〔略〕</p> <p>・ボランティアの受入れに関する情報提供、 義援物資・義援金の適切な<u>受入</u></p> <p>〔略〕</p>	<p>(3) 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栃木県</td> <td> <p>〔略〕</p> <p>災害応急対策 〔略〕</p> <p>・ボランティアの受入れに関する情報提供、 義援物資・義援金の適切な<u>受入れ</u></p> <p>〔略〕</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 〔略〕</p>	機 関 名	業 務 の 大 綱	栃木県	<p>〔略〕</p> <p>災害応急対策 〔略〕</p> <p>・ボランティアの受入れに関する情報提供、 義援物資・義援金の適切な<u>受入れ</u></p> <p>〔略〕</p>	
機 関 名	業 務 の 大 綱											
栃木県	<p>〔略〕</p> <p>災害応急対策 〔略〕</p> <p>・ボランティアの受入れに関する情報提供、 義援物資・義援金の適切な<u>受入</u></p> <p>〔略〕</p>											
機 関 名	業 務 の 大 綱											
栃木県	<p>〔略〕</p> <p>災害応急対策 〔略〕</p> <p>・ボランティアの受入れに関する情報提供、 義援物資・義援金の適切な<u>受入れ</u></p> <p>〔略〕</p>											

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由														
3	8	(5) 指定地方行政機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京管区気象台 (宇都宮地方気象台)</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 の 大 綱	東京管区気象台 (宇都宮地方気象台)	[略]	(5) 指定地方行政機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京管区気象台 (宇都宮地方気象台)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>関東管区警察局</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。</u> ・ <u>他管区警察局及び警察庁との連携に関すること。</u> ・ <u>管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。</u> ・ <u>警察通信の確保及び統制に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td><u>関東財務局</u> (宇都宮財務事務所)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害における金融上の措置に関すること。</u> ・ <u>災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金の払戻し、中途解約、手形交換、休日営業、保険金の支払、保険料の払込猶予、営業停止等における対応について、金融機関等関係方面に要請を行う。</u> ・ <u>地方公共団体に対する融資に関すること。</u> ・ <u>地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のために災害つなぎ資金(財政融資資金地方短期資金)を融通する。</u> ・ <u>国有財産の管理、処分に関すること。</u> ・ <u>地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一時貸付など、国有財産に関する所要の措置を行う。</u> </td> </tr> <tr> <td><u>関東信越厚生局</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>健康福祉に係る事務について、県又は市町に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 の 大 綱	東京管区気象台 (宇都宮地方気象台)	[略]	<u>関東管区警察局</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。</u> ・ <u>他管区警察局及び警察庁との連携に関すること。</u> ・ <u>管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。</u> ・ <u>警察通信の確保及び統制に関すること。</u> 	<u>関東財務局</u> (宇都宮財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害における金融上の措置に関すること。</u> ・ <u>災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金の払戻し、中途解約、手形交換、休日営業、保険金の支払、保険料の払込猶予、営業停止等における対応について、金融機関等関係方面に要請を行う。</u> ・ <u>地方公共団体に対する融資に関すること。</u> ・ <u>地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のために災害つなぎ資金(財政融資資金地方短期資金)を融通する。</u> ・ <u>国有財産の管理、処分に関すること。</u> ・ <u>地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一時貸付など、国有財産に関する所要の措置を行う。</u> 	<u>関東信越厚生局</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>健康福祉に係る事務について、県又は市町に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとること。</u> 	栃木県地域防災計画 (P4～P9) に合わせる形で修正
機 関 名	業 務 の 大 綱																	
東京管区気象台 (宇都宮地方気象台)	[略]																	
機 関 名	業 務 の 大 綱																	
東京管区気象台 (宇都宮地方気象台)	[略]																	
<u>関東管区警察局</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。</u> ・ <u>他管区警察局及び警察庁との連携に関すること。</u> ・ <u>管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。</u> ・ <u>警察通信の確保及び統制に関すること。</u> 																	
<u>関東財務局</u> (宇都宮財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害における金融上の措置に関すること。</u> ・ <u>災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金の払戻し、中途解約、手形交換、休日営業、保険金の支払、保険料の払込猶予、営業停止等における対応について、金融機関等関係方面に要請を行う。</u> ・ <u>地方公共団体に対する融資に関すること。</u> ・ <u>地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のために災害つなぎ資金(財政融資資金地方短期資金)を融通する。</u> ・ <u>国有財産の管理、処分に関すること。</u> ・ <u>地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一時貸付など、国有財産に関する所要の措置を行う。</u> 																	
<u>関東信越厚生局</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>健康福祉に係る事務について、県又は市町に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとること。</u> 																	

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
3	9		<p data-bbox="887 140 1025 199"><u>関東農政局</u> (栃木県拠点)</p> <p data-bbox="1048 140 1442 268">・<u>災害予防</u> (ア) <u>ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関する</u>こと。</p> <p data-bbox="1048 276 1442 443">(イ) <u>農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する</u>こと。</p> <p data-bbox="1048 451 1146 475">・<u>応急対策</u></p> <p data-bbox="1048 483 1442 539">(ア) <u>農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関する</u>こと。</p> <p data-bbox="1048 547 1442 603">(イ) <u>種もみ、その他営農資材の確保に関する</u>こと。</p> <p data-bbox="1048 611 1442 643">(ウ) <u>主要食糧の需給調整に関する</u>こと。</p> <p data-bbox="1048 651 1442 675">(エ) <u>生鮮食料品等の供給に関する</u>こと。</p> <p data-bbox="1048 683 1442 738">(オ) <u>農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病虫害の防除に関する</u>こと。</p> <p data-bbox="1048 746 1442 802">(カ) <u>土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に関する</u>こと。</p> <p data-bbox="1048 810 1442 866">(キ) <u>農産物等の安全性の確認に関する</u>こと。</p> <p data-bbox="1048 874 1146 898">・<u>復旧対策</u></p> <p data-bbox="1048 906 1442 1074">(ア) <u>災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する</u>こと。</p> <p data-bbox="1048 1082 1442 1137">(イ) <u>災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する</u>こと。</p> <p data-bbox="1048 1145 1442 1169">(ウ) <u>風評被害対策に関する</u>こと。</p>	<p data-bbox="1494 212 1973 236">栃木県地域防災計画（P4～P9）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)		新 (今回修正案)		修正理由
3	9の2			<p>関東森林管理 局 (日光森林管 理署)</p> <p>関東経済産業 局</p> <p>関東東北産業 保安監督部</p> <p>関東総合通信 局</p> <p>国土交通省関 東運輸局 (栃木運輸支 局)</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>・国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関する<u>こと。</u></p> <p>・災害復旧用材(国有林材)の供給に関する<u>こと。</u></p> <p>・国有林林産物等の安全性の確認に関する<u>こと。</u></p> <p>・生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する<u>こと。</u></p> <p>・商工鉱業の従事者の業務の正常な運営の確保に関する<u>こと。</u></p> <p>・被災中小企業の振興に関する<u>こと。</u></p> <p>・火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保全に関する<u>こと。</u></p> <p>・鉱山における災害の防止及び災害時の応急対策に関する<u>こと。</u></p> <p>・電波、有線電気通信の監理に関する<u>こと。</u></p> <p>・防災及び災害対策用無線局の開設・整備についての指導に関する<u>こと。</u></p> <p>・災害時における非常通信の確保に関する<u>こと。</u></p> <p>・非常通信訓練の計画、その実施についての指導に関する<u>こと。</u></p> <p>・非常通信協議会の運営に関する<u>こと。</u></p> <p>・災害対策用無線機、災害対策用移動電源車の貸出しに関する<u>こと。</u></p> <p>・電気通信事業者の被災・復旧状況を把握する<u>こと。</u></p> <p>・放送局の被災・復旧状況を把握する<u>こと。</u></p> <p>国土交通省関 東運輸局 (栃木運輸支 局)</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>栃木県地域防災計画 (P4～P9) に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由												
3	9の3	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="232 140 383 683">国土交通省関東地方整備局 (宇都宮国道事務所国分寺出張所)</td> <td data-bbox="389 140 790 683"> <p>[略]</p> <p>災害予防</p> <p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官庁施設の災害予防措置 <p>災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 ・建設機械と技術者の現況の把握 <p>[略]</p> <p>災害復旧等</p> <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図る<u>ものとする。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 687 383 1437"></td> <td data-bbox="389 687 790 1437"></td> </tr> </table>	国土交通省関東地方整備局 (宇都宮国道事務所国分寺出張所)	<p>[略]</p> <p>災害予防</p> <p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官庁施設の災害予防措置 <p>災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 ・建設機械と技術者の現況の把握 <p>[略]</p> <p>災害復旧等</p> <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図る<u>ものとする。</u></p>			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="878 140 1028 683">国土交通省関東地方整備局 (宇都宮国道事務所国分寺出張所)</td> <td data-bbox="1034 140 1435 683"> <p>[略]</p> <p>災害予防</p> <p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官庁施設の災害予防措置 ・<u>豪雪害の予防</u> <p>災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 ・<u>水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等</u> ・建設機械と技術者の現況の把握 <p>[略]</p> <p>災害復旧等</p> <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図る<u>。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="878 687 1028 858"><u>栃木労働局</u> (<u>栃木労働基準監督署・小山公共職業安定所</u>)</td> <td data-bbox="1034 687 1435 858"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>産業安全(鉱山関係を除く)に関すること。</u> ・<u>雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関すること。</u> ・<u>労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="878 863 1028 1267"><u>関東地方環境事務所</u></td> <td data-bbox="1034 863 1435 1267"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</u> ・<u>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u> ・<u>放射性物質(2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る)による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</u> ・<u>行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="878 1272 1028 1437"><u>国土地理院</u> <u>関東地方測量部</u></td> <td data-bbox="1034 1272 1435 1437"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害時等における地理空間情報の整備・提供</u> ・<u>復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</u> ・<u>地殻変動の監視</u> </td> </tr> </table>	国土交通省関東地方整備局 (宇都宮国道事務所国分寺出張所)	<p>[略]</p> <p>災害予防</p> <p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官庁施設の災害予防措置 ・<u>豪雪害の予防</u> <p>災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 ・<u>水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等</u> ・建設機械と技術者の現況の把握 <p>[略]</p> <p>災害復旧等</p> <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図る<u>。</u></p>	<u>栃木労働局</u> (<u>栃木労働基準監督署・小山公共職業安定所</u>)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>産業安全(鉱山関係を除く)に関すること。</u> ・<u>雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関すること。</u> ・<u>労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。</u> 	<u>関東地方環境事務所</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</u> ・<u>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u> ・<u>放射性物質(2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る)による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</u> ・<u>行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</u> 	<u>国土地理院</u> <u>関東地方測量部</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害時等における地理空間情報の整備・提供</u> ・<u>復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</u> ・<u>地殻変動の監視</u> 	<p>栃木県地域防災計画 (P4～P9) に合わせる形で修正</p>
国土交通省関東地方整備局 (宇都宮国道事務所国分寺出張所)	<p>[略]</p> <p>災害予防</p> <p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官庁施設の災害予防措置 <p>災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 ・建設機械と技術者の現況の把握 <p>[略]</p> <p>災害復旧等</p> <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図る<u>ものとする。</u></p>															
国土交通省関東地方整備局 (宇都宮国道事務所国分寺出張所)	<p>[略]</p> <p>災害予防</p> <p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官庁施設の災害予防措置 ・<u>豪雪害の予防</u> <p>災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 ・<u>水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等</u> ・建設機械と技術者の現況の把握 <p>[略]</p> <p>災害復旧等</p> <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図る<u>。</u></p>															
<u>栃木労働局</u> (<u>栃木労働基準監督署・小山公共職業安定所</u>)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>産業安全(鉱山関係を除く)に関すること。</u> ・<u>雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関すること。</u> ・<u>労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。</u> 															
<u>関東地方環境事務所</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</u> ・<u>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u> ・<u>放射性物質(2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る)による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</u> ・<u>行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</u> 															
<u>国土地理院</u> <u>関東地方測量部</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害時等における地理空間情報の整備・提供</u> ・<u>復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</u> ・<u>地殻変動の監視</u> 															

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由																				
3	9の4	(6) [略] (7) 指定公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 栃木県支部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること。 ・災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること。[略] </td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 宇都宮放送局</td> <td> [略] <ul style="list-style-type: none"> ・放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 ・<u>受信設備の復旧に努め、避難所などに受信機を貸与・設置する。</u> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 の 大 綱	[略]	[略]	日本赤十字社 栃木県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること。 ・災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること。[略] 	日本放送協会 宇都宮放送局	[略] <ul style="list-style-type: none"> ・放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 ・<u>受信設備の復旧に努め、避難所などに受信機を貸与・設置する。</u> 	[略]	[略]	(6) [略] (7) 指定公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 栃木県支部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること。 ・<u>災害時における避難所の設置の支援としての生活環境の整備、こころのケアに関すること。</u> ・災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること。[略] </td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 宇都宮放送局</td> <td> [略] <ul style="list-style-type: none"> ・放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 の 大 綱	[略]	[略]	日本赤十字社 栃木県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること。 ・<u>災害時における避難所の設置の支援としての生活環境の整備、こころのケアに関すること。</u> ・災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること。[略] 	日本放送協会 宇都宮放送局	[略] <ul style="list-style-type: none"> ・放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 	[略]	[略]	栃木県地域防災計画（P4～P9）に合わせる形で修正
機 関 名	業 務 の 大 綱																							
[略]	[略]																							
日本赤十字社 栃木県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること。 ・災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること。[略] 																							
日本放送協会 宇都宮放送局	[略] <ul style="list-style-type: none"> ・放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 ・<u>受信設備の復旧に努め、避難所などに受信機を貸与・設置する。</u> 																							
[略]	[略]																							
機 関 名	業 務 の 大 綱																							
[略]	[略]																							
日本赤十字社 栃木県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること。 ・<u>災害時における避難所の設置の支援としての生活環境の整備、こころのケアに関すること。</u> ・災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること。[略] 																							
日本放送協会 宇都宮放送局	[略] <ul style="list-style-type: none"> ・放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 																							
[略]	[略]																							
3	9の5	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株)大宮支社</td> <td> [略] <ul style="list-style-type: none"> ・災害により路線が不通となった場合 (ア) 列車の運転整理、折返し運転、<u>迂回</u>を行うこと。 (イ) [略] [略] </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株)宇都宮支店</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株)<u>栃木南支社</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	東日本旅客鉄道(株)大宮支社	[略] <ul style="list-style-type: none"> ・災害により路線が不通となった場合 (ア) 列車の運転整理、折返し運転、<u>迂回</u>を行うこと。 (イ) [略] [略]	[略]	[略]	日本通運(株)宇都宮支店	[略]	東京電力パワーグリッド(株) <u>栃木南支社</u>	[略]	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株)大宮支社</td> <td> [略] <ul style="list-style-type: none"> ・災害により路線が不通となった場合 (ア) 列車の運転整理、折返し運転、<u>う回</u>を行うこと。 (イ) [略] [略] </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株)宇都宮支店</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株)<u>栃木総支社</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>東京ガス(株)</u> (宇都宮支社)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>ガス施設の安全、保全に関すること。</u> ・<u>災害時におけるガスの供給に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	東日本旅客鉄道(株)大宮支社	[略] <ul style="list-style-type: none"> ・災害により路線が不通となった場合 (ア) 列車の運転整理、折返し運転、<u>う回</u>を行うこと。 (イ) [略] [略]	[略]	[略]	日本通運(株)宇都宮支店	[略]	東京電力パワーグリッド(株) <u>栃木総支社</u>	[略]	<u>東京ガス(株)</u> (宇都宮支社)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ガス施設の安全、保全に関すること。</u> ・<u>災害時におけるガスの供給に関すること。</u> 	栃木県地域防災計画（P4～P9）に合わせる形で修正		
東日本旅客鉄道(株)大宮支社	[略] <ul style="list-style-type: none"> ・災害により路線が不通となった場合 (ア) 列車の運転整理、折返し運転、<u>迂回</u>を行うこと。 (イ) [略] [略]																							
[略]	[略]																							
日本通運(株)宇都宮支店	[略]																							
東京電力パワーグリッド(株) <u>栃木南支社</u>	[略]																							
東日本旅客鉄道(株)大宮支社	[略] <ul style="list-style-type: none"> ・災害により路線が不通となった場合 (ア) 列車の運転整理、折返し運転、<u>う回</u>を行うこと。 (イ) [略] [略]																							
[略]	[略]																							
日本通運(株)宇都宮支店	[略]																							
東京電力パワーグリッド(株) <u>栃木総支社</u>	[略]																							
<u>東京ガス(株)</u> (宇都宮支社)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ガス施設の安全、保全に関すること。</u> ・<u>災害時におけるガスの供給に関すること。</u> 																							

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由																																														
3	10	<table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略] 日本原子力発電(株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>KDDI(株) 小山テクニカルセンター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>(8) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(一社)栃木県トラック協会 (一社)栃木県バス協会</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)栃木放送 (株)エフエム栃木 (株)とちぎテレビ</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>小山農業協同組合 宇都宮農業協同組合</td> <td>[略] ・ <u>施設の災害応急</u>及び復旧に関すること。 ・ <u>物資、復旧資材等</u>の確保対策に関すること。 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	[略]	[略]	[略] 日本原子力発電(株)		KDDI(株) 小山テクニカルセンター	[略]	[略]	[略]	機 関 名	業 務 の 大 綱	(一社)栃木県トラック協会 (一社)栃木県バス協会	[略]	[略]	[略]	(株)栃木放送 (株)エフエム栃木 (株)とちぎテレビ	[略]	[略]	[略]	機 関 名	業 務 の 大 綱	[略]	[略]	小山農業協同組合 宇都宮農業協同組合	[略] ・ <u>施設の災害応急</u> 及び復旧に関すること。 ・ <u>物資、復旧資材等</u> の確保対策に関すること。 [略]	<table border="1"> <tr> <td><u>東京電力ホールディングス(株)</u> [略] 日本原子力発電(株)<u>東海第二発電所</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>KDDI(株) 小山テクニカルセンター <u>ソフトバンク(株)</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>(8) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(一社)栃木県トラック協会 (一社)栃木県バス協会 <u>(一社)栃木県タクシー協会</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)栃木放送 (株)エフエム栃木 (株)とちぎテレビ</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>小山農業協同組合 宇都宮農業協同組合</td> <td>[略] ・ <u>協同利用施設の災害応急対策</u>及び復旧に関すること。 ・ <u>飼料、肥料等</u>の確保対策に関すること。 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	<u>東京電力ホールディングス(株)</u> [略] 日本原子力発電(株) <u>東海第二発電所</u>	[略]	KDDI(株) 小山テクニカルセンター <u>ソフトバンク(株)</u>	[略]	[略]	[略]	機 関 名	業 務 の 大 綱	(一社)栃木県トラック協会 (一社)栃木県バス協会 <u>(一社)栃木県タクシー協会</u>	[略]	[略]	[略]	(株)栃木放送 (株)エフエム栃木 (株)とちぎテレビ	[略]	[略]	[略]	機 関 名	業 務 の 大 綱	[略]	[略]	小山農業協同組合 宇都宮農業協同組合	[略] ・ <u>協同利用施設の災害応急対策</u> 及び復旧に関すること。 ・ <u>飼料、肥料等</u> の確保対策に関すること。 [略]	<p>栃木県地域防災計画（P4～P9）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（P4～P9）に合わせる形で修正</p>
[略]	[略]																																																	
[略] 日本原子力発電(株)																																																		
KDDI(株) 小山テクニカルセンター	[略]																																																	
[略]	[略]																																																	
機 関 名	業 務 の 大 綱																																																	
(一社)栃木県トラック協会 (一社)栃木県バス協会	[略]																																																	
[略]	[略]																																																	
(株)栃木放送 (株)エフエム栃木 (株)とちぎテレビ	[略]																																																	
[略]	[略]																																																	
機 関 名	業 務 の 大 綱																																																	
[略]	[略]																																																	
小山農業協同組合 宇都宮農業協同組合	[略] ・ <u>施設の災害応急</u> 及び復旧に関すること。 ・ <u>物資、復旧資材等</u> の確保対策に関すること。 [略]																																																	
<u>東京電力ホールディングス(株)</u> [略] 日本原子力発電(株) <u>東海第二発電所</u>	[略]																																																	
KDDI(株) 小山テクニカルセンター <u>ソフトバンク(株)</u>	[略]																																																	
[略]	[略]																																																	
機 関 名	業 務 の 大 綱																																																	
(一社)栃木県トラック協会 (一社)栃木県バス協会 <u>(一社)栃木県タクシー協会</u>	[略]																																																	
[略]	[略]																																																	
(株)栃木放送 (株)エフエム栃木 (株)とちぎテレビ	[略]																																																	
[略]	[略]																																																	
機 関 名	業 務 の 大 綱																																																	
[略]	[略]																																																	
小山農業協同組合 宇都宮農業協同組合	[略] ・ <u>協同利用施設の災害応急対策</u> 及び復旧に関すること。 ・ <u>飼料、肥料等</u> の確保対策に関すること。 [略]																																																	
3	11	<p>(9) 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>小山農業協同組合 宇都宮農業協同組合</td> <td>[略] ・ <u>施設の災害応急</u>及び復旧に関すること。 ・ <u>物資、復旧資材等</u>の確保対策に関すること。 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 の 大 綱	[略]	[略]	小山農業協同組合 宇都宮農業協同組合	[略] ・ <u>施設の災害応急</u> 及び復旧に関すること。 ・ <u>物資、復旧資材等</u> の確保対策に関すること。 [略]	<p>(9) 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>小山農業協同組合 宇都宮農業協同組合</td> <td>[略] ・ <u>協同利用施設の災害応急対策</u>及び復旧に関すること。 ・ <u>飼料、肥料等</u>の確保対策に関すること。 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 の 大 綱	[略]	[略]	小山農業協同組合 宇都宮農業協同組合	[略] ・ <u>協同利用施設の災害応急対策</u> 及び復旧に関すること。 ・ <u>飼料、肥料等</u> の確保対策に関すること。 [略]	<p>栃木県地域防災計画（P4～P9）に合わせる形で修正</p>																																		
機 関 名	業 務 の 大 綱																																																	
[略]	[略]																																																	
小山農業協同組合 宇都宮農業協同組合	[略] ・ <u>施設の災害応急</u> 及び復旧に関すること。 ・ <u>物資、復旧資材等</u> の確保対策に関すること。 [略]																																																	
機 関 名	業 務 の 大 綱																																																	
[略]	[略]																																																	
小山農業協同組合 宇都宮農業協同組合	[略] ・ <u>協同利用施設の災害応急対策</u> 及び復旧に関すること。 ・ <u>飼料、肥料等</u> の確保対策に関すること。 [略]																																																	

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由																																		
3	12	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="230 140 383 240">下野市商工会 石橋商工会</td> <td data-bbox="389 140 790 240">・<u>救</u>援用物資及び復旧資材の確保について の<u>協力並びにこれらの</u>あっせんに関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 245 383 272">〔略〕</td> <td data-bbox="389 245 790 272">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 277 383 378">病院等経営者</td> <td data-bbox="389 277 790 378">〔略〕 ・被災した病院等の入院患者の<u>受け入れ</u>に 関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 383 383 448">自治会等自治 組織</td> <td data-bbox="389 383 790 448">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 453 383 518"><u>婦人会等社会 教育関係団体</u></td> <td data-bbox="389 453 790 518">・<u>市が実施する応急対策についての協力を 関すること。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 523 383 550">〔略〕</td> <td data-bbox="389 523 790 550">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 555 383 758">社会福祉施設 管理者</td> <td data-bbox="389 555 790 758">・避難施設の整備及び避難<u>等の訓練</u>に関す ること。 〔略〕 ・被災した社会福祉施設の入所者の<u>受け入 れ</u>に関すること。 〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 762 383 895">危険物関係施 設の管理者</td> <td data-bbox="389 762 790 895">・災害時における危険物の保安措置に関す ること。 ・<u>危険物関係施設に係る防災訓練の実施に 関すること。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 900 383 927">〔略〕</td> <td data-bbox="389 900 790 927">〔略〕</td> </tr> </table>	下野市商工会 石橋商工会	・ <u>救</u> 援用物資及び復旧資材の確保について の <u>協力並びにこれらの</u> あっせんに関する こと。	〔略〕	〔略〕	病院等経営者	〔略〕 ・被災した病院等の入院患者の <u>受け入れ</u> に 関すること。	自治会等自治 組織	〔略〕	<u>婦人会等社会 教育関係団体</u>	・ <u>市が実施する応急対策についての協力を 関すること。</u>	〔略〕	〔略〕	社会福祉施設 管理者	・避難施設の整備及び避難 <u>等の訓練</u> に関す ること。 〔略〕 ・被災した社会福祉施設の入所者の <u>受け入 れ</u> に関すること。 〔略〕	危険物関係施 設の管理者	・災害時における危険物の保安措置に関す ること。 ・ <u>危険物関係施設に係る防災訓練の実施に 関すること。</u>	〔略〕	〔略〕	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="875 140 1028 205">下野市商工会 石橋商工会</td> <td data-bbox="1034 140 1435 205">・<u>救</u>助用物資及び復旧資材の確保について の<u>協力</u>、あっせんに関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="875 210 1028 237">〔略〕</td> <td data-bbox="1034 210 1435 237">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="875 242 1028 375">病院等経営者</td> <td data-bbox="1034 242 1435 375">〔略〕 ・被災した病院等の入院患者の<u>受け入れ</u>に関 すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="875 379 1028 445">自治会等自治 組織</td> <td data-bbox="1034 379 1435 445">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="875 450 1028 477">〔略〕</td> <td data-bbox="1034 450 1435 477">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="875 481 1028 758">社会福祉施設 管理者</td> <td data-bbox="1034 481 1435 758">・避難施設の整備及び避難<u>訓練の実施</u>に関 すること。 〔略〕 ・被災した社会福祉施設の入所者の<u>受け入 れ</u>に関すること。 〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="875 762 1028 895">危険物関係施 設の管理者</td> <td data-bbox="1034 762 1435 895">・災害時における危険物の保安措置に関す ること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="875 900 1028 1406"><u>ケーブルテレ ビ(株)</u> <u>ケーブルビジ ョン(株)</u> <u>(FMゆうが お)</u></td> <td data-bbox="1034 900 1435 1406">・<u>市民に対する防災知識の普及に関するこ と。</u> ・<u>情報の収集に関すること。</u> ・<u>災害の発生、被害状況、災害対策活動、そ の他各種情報の収集</u> ・<u>報道に関すること。</u> ・<u>災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、 被害状況、官公署通報事項の周知</u> ・<u>受信対策に関すること。</u> ・<u>被災地への情報提供</u> ・<u>放送通信施設の保守に関すること。</u> ・<u>基地局装置、中継線送出音声調整装置の保 守</u> ・<u>義援金品の募集、配分等の協力に関するこ と。</u></td> </tr> </table>	下野市商工会 石橋商工会	・ <u>救</u> 助用物資及び復旧資材の確保について の <u>協力</u> 、あっせんに関すること。	〔略〕	〔略〕	病院等経営者	〔略〕 ・被災した病院等の入院患者の <u>受け入れ</u> に関 すること。	自治会等自治 組織	〔略〕	〔略〕	〔略〕	社会福祉施設 管理者	・避難施設の整備及び避難 <u>訓練の実施</u> に関 すること。 〔略〕 ・被災した社会福祉施設の入所者の <u>受け入 れ</u> に関すること。 〔略〕	危険物関係施 設の管理者	・災害時における危険物の保安措置に関す ること。	<u>ケーブルテレ ビ(株)</u> <u>ケーブルビジ ョン(株)</u> <u>(FMゆうが お)</u>	・ <u>市民に対する防災知識の普及に関するこ と。</u> ・ <u>情報の収集に関すること。</u> ・ <u>災害の発生、被害状況、災害対策活動、そ の他各種情報の収集</u> ・ <u>報道に関すること。</u> ・ <u>災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、 被害状況、官公署通報事項の周知</u> ・ <u>受信対策に関すること。</u> ・ <u>被災地への情報提供</u> ・ <u>放送通信施設の保守に関すること。</u> ・ <u>基地局装置、中継線送出音声調整装置の保 守</u> ・ <u>義援金品の募集、配分等の協力に関するこ と。</u>	<p>栃木県地域防災計画（P4～P9）に合わせる形で修正 一部市との協定内容等により文言追加。</p>
下野市商工会 石橋商工会	・ <u>救</u> 援用物資及び復旧資材の確保について の <u>協力並びにこれらの</u> あっせんに関する こと。																																					
〔略〕	〔略〕																																					
病院等経営者	〔略〕 ・被災した病院等の入院患者の <u>受け入れ</u> に 関すること。																																					
自治会等自治 組織	〔略〕																																					
<u>婦人会等社会 教育関係団体</u>	・ <u>市が実施する応急対策についての協力を 関すること。</u>																																					
〔略〕	〔略〕																																					
社会福祉施設 管理者	・避難施設の整備及び避難 <u>等の訓練</u> に関す ること。 〔略〕 ・被災した社会福祉施設の入所者の <u>受け入 れ</u> に関すること。 〔略〕																																					
危険物関係施 設の管理者	・災害時における危険物の保安措置に関す ること。 ・ <u>危険物関係施設に係る防災訓練の実施に 関すること。</u>																																					
〔略〕	〔略〕																																					
下野市商工会 石橋商工会	・ <u>救</u> 助用物資及び復旧資材の確保について の <u>協力</u> 、あっせんに関すること。																																					
〔略〕	〔略〕																																					
病院等経営者	〔略〕 ・被災した病院等の入院患者の <u>受け入れ</u> に関 すること。																																					
自治会等自治 組織	〔略〕																																					
〔略〕	〔略〕																																					
社会福祉施設 管理者	・避難施設の整備及び避難 <u>訓練の実施</u> に関 すること。 〔略〕 ・被災した社会福祉施設の入所者の <u>受け入 れ</u> に関すること。 〔略〕																																					
危険物関係施 設の管理者	・災害時における危険物の保安措置に関す ること。																																					
<u>ケーブルテレ ビ(株)</u> <u>ケーブルビジ ョン(株)</u> <u>(FMゆうが お)</u>	・ <u>市民に対する防災知識の普及に関するこ と。</u> ・ <u>情報の収集に関すること。</u> ・ <u>災害の発生、被害状況、災害対策活動、そ の他各種情報の収集</u> ・ <u>報道に関すること。</u> ・ <u>災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、 被害状況、官公署通報事項の周知</u> ・ <u>受信対策に関すること。</u> ・ <u>被災地への情報提供</u> ・ <u>放送通信施設の保守に関すること。</u> ・ <u>基地局装置、中継線送出音声調整装置の保 守</u> ・ <u>義援金品の募集、配分等の協力に関するこ と。</u>																																					

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由																												
4	14	<p>第4節 下野市の概要</p> <p>1 自然的条件</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 地 勢</p> <p>南北約15.2km、東西約11.5kmで、北は県都宇都宮市、南は小山市、東は真岡市と上三川町、西は栃木市と壬生町に接し、面積は74.58km²である。</p> <p>〔略〕</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>2 社会的条件</p> <p>(1) 人 口</p> <p>国勢調査によると、平成12年(57,447人)以降、増加傾向にあったものの、平成22年は59,483人、平成27年は59,444人(速報値)と、近年はほぼ横ばいで推移している。また、世帯数は、21,349世帯(速報値)であり、平成22年(20,501世帯)以降も依然として増加基調にある。</p> <p>年齢別3階層人口では、平成22年で老年人口(65歳以上)が19.0%、年少人口(0～14歳)が14.8%であり、老年人口の増加と年少人口の減少の傾向が進んできている。</p> <p>〔略〕</p> <p>(2) 土地利用状況</p> <p>本市における土地利用状況は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">土地利用状況 (平成27年)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>田</th> <th>畑</th> <th>宅地</th> <th>山林・原野</th> <th>雑種地</th> <th>その他</th> <th>総面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23.90</td> <td>16.88</td> <td>13.10</td> <td>4.40</td> <td>2.67</td> <td>13.63</td> <td>74.59</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(単位：km²)</p> <p>〔略〕</p>	田	畑	宅地	山林・原野	雑種地	その他	総面積	23.90	16.88	13.10	4.40	2.67	13.63	74.59	<p>第4節 下野市の概要</p> <p>1 自然的条件</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 地 勢</p> <p>南北約15.2km、東西約11.5kmで、北は県都宇都宮市、南は小山市、東は真岡市と上三川町、西は栃木市と壬生町に接し、面積は74.59km²である。</p> <p>〔略〕</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>2 社会的条件</p> <p>(1) 人 口</p> <p>国勢調査によると、平成12年(57,447人)以降、増加傾向にあったものの、平成22年は59,483人、平成27年は59,431人と、近年はほぼ横ばいで推移している。また、世帯数は、21,394世帯であり、平成22年(20,501世帯)以降も依然として増加基調にある。</p> <p>年齢別3階層人口では、平成27年で老年人口(65歳以上)が22.4%、年少人口(0～14歳)が13.8%であり、老年人口の増加と年少人口の減少の傾向が進んできている。</p> <p>〔略〕</p> <p>(2) 土地利用状況</p> <p>本市における土地利用状況は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">土地利用状況 (平成31年1月1日現在) (単位：km²)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>田</th> <th>畑</th> <th>宅地</th> <th>山林・原野</th> <th>雑種地</th> <th>その他</th> <th>総面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23.80</td> <td>16.14</td> <td>13.76</td> <td>3.90</td> <td>3.27</td> <td>13.72</td> <td>74.59</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料：栃木県統計年鑑</p> <p>〔略〕</p>	田	畑	宅地	山林・原野	雑種地	その他	総面積	23.80	16.14	13.76	3.90	3.27	13.72	74.59	統計情報等の更新に伴う修正
田	畑	宅地	山林・原野	雑種地	その他	総面積																										
23.90	16.88	13.10	4.40	2.67	13.63	74.59																										
田	畑	宅地	山林・原野	雑種地	その他	総面積																										
23.80	16.14	13.76	3.90	3.27	13.72	74.59																										
4	15	<p>(3) 交 通</p> <p>国道4号、<u>国道新4号</u>、国道352号、JR宇都宮線など首都圏の中心部と東北地方を結ぶ大動脈が南北に通っている。また、高速道路とのアクセスも栃木インターチェンジ(東北自動車道)に加え、北関東自動車道の壬生、宇都宮上三川の両インターチェンジの開通により、利便性がいっそう増している。</p> <p>〔略〕</p> <p>(4) 〔略〕</p>	<p>(3) 交 通</p> <p>国道4号、<u>新4号国道</u>、国道352号、JR宇都宮線など首都圏の中心部と東北地方を結ぶ大動脈が南北に通っている。また、高速道路とのアクセスも栃木インターチェンジ(東北自動車道)に加え、北関東自動車道の壬生、宇都宮上三川の両インターチェンジの開通により、利便性がいっそう増している。</p> <p>〔略〕</p> <p>(4) 〔略〕</p>																													

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
4	16	<p data-bbox="212 177 414 204">第 5 節 下野市の概要</p> <p data-bbox="212 245 831 408">栃木県は、地震被害に迅速、的確に対応し、総合的な防災体制を確立するための基礎資料として、県内において最も甚大な被害を被る可能性のある地震を想定し、その場合の被害を予測したほか、各市町が防災行政等の参考とするため、各市町直下の地震についても被害想定を行った。</p> <p data-bbox="241 419 282 443">〔略〕</p> <p data-bbox="212 485 340 509">1・2 〔略〕</p>	<p data-bbox="855 177 1057 204">第 5 節 下野市の概要</p> <p data-bbox="855 245 1473 408">栃木県は、平成25年度に地震被害に迅速、的確に対応し、総合的な防災体制を確立するための基礎資料として、県内において最も甚大な被害を被る可能性のある地震を想定し、その場合の被害を予測したほか、各市町が防災行政等の参考とするため、各市町直下の地震についても被害想定を行った。</p> <p data-bbox="884 419 925 443">〔略〕</p> <p data-bbox="855 485 983 509">1・2 〔略〕</p>	<p data-bbox="1498 245 2101 269">県が平成 25 年度に地震被害想定調査を実施しているため、文言追加</p>

第2編 水害、台風・竜巻等風害等対策編

第1章 災害予計画

節	頁	旧（平成28年3月）	新（今回修正案）	修正理由
1	101	<p>第1節 防災意識の高揚</p> <p>市民生活部（安全安心課） 教育委員会（学校教育課）</p> <p>〔略〕</p>	<p>第1節 防災意識の高揚</p> <p>市民生活部（安全安心課） 教育委員会（学校教育課）</p> <p>〔略〕</p>	
	102	<p>1 市民の防災意識の高揚</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 防災知識の普及啓発推進</p> <p>市は、県及び防災関係機関と連携し、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、<u>防災知識</u>の普及啓発を推進する。</p> <p>ア 普及啓発活動</p> <p>(ア) 主な普及啓発活動</p> <p>a・b 〔略〕</p> <p><u>c 広報紙等による広報活動の実施</u></p> <p><u>d～g</u> 〔略〕</p> <p>(イ) 消防団員（水防団員）等による防災普及啓発活動の促進</p> <p>市は、県と連携し、消防団員（水防団員）等による地域の巡回指導を促進するとともに、重要水防箇所、災害危険箇所・区域の場所、風水害等発生時にとるべき行動、避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。</p>	<p>1 市民の防災意識の高揚</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 防災知識の普及啓発推進</p> <p>市は、県及び防災関係機関と連携し、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、<u>民間団体等とも連携しながら防災知識</u>の普及啓発を推進する。</p> <p><u>また、市は、家庭等で普段からできる防災対策について、市民（特に若い世代）へ継続的に周知していくとともに、警戒レベルとそれに応じて住民がとるべき行動、避難指示等の住民に行動を促す情報等の意味について周知を図る。</u></p> <p><u>さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</u></p> <p>ア 普及啓発活動</p> <p>(ア) 主な普及啓発活動</p> <p>a・b 〔略〕</p> <p><u>c テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等による広報活動の実施</u></p> <p><u>d 電話帳（NTTハローページ及びNTT防災タウンページ）における避難場所等防災知識の普及</u></p> <p><u>e～h</u> 〔略〕</p> <p>(イ) 消防団員（水防団員）等による防災普及啓発活動の促進</p> <p>市は、県と連携し、消防団員（水防団員）等による地域の巡回指導を促進するとともに、重要水防箇所、災害危険箇所・区域の場所、<u>食料・飲料水の備蓄</u>、風水害等発生時にとるべき行動、<u>家族の連絡体制の確保の重要性等についての啓発</u>、避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。</p>	<p>県地域防災計画（P16～P17）に合わせる形で修正</p>
	103			

節	頁	旧（平成 28 年 3 月）	新（今回修正案）	修正理由
1	103	<p>(ウ) 効果的な防災情報の提供</p> <p>防災知識の普及に当たって、市は、県と連携し、インターネット等 I T 技術を活用し、災害対策情報 の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施するよう努める。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(ウ) 効果的な防災情報の提供</p> <p>防災知識の普及に当たって、市は、県と連携し、インターネット等 I C T 技術を活用し、災害情報 の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施するよう努める。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>県地域防災計画（P16～P17）に合わせる形で修正</p>
1	103 104	<p>2 児童・生徒及び教職員に対する防災教育</p> <p>市及び市教育委員会は、本章第19節「文教施設等災害予防対策」とおり、安全教育指導資料等の活用や防災に関する各種研修の実施により教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図ることに、学校教育を通じた児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通じて学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 防災知識の普及、訓練における避難行動要支援者への配慮</p> <p>市は、防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者への世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の避難行動要支援者に十分に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分に配慮するよう努める。</p> <p>7 言い伝えや教訓の継承</p> <p>市及び市民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等を有する地域について、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。</p>	<p>2 児童・生徒及び教職員に対する防災教育</p> <p>市及び市教育委員会は、本章第19節「文教施設等災害予防対策」とおり、安全教育指導資料等の活用や防災に関する各種研修の実施により教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図ることに、学校教育を通じた児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮</p> <p>市は、防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者への世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分に配慮するよう努める。</p> <p>7 言い伝えや教訓の継承</p> <p>市及び市民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等を大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。</p>	<p>県地域防災計画（P16～P17）に合わせる形で修正</p> <p>県地域防災計画（P18）に合わせる形で修正</p>
2	105	<p>第2節 自主防災組織・消防団の育成・強化</p> <p>市民生活部（安全安心課）</p> <p>災害発生時に対応できる体制を整えるため、自助、互助・共助の精神に基づき、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行う。</p> <p>1 現状と課題</p> <p>[略]</p> <p>(1) [略]</p>	<p>第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化</p> <p>市民生活部（安全安心課）</p> <p>災害発生時に速やかに対応できる体制を整えるため、自助、互助・共助の精神に基づき、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制の整備を行う。</p> <p>1 現状と課題</p> <p>[略]</p> <p>(1) [略]</p>	<p>県地域防災計画（P19）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
2	105	<p>(2) 消防団</p> <p>〔略〕</p> <p><u>これに対し、平成23年に女性消防団員が入団し、女性の視点やきめ細かさを活かして防火啓発を担うなど、活躍が期待されているところである。</u></p> <p>今後も、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団を将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在として位置づけ、装備の改善、団員確保等を進めるとともに、地域防災力の充実強化を図る。</p> <p><u>平成27年4月現在、下野市消防団は3地区8分団22部及び女性部、448人で構成されている。(資料3-1)</u></p> <p>2 個人・企業等における対策</p> <p>(1) <u>市民</u>の対策</p> <p>〔略〕</p>	<p>(2) 消防団</p> <p>〔略〕</p> <p>今後も、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団を将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在として位置づけ、装備の改善、団員確保等を進めるとともに、地域防災力の充実強化を図る。</p> <p><u>令和3年4月</u>現在、下野市消防団は3地区9分団21部、404人で構成されている。(資料3-1)</p> <p>(3) <u>ボランティア団体等</u></p> <p><u>困ったときには共に助け合う「共助」の精神に基づき、県内には、災害発生時に被災者への迅速かつきめ細かな支援が期待できる社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人、中間支援組織、地域団体等が数多く存在するが、被災者のニーズとボランティア等の活動をスムーズに結びつけることのできる環境を整備する必要がある。</u></p> <p>2 個人・企業等における対策</p> <p>(1) <u>市民個人</u>の対策</p> <p>〔略〕</p>	<p>女性消防団員は現在0名のため、文言削除</p> <p>現在の団体製及び団員数に修正</p> <p>県地域防災計画（P20）に合わせる形で文言追加</p>
2	106	<p>ア 市民が行う主な災害対策</p> <p>(ア) 防災に関する知識の取得</p> <p>a 〔略〕</p> <p>b <u>気象注警報</u>、水防警報、洪水予報、竜巻注意情報等の警戒情報</p> <p>c・d 〔略〕</p> <p>e 災害時にとるべき生命（いのち）・身体（み）を守るための行動（避難<u>勧告</u>等発表時の行動、避難方法、避難場所での行動等）等</p> <p>(イ) 家族防災会議の開催</p> <p>a・b 〔略〕</p> <p>c 家族の安否確認方法（<u>NTTの「災害用伝言ダイヤル」、携帯電話の「災害用伝言板」の活用等</u>）</p> <p>d 〔略〕</p> <p>(ウ) 非常用品等の準備、点検</p> <p>a・b 〔略〕</p> <p>c 土のう、スコップ、<u>大工道具</u>等資機材の整備・点検</p> <p>(エ)～(キ) 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p>	<p>ア 市民が行う主な災害対策</p> <p>(ア) 防災に関する知識の取得</p> <p>a 〔略〕</p> <p>b <u>気象警報・注意報</u>、水防警報、洪水予報、竜巻注意情報等の警戒情報</p> <p>c・d 〔略〕</p> <p>e 災害時にとるべき生命（いのち）・身体（み）を守るための行動（避難<u>指示</u>等発表時の行動、避難方法、避難場所での行動等）等</p> <p>(イ) 家族防災会議の開催</p> <p>a・b 〔略〕</p> <p>c 家族の安否確認方法（<u>NTTや各携帯電話会社が提供する災害用伝言サービスの活用等</u>）</p> <p>d 〔略〕</p> <p>(ウ) 非常用品等の準備、点検</p> <p>a・b 〔略〕</p> <p>c 土のう、スコップ、<u>大工道具、発電機（発電又は蓄電機能を有する車両を含む）</u>等資機材の整備・点検</p> <p>(エ)～(キ) 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p>	<p>県地域防災計画（P20）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
2	107	<p>3 自主防災組織の整備</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 自主防災組織の対策</p> <p>ア 危険箇所等の把握</p> <p>地域内の危険物集積地域、<u>ブロック塀の安全度等の把握と改善に努めるとともに、避難経路、避難場所、消火栓や防火水槽等の消防水利の所在及び状態を点検・確認し、危険箇所や避難場所への経路等を記載した防災・避難マップを作成するなど、平常時から地域全体で危険箇所等の把握や情報共有に努める。</u></p> <p>イ・ウ 〔略〕</p> <p>エ 地域の避難行動要支援者の把握</p> <p>市、消防機関、女性防火クラブ、民生委員児童委員、福祉関係者等の連携のもと、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導により、地域の避難行動要支援者の把握と<u>避難行動要支援者名簿の整備、さらに災害時</u>における救助・救護体制の確立に努める。</p> <p>オ 活動体制・連携体制の確立</p> <p>防災訓練や会合等を通して、災害時の応急・復旧対策活動における組織の活動体制、消防団、<u>他</u>自主防災組織、ボランティア団体等との連携体制を確立する。</p>	<p>3 自主防災組織の整備</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 自主防災組織の対策</p> <p>ア 危険箇所等の把握</p> <p>地域内の危険物集積地域、<u>延焼拡大危険地域、洪水浸水想定区域、土砂災害危険箇所</u>、ブロック塀の安全度等の把握と改善に努めるとともに、避難経路、避難場所、消火栓や<u>貯水槽・防火水槽</u>等の消防水利の所在及び状態を点検・確認し、危険箇所や避難場所への経路等を記載した防災・避難マップを作成するなど、平常時から地域全体で危険箇所等の把握や情報共有に努める。</p> <p>イ・ウ 〔略〕</p> <p>エ 地域の避難行動要支援者の把握</p> <p>市、消防機関、女性防火クラブ、民生委員児童委員、福祉関係者等の連携のもと、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導により、地域の避難行動要支援者の把握と<u>災害時</u>における救助・救護体制の確立に努める。</p> <p>オ 活動体制・連携体制の確立</p> <p>防災訓練や会合等を通して、災害時の応急・復旧対策活動における組織の活動体制、消防団、<u>他の</u>自主防災組織、ボランティア団体等との連携体制を確立する。</p>	<p>県地域防災計画（P21）に合わせる形で修正</p>
	108	<p>(3) 自主防災組織の育成・強化</p> <p>ア 組織化及び活性化の促進</p> <p>市は、県と連携し、自主防災組織の100%組織化を目指し、既存の自治会等を積極的に活用し、結成推進、育成を<u>推進する</u>。また、結成後の活動の惰性を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなどの工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。<u>。</u></p> <p>(ア)～(エ) 〔略〕</p> <p>(オ) 広報活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及）</p> <p>イ 〔略〕</p>	<p>(3) 自主防災組織の育成・強化</p> <p>ア 組織化及び活性化の促進</p> <p>市は、県と連携し、自主防災組織の100%組織化を目指し、既存の自治会等を積極的に活用し、結成推進、育成を<u>図る</u>。また、結成後の活動の惰性を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなどの工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。<u>。さらに、男女双方の視点による防災活動が可能となるよう、女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。</u></p> <p>(ア)～(エ) 〔略〕</p> <p>(オ) 広報活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及）<u>等</u></p> <p>イ 〔略〕</p>	<p>県地域防災計画（P22）に合わせる形で文言追加</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
2	108	<p>4 消防団（水防団）の活性化の推進</p> <p>〔前略〕</p> <p>また、消防団は、定例の活動のほか、防災訓練や会合等を<u>通じて</u>自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。</p> <p>(1) <u> 団活性化総合計画の策定</u></p> <p>(2) <u> 団活動に必要な各種資材の整備・充実</u></p> <p>(3) <u> 団員に対する各種教育訓練の実施</u></p> <p>(4) <u> 地域住民に対する 団活動や加入促進の広報</u></p> <p>5 〔略〕</p> <p>6 人的ネットワークづくりの推進</p> <p>災害発生時における被害を最小限に防ぐため、市は、県の協力を得て、<u>消防本部、警察署等</u>の防災関係機関、自主防災組織、女性防火クラブ等の地域組織、民生・児童委員等の福祉関係者及び本章第3節「ボランティア活動の環境整備」に定めるボランティア等との連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出・救護といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。</p>	<p>4 消防団（水防団）の活性化の推進</p> <p>〔前略〕</p> <p>また、消防団は、定例の活動のほか、防災訓練や会合等を<u>通して</u>自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。</p> <p>(1) <u>消防団</u>活性化総合計画の策定</p> <p>(2) <u>消防団</u>活動に必要な各種資材の整備・充実</p> <p>(3) <u>消防団</u>員に対する各種教育訓練の実施</p> <p>(4) 地域住民に対する<u>消防団</u>活動や加入促進の広報 <u>等</u></p> <p>5 〔略〕</p> <p>6 人的ネットワークづくりの推進</p> <p>災害発生時における被害を最小限に防ぐため、市は、県の協力を得て、<u>消防、県警察等</u>の防災関係機関、自主防災組織、女性防火クラブ等の地域組織、民生・児童委員等の福祉関係者及び本章第3節「ボランティア活動の環境整備」に定めるボランティア等との連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出・救護といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。</p>	県地域防災計画（P22～P23）に合わせる形で修正
109	<p>7 住民及び事業者による地区内の防災活動の<u>推進</u></p> <p>〔前略〕</p> <p>市は、市防災会議において、提案された計画の趣旨を踏まえた上で、必要に応じて、<u>本計画</u>に当該計画を位置付ける。</p>	<p>7 住民及び事業者による地区内の防災活動の<u>推進（地区防災計画策定の推進）</u></p> <p>〔前略〕</p> <p>市は、市防災会議において、提案された計画の趣旨を踏まえた上で、必要に応じて、<u>市地域防災計画</u>に当該計画を位置付ける。</p>		

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
3	110	<p>旧 (平成 28 年 3 月)</p> <p>第3節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>健康福祉部 (社会福祉課) 市社会福祉協議会</p> <p>市は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、<u>市社会福祉協議会災害時対応マニュアルに基づき、市社会福祉協議会、県及び防災関係機関との災害時における連携体制の強化を図る。</u></p>	<p>新 (今回修正案)</p> <p>第3節 災害関係ボランティアの環境整備</p> <p>健康福祉部 (社会福祉課) 市社会福祉協議会</p> <p>市は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、<u>災害時に</u>対応できる体制の整備を促進する。</p>	<p>県地域防災計画 (P20) に合わせる修正</p>
		<p>1 ボランティアの環境整備</p> <p>市は、県及び市社会福祉協議会等と連携して、市民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の環境整備に努める。</p> <p>(1) <u>ボランティアに係る広報の実施</u></p> <p>様々な広報媒体を通じて、市のボランティア活動の受入・支援体制やボランティア団体の活動事例等を紹介することにより、市民のボランティアに関する意識の啓発及びボランティア活動への参加の促進に努める。</p> <p>(2) <u>ボランティア登録制度の確立</u></p> <p>市社会福祉協議会等と協力し、各種ボランティア団体等の事前登録を実施する。</p> <p>また、医療、建築、通訳等の専門ボランティアについても登録制度等を導入し、人材の確保を図る。</p> <p>(3) <u>災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成・研修事業の実施</u></p> <p>ア 防災活動への援助技術等の研修を実施し、災害救助活動を調整するボランティアリーダー、コーディネーター等の養成を図る。</p> <p>イ ボランティアを対象とする講習会等を実施し、災害時の活動に必要な知識の習得や訓練の機会を提供する。</p> <p>(4) <u>ボランティア活動拠点等の指定</u></p> <p>災害時にボランティア活動が効果的に行えるよう、ボランティア活動の拠点施設として、市社会福祉協議会の事務所である「下野市保健福祉センターゆうゆう館」を指定し、当該施設において必要な機器・資材の整備に努める。</p> <p>(5) <u>補償体制の充実</u></p> <p>ボランティアが安心してボランティア活動に参加できるよう、ボランティア活動保険への加入を徹底する。</p>	<p>1 一般ボランティア</p> <p>(1) <u>ボランティア活動の環境整備</u></p> <p>県、市及び市社会福祉協議会は、市民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の環境整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに係る広報の実施 ・災害ボランティアの災害対応力の強化のための訓練の実施 ・災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成・研修事業の実施 ・ボランティア団体の育成・支援 ・災害救援活動に係るマニュアルの策定 <p>(2) <u>行政とボランティア団体等との連携</u></p> <p>県及び市は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から日本赤十字社栃木県支部、市社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図る。</p> <p>ア 市地域防災計画上での社会福祉協議会との連携及び災害ボランティアセンターの設置方針等の明記</p> <p>イ 各市町災害ボランティアセンター情報の県域での集約と住民への情報提供方法の確立</p> <p>ウ ボランティア活動を支援する体制の構築</p> <p>県は、災害ボランティア活動支援方針に基づき、災害ボランティア活動連絡会議を設置し、平常時には研修や訓練による団体間の連携強化や理解促進などの災害ボランティア活動に参加しやすい環境づくり、災害時には災害ボランティア活動に関する情報共有や協議を行う。</p>	<p>県地域防災計画 (P23～P24) に合わせる形で文言追加</p>

節	頁	旧（平成 28 年 3 月）	新（今回修正案）	修正理由
		<p>2 ボランティア団体との連携</p> <p>市は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から市社会福祉協議会、ボランティア団体、災害時に各種支援活動を行うNPO法人等民間組織との連携を図り、ボランティア活動に必要な体制を整備する。</p> <p>(1) 市災害ボランティアセンターの設置運営</p> <p>市災害ボランティアセンターは、災害時にボランティアニーズが発生した場合、市社会福祉協議会災害時対応マニュアルに基づき、市社会福祉協議会内においてボランティア団体等の協力を得て設置されるものである。市は、市社会福祉協議会及び関係機関と連携・協力して市災害ボランティアセンターの運営に必要な支援を行う。</p> <p>(2) 市災害ボランティアセンターからの情報提供方法の確立</p> <p>市及び市社会福祉協議会は、市社会福祉協議会災害時対応マニュアルに基づき、災害時における市のボランティア受入体制、受付窓口、被災地のボランティアニーズ等、市災害ボランティアセンターからの情報発信・提供方法について確認をしておく。</p> <p>3 災害ボランティアの活動内容</p> <p>災害ボランティアとは、災害発生時に被災地域や被災者の自立を支援することを目的とした善意の活動を行う個人・団体をいう。災害時におけるボランティア活動には、以下に例示するように、専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアと、被災者の生活支援を目的に専門作業以外の作業に自主的に参加する一般ボランティアとがある。</p> <p>(1) 専門ボランティア</p> <p>ア 医療</p> <p>イ 高齢者、障がい者等の介護</p> <p>ウ 農林、土木・建築物関係（農地、農業用施設の災害復旧に係る技術者、重機関係有資格者などによるボランティア）</p> <p>エ 輸送（航空機、船舶、特殊車両等の操縦・運転）</p> <p>オ 通訳（外国語、手話）</p> <p>カ アマチュア無線による通信</p> <p>キ ボランティア・コーディネート業務</p> <p>(2) 一般ボランティア</p> <p>ア 災害情報・生活情報等の収集、伝達</p> <p>イ 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援</p> <p>ウ 救援物資、資器材の仕分け・配給</p> <p>エ 軽易な応急・復旧作業</p> <p>オ 災害ボランティアの受入業務</p>	<p>2 専門ボランティア</p> <p>災害時において、専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアには、以下のものがある。</p> <p>(1) 山地防災ヘルパー</p> <p>(2) 砂防ボランティア</p> <p>(3) 農村災害復旧専門技術者</p> <p>(4) 被災地危険度判定士</p> <p>(5) 災害時外国人サポーター及び災害時外国人キーパーソン</p> <p>(6) 災害復旧技術専門家</p> <p>(7) 栃木県災害復旧技術アドバイザー</p>	<p>県地域防災計画（P24）に合わせる形で文言追加</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
4	111	<p>第4節 防災訓練</p> <p>市民生活部（安全安心課） 教育委員会（学校教育課）</p> <p><u>自主防災組織、事業所、防災関係機関が個別に、また、それぞれ連携のもとに防災訓練を継続的に実施し、災害発生時の対応能力の向上を図るとともに、各自の役割に応じた活動が円滑かつ組織的に進められるよう、市は、総合防災訓練の実施に努める。</u></p> <p>1 総合防災訓練</p> <p><u>地域防災計画の検証や防災関係機関との連携強化、さらには防災意識の高揚を図るため、市民や防災関係機関、学校、事業所等の参加を得て、次のような内容を組み合わせた総合防災訓練を年1回実施する。実施に当たっては、東日本大震災の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助、互助・共助による活動を重視する。</u></p> <p><u>また、市は、災害時の応急対策活動に果たす市民の役割の重要性に鑑み、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めるとともに、自主防災組織等市民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。</u></p> <p><u>さらに、訓練の実施に際しては、浸水想定区域を踏まえ、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど、実践に即した訓練とする。</u></p> <p>(1) <u>避難誘導、避難所・救護所設置運営及び炊き出し訓練</u></p> <p>(2) <u>職員の動員及び災害対策本部設置訓練</u></p> <p>(3) <u>情報の収集・伝達及び災害広報訓練</u></p> <p>(4) <u>消火、救出、救助訓練</u></p> <p>(5) <u>応急救護、応急医療訓練</u></p> <p>(6) <u>広域応援訓練</u></p> <p>(7) <u>交通規制訓練</u></p> <p>(8) <u>救援物資及び緊急物資輸送訓練</u></p> <p>(9) <u>ライフライン機関の応急復旧訓練等</u></p>	<p>第4節 防災訓練の実施</p> <p>市民生活部（安全安心課） 教育委員会（学校教育課）</p> <p><u>実動訓練等具体的な訓練のほか、初動対応に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、災害時に効果的な災害応急対策の実施に資する。</u></p> <p>1 総合防災訓練</p> <p><u>地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、市民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施する。実施に当たっては、東日本大震災等の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助・互助・共助による活動を重視する。</u></p> <p><u>また、市は、災害時の応急対策活動に果たす住民の役割の重要性に鑑み、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めるとともに、自主防災組織等市民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。</u></p> <p><u>総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を主に毎年度実施する。</u></p> <p>(1) <u>職員の動員、災害対策本部、現地災害対策本部、支部、応援支部設置訓練</u></p> <p>(2) <u>情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練</u></p> <p>(3) <u>水防訓練</u></p> <p>(4) <u>救出・救助訓練</u></p> <p>(5) <u>避難誘導、避難場所・救護所設置運営、炊き出し訓練</u></p> <p>(6) <u>応急救護、応急医療訓練</u></p> <p>(7) <u>ライフライン応急復旧訓練</u></p> <p>(8) <u>警戒区域の設定、交通規制訓練</u></p> <p>(9) <u>支援物資・緊急物資輸送訓練</u></p> <p>(10) <u>ヘリコプターを活用した訓練（航空偵察訓練、消火訓練及び救助訓練）</u></p> <p>(11) <u>広域応援訓練</u></p> <p>(12) <u>避難行動要支援者避難支援訓練</u></p> <p>(13) <u>災害ボランティアセンター設置運営訓練</u></p>	<p>県地域防災計画（P26）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧（平成 28 年 3 月）	新（今回修正案）	修正理由
4	111	<p>2 市及び防災関係機関の訓練</p> <p><u>防災活動の要となる市及び防災関係機関は、地域防災計画を検証し、災害時における職員の迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模災害の発生を想定した次のような訓練を実施する。</u></p> <p>(1) 情報収集・伝達訓練 (2) 非常招集訓練 (3) 避難訓練 (4) 避難行動要支援者避難支援訓練 (5) 図上訓練 (6) その他</p> <p><u>なお、訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定等を考慮し、より現実的な内容となるよう努める。</u></p>	<p>2 防災図上総合訓練</p> <p><u>市は、県、防災関係機関等と連携し、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、県と市町等が相互に協力し大規模災害を想定した防災図上総合訓練を定期的に繰り返し実施する。</u></p> <p><u>特に発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練を行い、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。また、県と市との情報収集及び伝達、連絡連携体制の充実が肝要であることから、実際に避難所を開設し住民等が避難を実施するといった実動訓練を併せて実施するなど、更に実践的な訓練の実施に努める。なお、訓練の実施に当たっては、訓練実施地のハザードマップや実際の被害想定等を考慮し、より実践的な内容となるよう努める。</u></p>	県地域防災計画（P27）に合わせる形で修正
112	<p>3 市民及び事業所等の訓練</p> <p><u>自治会及び自主防災組織、事業所等は、災害時の自主的な防災行動力を高め、また、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、積極的に総合防災訓練へ参加するとともに、次に掲げる項目を中心に、防災訓練を実施することなどを通じて、地域住民が主体となった自助・互助・共助による活動の充実に努める。</u></p> <p>(1) 情報伝達訓練 (2) 避難訓練、避難誘導訓練 (3) 初期消火訓練 (4) 救出・救護訓練 (5) 炊き出し訓練 (6) 避難行動要支援者避難支援訓練 等</p> <p>4 児童生徒等の防災訓練</p> <p><u>各学校は、災害を想定した避難訓練を定期的に実施し、児童生徒の避難行動、教職員による誘導・防災活動等の習熟に努める。</u></p> <p><u>特に児童生徒一人ひとりが的確な判断と機敏な行動がとれるよう、次のような教育を行うとともに、実践的な訓練の実施に努める。</u></p> <p>(1) 災害に関する基礎知識 (2) 学校の立地条件、地域の危険箇所等に関する知識 (3) 避難所、避難場所等に関する知識 (4) 自衛意識に関する知識 (5) 事後の対応</p>	<p>3 非常招集訓練</p> <p><u>市は、県と連携し、災害時における職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を毎年度実施する。</u></p> <p>4 通信訓練・情報伝達訓練</p> <p><u>市は、県、防災関係機関等と連携し、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速・適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。</u></p> <p>5 水防訓練</p> <p><u>水防管理団体は、消防本部と協力し、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団の参加を得た水防訓練を毎年度実施する。</u></p> <p>6 市民、自主防災組織、事業所等の訓練</p> <p><u>防災意識の高揚や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関が参加した訓練を実施することなどを通して、地域住民が主体となった自助・互助・共助による活動の充実に努める。</u></p> <p>(1) 情報伝達訓練 (2) 避難訓練、避難誘導訓練 (3) 救出・救護訓練 (4) 避難行動要支援者避難支援訓練 等</p>		

節	頁	旧（平成28年3月）	新（今回修正案）	
5	113	<p>第5節 避難行動要支援者対策</p> <p>健康福祉部（社会福祉課・こども福祉課・高齢福祉課） 総合政策部 市民生活部 教育委員会</p> <p>市は、県と連携し、災害時の一連の行動に支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して、避難行動要支援者名簿の作成、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備及び公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。</p> <p>1 現状と課題</p> <p>〔前略〕</p> <p>こうした災害時の一連の行動において<u>支援を必要とする</u>一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者<u>などの避難行動要支援者は、本市においても年々増加しており、この傾向は今後も続くものと思われる。</u></p> <p>平成16年に発生した新潟・福島豪雨、福井豪雨、新潟県中越地震では、逃げ遅れた高齢者が犠牲となる<u>ケースや被災後のストレスや心労</u>により高齢者が死亡するケースが多く見られた。また、平成23年3月に発生した東日本大震災においても、津波等による犠牲者の約65%が60歳以上、震災関連死では65歳以上の高齢者が約9割を占める状況（復興庁調査）となっている。</p> <p>これらのことから、避難行動要支援者に対する対策を一層強化する必要がある。</p> <p>2 地域における安全性の確保</p> <p>〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>ア 要配慮者の把握</p> <p>市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市内の関係部局で把握している<u>要介護高齢者</u>や障がい者等の情報を集約するよう努めるとともに、必要に応じ県やその他の機関に対して情報提供を求める。</p> <p>イ・ウ 〔略〕</p>	<p>第5節 避難行動要支援者対策</p> <p>健康福祉部（社会福祉課・こども福祉課・高齢福祉課） 総合政策部 市民生活部 教育委員会</p> <p>市は、県と連携し、<u>要配慮者のうち</u>、災害時の一連の行動に支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して、避難行動要支援者名簿の作成、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備及び公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。</p> <p>1 現状と課題</p> <p>〔前略〕</p> <p>こうした災害時の一連の行動において<u>特に配慮を要する者である</u>一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、<u>妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人などの要配慮者のうち</u>、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、<u>その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものである避難行動要支援者は、高齢化の進行、国際化の進展等により、増加傾向が続いており、今後も増加していくものと思われる。</u></p> <p>平成16年に発生した新潟・福島豪雨、福井豪雨、新潟県中越地震では、逃げ遅れた高齢者が犠牲となる<u>ケースや</u>、被災後のストレスや<u>疲</u>労により高齢者が死亡するケースが多く見られた。また、平成23年3月に発生した東日本大震災においても、津波等による犠牲者の約65%が60歳以上、震災関連死では65歳以上の高齢者が約9割を占める状況（復興庁調査）となっている。</p> <p>これらのことから、避難行動要支援者に対する対策を一層強化する必要がある。</p> <p>2 地域における安全性の確保</p> <p>〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>ア 要配慮者の把握</p> <p>市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市内の関係部局で把握している<u>高齢者</u>や障がい者等の情報を集約するよう努めるとともに、必要に応じ県やその他の機関に対して情報提供を求める。</p> <p>イ・ウ 〔略〕</p> <p><u>エ 避難行動要支援者名簿の管理</u></p> <p><u>市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</u></p>	<p>栃木県地域防災計画（P28）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（P28）に合わせる形で修正</p>
	114			<p>栃木県地域防災計画（P29）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧（平成 28 年 3 月）	新（今回修正案）	修正理由
5	114 119	<p>(3) 地域の協力体制の整備</p> <p>避難行動要支援者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助けあう環境が整備されることが重要である。そのため、市は、<u>民生委員児童委員、自治会、自主防災組織、民間ボランティア等</u>と協力して、避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。</p> <p>ア～ウ 〔略〕</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p> <p>(6) 福祉避難所の確保等</p> <p>市は、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、避難行動要支援者が安心して避難生活ができる体制・設備を整備した避難所を福祉避難所として指定し、必要数を確保する。また、<u>避難行動要支援者のニーズに適切に応えられるよう、相談窓口の設置体制を整備する。</u></p> <p>(7) <u>幼児</u>対策</p> <p>市は、県と連携し、幼稚園・保育所の管理責任者に対し、災害時における<u>幼児</u>の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。</p> <p>特に、<u>下野市立吉田保育園</u>については、浸水想定区域内に立地しているため、電話により洪水予報を伝達する等、避難体制を整備する。</p> <p>(8) 〔略〕</p>	<p>(3) 地域の協力体制の整備</p> <p>避難行動要支援者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助けあう環境が整備されることが重要である。そのため、市は、<u>自主防災組織、自治会、消防団、民生委員児童委員、警察署、医療機関、福祉関係機関等</u>と協力して、避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。</p> <p>ア～ウ 〔略〕</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p> <p>(6) 福祉避難所の確保等</p> <p>市は、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、避難行動要支援者が安心して避難生活ができる体制・設備を整備した避難所を福祉避難所として指定し、必要数を確保する。また、<u>様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を平常時から住民に事前周知するとともに、要配慮者のニーズに適切に応えられるよう、相談窓口を設置する。</u></p> <p>(7) <u>乳幼児</u>対策</p> <p>市は、県と連携し、幼稚園・保育所の管理責任者に対し、災害時における<u>乳幼児</u>の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。</p> <p>特に、<u>下野市立グリム保育園</u>、下野市立吉田保育園については、浸水想定区域内に立地しているため、電話により洪水予報を伝達する等、避難体制を整備する。</p> <p>(8) 〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画（P 29）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（P 30）に合わせる形で修正</p> <p>浸水想定区域内にあるグリム保育園が抜けていたため追加</p>
5	120	<p>3 社会福祉施設等における安全性の確保</p> <p>(1) 施設の整備</p> <p>ア・イ 〔略〕</p>	<p>3 社会福祉施設等における安全性の確保</p> <p>(1) 施設の整備</p> <p>ア・イ 〔略〕</p> <p>(2) <u>非常災害に関する計画の作成</u></p> <p><u>市は、県と連携し、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導するとともに、施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。</u></p> <p><u>社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、当該計画及び体制に従業者及び利用者に周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施する</u></p>	<p>栃木県地域防災計画（P 31）に合わせる形で追加</p>

節	頁	旧（平成 28 年 3 月）	新（今回修正案）	修正理由
5	120	<p>(2) 緊急連絡体制の確保</p> <p>市は、<u>社会福祉施設と協議し、災害時の情報連絡窓口について相互に確認・把握しておくなど、緊急連絡体制の確保に努める。</u></p> <p>(3) 社会福祉施設機能の弾力的運用</p> <p>市は、県と連携し、災害により被災した高齢者、<u>身体障がい者、知的障がい者等避難行動要支援者</u>に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。</p> <p>(4) 夜間体制の充実 〔略〕</p> <p>(5) 防災教育・訓練の充実</p> <p>市は、社会福祉施設の管理責任者に対し、職員、利用者の防災訓練を定期的実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導する。</p>	<p>(3) 緊急連絡体制の確保</p> <p>市は、<u>社会福祉施設に市防災行政無線等の通信手段を整備し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努める。</u></p> <p>(4) 社会福祉施設機能の弾力的運用</p> <p>市は、県と連携し、災害により被災した高齢者、<u>障がい者等要配慮者</u>に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。</p> <p>(5) 夜間体制の充実 〔略〕</p> <p>(6) <u>洪水浸水想定区域等や土砂災害警戒区域の情報提供等</u></p> <p>市は、<u>洪水浸水想定区域、ダム下流河川の浸水想定範囲及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、市地域防災計画にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。</u></p> <p>市は、<u>県と連携し、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。</u></p> <p>(7) 防災教育・訓練の充実</p> <p>市は、<u>県と連携し、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき</u>、職員、利用者の防災訓練を定期的実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導する。</p>	<p>前項追加による項ズレ</p> <p>栃木県地域防災計画（P 31）に合わせる形で修正</p> <p>前項追加による項ズレ</p> <p>栃木県地域防災計画（P 31）に合わせる形で追加</p> <p>前項追加による項ズレ</p> <p>栃木県地域防災計画（P 32）に合わせる形で修正</p>
5	121	<p>4 災害時に重要な役割を果たす公共の施設における対策</p> <p>(1) 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策</p> <p>市は、県と連携し、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共の施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、<u>避難行動要支援者</u>に配慮した対策を推進する。</p> <p>(2) 〔略〕</p>	<p>4 災害時に重要な役割を果たす公共の施設における対策</p> <p>(1) 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策</p> <p>市は、県と連携し、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共の施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、<u>要配慮者</u>に配慮した対策を推進する。</p> <p>(2) 〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画（P 32）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
5	121	<p>5 外国人に対する対策</p> <p><u>(1) 多言語化による外国人（日本語の理解が十分でないもの）への防災知識の普及</u> 市は、国際交流協会と連携し、外国人（日本語の理解が十分でない者）に対して、市の広報紙等への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及や啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供を推進する。また、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化（平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマーク）に努める。</p> <p>(2) 地域等における安全性の確保 市は、外国人の地域等における安全性の確保のため、次の点に留意する。 ア・イ [略]</p>	<p>5 外国人に対する防災対策</p> <p><u>(1) 外国人への防災知識の普及</u> 市は、県と連携して、外国人に対して、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及や啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供を推進する。 また、市は、外国人に配慮し、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマーク（平成 28 年 3 月 28 日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用する事等を指示された平成 28 年 3 月 22 日付で日本産業規格（以下「JIS」という。）において、制定・改正され、公示されたピクトグラム）の共通化に努める。</p> <p>(2) 地域等における安全性の確保 市は、外国人の地域等における安全性の確保のため、次の点に留意する。 ア・イ [略]</p>	<p>栃木県地域防災計画（P31）に合わせる形で修正</p>
	122	<p>ウ 外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対して、これらの者への<u>対策や防災教育</u>を実施するよう指導する。</p> <p><u>(3) 災害時外国人サポーターの確保</u> 市は、県と連携し、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。</p> <p><u>(4) 災害時における外国人支援体制の整備</u> 市は、県や国際交流協会から支援を受けながら、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人（日本語の理解が十分でない者）の安全体制の確保に努める。</p>	<p>ウ 外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対して、これらの者への<u>防災教育等</u>を実施するよう指導する。</p> <p><u>(3) 災害時外国人サポーター及び災害時外国人キーパーソンの確保</u> 市は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。</p> <p><u>(4) 災害時における外国人支援体制の整備</u> 市は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。</p>	<p>栃木県地域防災計画（P32～P33）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧（平成 28 年 3 月）	新（今回修正案）	修正理由
6	123	<p>第 6 節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 総務部（契約検査課） 市民生活部（安全安心課）</p> <p>〔略〕</p> <p>1 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備</p> <p>(1) 市の備蓄推進（資料 8－1）</p> <p>〔略〕</p> <p>ア 現物備蓄の実施</p> <p>次のような品目について、防災拠点に備蓄を行う。</p> <p>(ア) 食料：アルファ米、かゆ、ソフトパン等</p> <p>(イ) 〔略〕</p> <p>(ウ) 飲料水（ペットボトル）</p> <p>イ 食料及び生活必需品の調達体制の整備（流通備蓄の実施）</p> <p>次のような品目について、流通備蓄により災害時に必要な物資の調達体制を整備する。</p> <p>〈備蓄品目〉</p> <p>(ア)・(イ) 〔略〕</p> <p>(ウ) 光熱材料：灯油、ポリタンク、L P ガス、コンロ、木炭等</p> <p>(エ) 避難行動要支援者用：特別用途食品、粉ミルク、ほ乳びん、紙おむつ等</p> <p>※特別用途食品とは</p> <p>〔前略〕</p> <p>例えば、乳児のための粉ミルクやアレルゲン除去食品など様々なものがあり、国の標示許可あるいは承認を受けて特別用途食品マークが付けられている。</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>エ 燃料の確保対策</p> <p>〔略〕</p>	<p>6 節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 総務部（契約検査課） 市民生活部（安全安心課）</p> <p>〔略〕</p> <p>1 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備</p> <p>(1) 市の備蓄推進（資料 8－1）</p> <p>〔略〕</p> <p>ア 現物備蓄の実施</p> <p>次のような品目について、防災拠点に現物備蓄を行う。なお、備蓄にあたっては、要配慮者や食物アレルギーのある者にも配慮した品目選定を行う。</p> <p>(ア) 飲食物：水、アルファ米、かゆ、ソフトパン等</p> <p>(イ) 〔略〕</p> <p>イ 食料及び生活必需品の調達体制の整備（流通備蓄の実施）</p> <p>要配慮者や女性、子ども、食物アレルギーのある者等の多様なニーズを補完するため、関係機関や事業者と協定を締結し、次のような品目について調達体制を整備する。なお、市内のどの地域においても速やかに物資を供給できるよう、市内外に広く分布している機関、事業者（大規模小売店等）からの調達体制の整備に努める。</p> <p>〈備蓄品目〉</p> <p>(ア)・(イ) 〔略〕</p> <p>(ウ) 光熱材料：灯油、ポリタンク、L P ガス、コンロ、木炭、発電又は蓄電機能を有する車両等</p> <p>(エ) 要配慮者等用：特別用途食品、乳児ミルク、ほ乳びん、紙おむつ等</p> <p>※特別用途食品とは</p> <p>〔前略〕</p> <p>例えば、乳児のための粉ミルクやアレルゲン除去食品など様々なものがあり、国の標示、許可あるいは承認を受けて特別用途食品マークが付けられている。</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>エ 平常時における燃料確保対策</p> <p>〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画（P34）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（P34）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（P35）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（P35）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧（平成 28 年 3 月）	新（今回修正案）	修正理由
6	124	<p>(2) 市民の備蓄推進</p> <p><u>ア 市は、県と連携し、講演会、広報紙、インターネット等各種媒体を通して市民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。</u></p> <p><u>イ 市民は、災害発生から2～3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、自分の身は自分で守るという「自助」の精神に基づき、各家庭において非常持出品のほか、3日分相当の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。</u></p> <p>(3) 企業・事業所等の備蓄推進 〔略〕</p> <p>2 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備</p> <p><u>災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、資機材の備蓄、調達体制を整備する。また、資機材の備蓄に当たっては、「災害時における備蓄品の共同利用に関する協定」（資料2-2）等に基づく共同備蓄や自主防災組織における備蓄を促進する。</u></p> <p><u>なお、防災用資機材の管理に当たっては、災害の発生に備え、資機材を常に良好な状態に保つよう努める。</u></p> <p>3 物資・資機材等備蓄スペースの確保</p> <p><u>学校や公民館等避難所</u>となる施設の空きスペースを積極的に活用し、必要な物資や資機材等の計画的な備蓄を促進する。</p> <p>4 物資の供給体制及び受入体制の整備</p> <p>市は、県と連携し、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の配送方法の確立等<u>避難所</u>への供給体制の整備及び被災地外からの<u>救援</u>物資等の受入体制の整備に努める。</p> <p>5 輸送手段の確保体制の整備</p> <p>市は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備<u>する</u>。</p>	<p>(2) 企業・事業所等の備蓄推進 〔略〕</p> <p>2 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備</p> <p><u>県及び市は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、資機材の備蓄、調達体制を整備する。</u></p> <p>(1) 備蓄対象品目</p> <p><u>対象品目は、消火活動、水防活動、人命救助活動、被災住民の避難生活等において必要な資機材とする。</u></p> <p>(2) 各機関の対策</p> <p>ア 市の対策</p> <p><u>市は、地域の実情に応じ必要と想定される資機材を中心に、備蓄、調達体制を整備する。</u></p> <p><u>なお、市単独の備蓄のほか、必要に応じ、近隣市町との共同備蓄の推進に努める。</u></p> <p><u>また、各地域の自主防災組織に対して、必要な資機材の備蓄を行うよう指導するとともに、資機材の整備に対する支援を計画的に実施する。</u></p> <p>イ 県の対策</p> <p><u>県は、市町の備蓄体制を補完する立場から、地方合同庁舎、水防倉庫等の備蓄倉庫に資機材の備蓄を行うとともに、関係機関や事業者等と協定を締結し、調達体制を整備する。</u></p> <p><u>さらに、県は、市が自主防災組織に対して行う資機材の整備支援に対して、財政的な補助を行う。</u></p> <p>ウ 防災用資機材の管理者における対策</p> <p><u>防災用資機材の管理者は、災害の発生に備え、資機材を常に良好な状態に保つよう努める。</u></p> <p>3 物資・資機材等備蓄スペースの確保</p> <p><u>市は、学校や公民館等避難場所</u>となる施設の空きスペースを積極的に活用し、必要な物資や資機材等の計画的な備蓄を促進する。</p> <p>4 物資の供給体制及び受入体制の整備</p> <p>市は、県と連携し、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の<u>輸送手段の確保</u>や配送方法の確立等<u>避難場所</u>への供給体制の整備及び被災地外からの<u>支援</u>物資等の受入体制の整備に努める。</p> <p>5 輸送手段の確保体制の整備</p> <p>市は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備<u>しておく</u>。</p>	<p>栃木県地域防災計画（P36）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（P37）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
7	125	<p>第7節 水害、台風・竜巻等風害に強いまちづくり</p> <p>市民生活部 (安全安心課) 建設水道部 (建設課・都市計画課・区画整理課)</p> <p><u>水害、台風・竜巻等風害に強いまちづくりを推進するため、市は、都市整備に係る各機関と協力して、道路、公園、河川などの骨格的な都市基盤としての公共施設整備のほか、住宅、産業、教育、福祉医療等の施設の配置についても計画的な土地利用を図り、防災上危険な市街地の解消を図るなど総合的な施策を展開する。</u></p> <p>1 災害に強い都市整備の計画的な推進 〔前略〕 市は、県と連携し、次の事業の実施を図る<u>ものとする。</u></p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 防災の視点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進 都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を市民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。<u>このため、防災の視点を踏まえた都市計画マスタープランの策定を推進するなど、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。</u></p> <p>2 災害に強い都市構造の形成</p> <p>(1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり 防災上危険な密集市街地の解消のためには、幹線道路などの主要な<u>公共施設整備</u>だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要であり、災害に強い都市構造とするには、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業等の推進が必要である。 このため、市は、土地区画整理事業等を計画的に実施し、災害に強いまちづくりを推進する。 <u>ア 土地区画整理事業</u> <u>既成市街地及びその周辺部において、健全な市街地の形成を図るため、また、良好な市街地空間を形成し防災上の向上を図るため、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地の一体的な整備を促進する。</u></p>	<p>第7節 水害、台風・竜巻等風害に強いまちづくり</p> <p>市民生活部 (安全安心課) 建設水道部 (建設課・都市計画課・区画整理課)</p> <p><u>水害、台風・竜巻等風害に強いまちづくりを行うため、市は、防災の視点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消などの市街地対策並びに治水、砂防、治山の各種事業を総合的かつ計画的に展開する。</u></p> <p>1 災害に強い都市整備の計画的な推進 〔前略〕 市は、県と連携し、次の事業の実施を図る<u>。</u></p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 防災の視点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進 都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を市民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。 <u>よって、防災の視点を考慮しつつ、市の都市計画マスタープランの策定を推進するとともに、これらの市マスタープランや県が策定した都市計画区域マスタープラン等に基づき、市は、市民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。</u></p> <p>2 災害に強い都市構造の形成</p> <p>(1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり 防災上危険な密集市街地の解消のためには、幹線道路などの主要な<u>公共施設の整備</u>だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要であり、災害に強い都市構造とするには、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業等の<u>面的整備事業</u>の推進が必要である。 このため、市は、土地区画整理事業等を計画的に実施し、災害に強いまちづくりを推進する。</p>	<p>栃木県地域防災計画 (P38) に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画 (P38) に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画 (P38) に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧（平成 28 年 3 月）	新（今回修正案）	修正理由
	126	<p><u>イ 街路事業</u> 道路は、災害時の避難路や応急救助活動の緊急輸送路という役割だけでなく、火災発生時の延焼遮断効果があるなど防災関係機関の応急活動にとって重要な役割を果たす機能を有している。</p> <p>このため、市は、計画されている街路事業を推進するとともに、関係機関に早期整備を働きかける。</p> <p><u>ウ 都市公園</u> 都市公園は地域住民の多様な余暇活動に対応し、市民の体力の向上と健全なレクリエーションの場としての役割を果たすとともに、災害時には避難場所、応急救助活動の基地となるなど防災上重要な施設である。</p> <p>このため、市は、計画中の街区公園の整備を推進する。</p> <p><u>(2) 防災活動拠点となる防災安全街区等の整備</u> 市は、関係機関と連携して、土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備を推進する。</p> <p><u>3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備</u> <u>(1) 市は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、離着陸場等、通信施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難所や広域避難所となる公園の整備を推進する。</u> <u>(2) 道路、公園、河川等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難所・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。</u></p> <p><u>4 再生可能エネルギーの利活用促進</u> 再生可能エネルギーは枯渇のおそれがなく、災害時にも発電が可能ことから、市は、県と連携し、太陽光や小水力などに恵まれているという地域特性を活かし、再生可能エネルギーの導入を率先して行うとともに、一般住宅や事業所、防災拠点等への導入促進を図り、災害に強い地域づくりを推進する。</p>	<p><u>(2) 防災機能を有する施設の整備</u> 市は、県及び関係機関と連携し、土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。</p> <p><u>(3) 避難行動要支援者に配慮した施設の整備</u> 本章第5節3のとおり整備を推進する。</p> <p><u>3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備</u> <u>(1) 公園の整備</u> 市は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、活動拠点や避難場所となる公園の整備を推進する。</p> <p><u>(2) その他公共施設の整備</u> 道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設の整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。</p> <p><u>4 分散型エネルギーの導入拡大</u> 市は、県と連携し、豊富に存在する地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を促進するとともに、内陸型発電所やコージェネレーション等の導入拡大による電力自給率の向上を図り、災害に強い地域づくりを推進する。</p>	<p>栃木県地域防災計画（P38）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（P38）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
8	128 129	<p>5 道路アンダー冠水対策</p> <p>最近の集中豪雨は、特に狭所に集中・多発化しており、これらのゲリラ豪雨による道路アンダー冠水対策については、喫緊の課題となっている。市は、冠水のおそれのある箇所を公表して注意を喚起する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 対策工事の推進</p> <p>市は、ゲリラ豪雨に対処するための工事について、被害の発生するおそれが高い箇所について重点的に対策工事を推進する。</p> <p>○対策工事の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視カメラの設置 ・冠水情報板や通報装置の設置 ・冠水喚起看板やチェックラインの設置 ・設備や排水路の点検 <p>(3) 初動体制の確立</p> <p>市は、初動体制の確立を図り、所要時間の短縮を図るため、訓練を実施する。また、ドライバー及び歩行者に対して、ゲリラ豪雨時にはアンダー部に進入しないよう周知を行う。</p>	<p>5 道路アンダー冠水対策</p> <p>最近の集中豪雨は、特に狭所に集中し、かつ多発化しており、これらの局地的大雨 (いわゆるゲリラ豪雨)による道路アンダー冠水対策については、喫緊の課題となっている。市は、冠水のおそれのある箇所を公表して注意を喚起し、併せて冠水情報板の整備及び監視カメラの設置、進入防止柵の設置、初動対応の短縮を図る。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 対策工事等の推進</p> <p>市は、局地的大雨 (いわゆるゲリラ豪雨)に対処するための工事について、被害の発生するおそれが高い箇所について重点的に対策工事等を推進する。</p> <p>○対策工事等の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視カメラの設置 ・冠水情報板や通報装置の設置 ・冠水喚起看板やチェックラインの設置 ・進入防止柵の設置 ・設備や排水路の点検 <p>(3) 初動体制の確立</p> <p>市は、初動体制の確立を図り、所要時間の短縮を図るため、訓練を実施する。また、ドライバー及び歩行者に対して、局地的大雨 (いわゆるゲリラ豪雨) 時には道路アンダーに進入しないよう周知を行う。</p>	<p>栃木県地域防災計画 (P47~48) に合わせる形で修正</p>
9	130	<p>第9節 農業関係災害予防対策</p> <p style="text-align: right;">産業振興部 (農政課)</p> <p>市、県、農地・農業用施設等の管理者は、災害の発生に際して、農業被害を最小限に抑えるため、連携して予防対策を実施する。</p> <p>1 農地・農業用施設対策</p> <p>[略]</p> <p>(1) 各施設の共通的な対策</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2) 用排水施設対策</p> <p>頭首工 (取水堰)、排水樋門等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、増水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。</p> <p>また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。</p> <p>2 [略]</p>	<p>第9節 農業関係災害予防対策</p> <p style="text-align: right;">産業振興部 (農政課)</p> <p>市、県、農地・農業用施設等の管理者等は、災害の発生に際して、農業被害を最小限に抑えるため、連携して施設整備等の予防対策を実施する。</p> <p>1 農地・農業用施設対策</p> <p>[略]</p> <p>(1) 共通的な対策</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2) 用排水施設対策</p> <p>頭首工 (取水堰)、排水樋門等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。</p> <p>また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。</p> <p>2 [略]</p>	<p>栃木県地域防災計画 (P65) に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧（平成 28 年 3 月）	新（今回修正案）	修正理由
11	134	<p>第11節 避難体制の整備</p> <p>市民生活部（安全安心課・市民課）</p> <p>災害発生時に危険区域にいる市民、駅等にあふれる帰宅困難者、ホテル、大型店舗等不特定多数の人が集まる施設の利用者を<u>安全かつ迅速に避難させるため、あらかじめ避難所等の設定、避難誘導体制、避難所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。</u></p> <p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定</p> <p>市では、発生しうる災害の想定を踏まえ、一時的に難を逃れる緊急時の避難場所として、<u>資料 9-1 に掲げるとおり指定緊急避難場所を指定している。</u>しかし、これらの避難所が、洪水、地震等の災害種別に応じて指定がなされており、発生するおそれのある災害に適したものであるかどうか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、(4)に記載の事項に留意し、適切な整備又は指定替えを行う。</p> <p>新たに指定を行ったり、指定を解除したりした場合には、<u>速やかに</u>住民に周知するとともに、県に対し報告を行う。</p> <p>ア 指定に当たっては、次の基準に基づき、指定する。</p> <p>(ア) 災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該<u>指定緊急</u>避難場所が開設される管理体制を有していること。</p> <p>(イ)～(エ) 〔略〕</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>(2) <u>指定</u>避難所の指定</p> <p>ア 市では、被災者が一定期間生活する場所として、<u>資料 9-1 に掲げるとおり、指定避難所</u>を指定している。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ウ 避難所の指定については、上記イの基準に加えて、次のことにも留意すること。</p> <p>(ア) 原則として地区別に指定し、<u>要配慮者</u>でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。</p> <p>(イ)・(ウ) 〔略〕</p> <p>(エ) <u>指定緊急</u>避難場所と<u>指定避難所</u>は、相互に兼ねることができること。</p>	<p>第11節 避難体制の整備</p> <p>市民生活部（安全安心課・市民課）</p> <p>災害発生時に危険区域にいる市民、駅等にあふれる帰宅困難者、ホテル、大型店舗等不特定多数の人が集まる施設の利用者を<u>混乱少なく避難させるため、あらかじめ避難場所等の選定、避難誘導体制、避難場所等運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。</u></p> <p><u>また、逃げ遅れをなくすため、避難に関する知識を市民に対し周知徹底するとともに、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること、及び早期避難の重要性を市民に周知する。</u></p> <p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定</p> <p>市では、発生しうる災害の想定を踏まえ、一時的に難を逃れる緊急時の避難場所として、<u>資料 9-1 に掲げるとおり指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）として指定している。</u>また、<u>要配慮者が必要な支援を受けられる体制を整備した福祉避難所を指定する。</u></p> <p>しかし、これらの避難所が、洪水、地震等の災害種別に応じて指定がなされており、発生するおそれのある災害に適したものであるかどうか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、(4)に記載の事項に留意し、適切な整備又は指定替えを行う。</p> <p>新たに指定を行ったり、指定を解除したりした場合には、<u>速やかに公示して</u>住民に周知するとともに、県に対し報告を行う。</p> <p>ア 指定に当たっては、次の基準に基づき、指定する。</p> <p>(ア) 災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該<u>緊急</u>避難場所が開設される管理体制を有していること。</p> <p>(イ)～(エ) 〔略〕</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>(2) 避難所の指定</p> <p>ア 市では、<u>一時的に難を逃れる緊急時の避難場所とは区別して</u>、被災者が一定期間生活する場所として、<u>資料 9-1 に掲げるとおり、避難所</u>を指定している。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ウ 避難所の指定については、上記イの基準に加えて、次のことにも留意すること。</p> <p>(ア) 原則として地区別に指定し、<u>高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等</u>でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。</p> <p>(イ)・(ウ) 〔略〕</p> <p>(エ) <u>緊急</u>避難場所と<u>避難所</u>は、相互に兼ねることができること。</p>	<p>栃木県地域防災計画（P84～85）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
11	135	<p>(3) 福祉避難所の指定</p> <p>ア 市は、<u>一般の避難所</u>では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を資料 9-2 のとおり指定している。</p> <p>イ 指定に当たっては、(2)に記載する<u>指定避難所</u>の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定する<u>ものとする。</u></p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>ウ 福祉避難所の指定には、バリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター<u>等</u>の施設を活用すること。</p> <p>(4) 避難所の整備</p> <p>[略]</p> <p><避難所整備に当たったの留意事項></p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 放送施設等<u>避難住民</u>への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行う<u>ものとする。</u></p> <p>エ [略]</p> <p>オ 帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の共通化（「<u>避難標識に関する調査検討委員会</u>」（平成13年度に消防庁に設置）により提言されたマーク）、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人（日本語の理解が十分でない者）の避難に資するため、多言語表示シート等を整備するなど、多言語化に努めること。</p> <p>カ 食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、<u>要配慮者</u>に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。</p> <p>キ 要配慮者の避難状況に応じ、迅速に<u>障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できる</u>よう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。</p> <p>ク・ケ [略]</p> <p>コ 通信事業者（東日本電信電話(株)ほか）の協力を得て、災害発生時に速やかに<u>避難所</u>へ非常用固定電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておく<u>こと。</u></p> <p>サ・シ [略]</p>	<p>(3) 福祉避難所の指定</p> <p>ア 市は、<u>避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を資料 9-2 のとおり指定している。</p> <p>イ 指定に当たっては、(2)に記載する<u>避難所</u>の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定する<u>。</u></p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>ウ 福祉避難所の指定には、バリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター<u>や介護保険施設、障がい者支援施設等</u>の施設を活用すること。</p> <p>(4) 避難所の整備</p> <p>[略]</p> <p><避難所整備に当たったの留意事項></p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 放送施設等、<u>避難者</u>への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行う。</p> <p>エ [略]</p> <p>オ 帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の共通化（平成28年にJISにおいて、<u>制定・改正され、公示されたピクトグラム</u>）、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人（日本語の理解が十分でない者）の避難に資するため、多言語表示シート等を整備するなど、多言語化に努めること。</p> <p>カ 食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、<u>高齢者、乳幼児、女性等</u>に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。</p> <p>キ 要配慮者の避難状況に応じ、迅速に<u>洋式トイレのほか、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できる</u>よう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。</p> <p>ク・ケ [略]</p> <p>コ 通信事業者（東日本電信電話(株)ほか）の協力を得て、災害発生時に速やかに<u>避難場所</u>へ非常用固定電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておく<u>とともに、公衆無線LAN (Wi-Fi) の利用ができる環境整備に努める。</u></p> <p>サ・シ [略]</p>	<p>栃木県地域防災計画（P85）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由																				
11	136	<p>(5) 学校等における竜巻被害対策としての<u>指定避難所</u>の確保</p> <p>学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童・生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な<u>指定避難所</u>を確保するように努める。</p> <p>また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。</p>	<p>(5) 学校等における竜巻被害対策としての<u>避難場所</u>の確保</p> <p>学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童・生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な<u>避難場所</u>を確保するように努める。</p> <p>また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。</p>	栃木県地域防災計画（P86）に合わせる形で修正																				
11	136	<p>2 避難に関する知識の周知徹底 〔略〕</p> <p>＜避難に必要な知識と周知方法＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難に必要な知識</th> <th>周知方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 避難所の位置</td> <td>(1) 自主防災組織を通じての周知</td> </tr> <tr> <td>(2) 避難経路</td> <td>(2) 標識、誘導標識、案内板等による周知</td> </tr> <tr> <td>(3) 避難に当たっての注意事項</td> <td>(3) <u>避難所</u>マップの配布による周知</td> </tr> <tr> <td>(4) 避難所への持出品</td> <td>(4) 広報紙、<u>市ホームページ</u>による周知</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 避難実施・誘導体制の整備</p> <p>(1) 避難基準の設定</p> <p><u>市は、県から必要な助言等を受け、洪水災害等が予想される地域の住民に対する避難勧告等を行う場合の基準を明確にするため、タイムラインを作成し、事前・事後対策を準備するとともに、河川上流の情報把握を確実にして判断力を高める。また、水害を想定した訓練も実施する。</u></p> <p><u>タイムラインを作成する際は、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など、避難勧告等の実施に当たって必要となる情報を事前に把握・整理しておく。また、必要に応じて、これを見直すよう努める。</u></p> <p>(2) 避難準備情報発表体制の確立</p> <p><u>市は、県から必要な助言、支援を受け、気象警報、降水量、河川水位、その他各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合には、危険予想地域の住民に避難勧告を発令する準備に入ったことを知らせる避難準備情報を発表する体制を確立する。</u></p> <p><u>情報発表に当たっては、避難行動に時間を要する避難行動要支援者のみならず、土砂災害警戒区域等の風水害による被害のおそれが高い区域の市民等の自主的な避難の促進につながるよう十分配慮したものとする。</u></p>	避難に必要な知識	周知方法	(1) 避難所の位置	(1) 自主防災組織を通じての周知	(2) 避難経路	(2) 標識、誘導標識、案内板等による周知	(3) 避難に当たっての注意事項	(3) <u>避難所</u> マップの配布による周知	(4) 避難所への持出品	(4) 広報紙、 <u>市ホームページ</u> による周知	<p>2 避難に関する知識の周知徹底 〔略〕</p> <p>＜避難に必要な知識と周知方法＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難に必要な知識</th> <th>周知方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 避難所の位置</td> <td>(1) 自主防災組織を通じての周知</td> </tr> <tr> <td>(2) 避難経路</td> <td>(2) 標識、誘導標識、案内板等による周知</td> </tr> <tr> <td>(3) 避難に当たっての注意事項</td> <td>(3) <u>緊急避難場所</u>マップの配布による周知</td> </tr> <tr> <td>(4) 避難所への持出品</td> <td>(4) 広報紙、<u>インターネット</u>による周知</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 避難実施・誘導体制の整備</p> <p>(1) 避難基準の設定</p> <p><u>市は、土砂災害警戒区域や、指定河川（洪水予報河川及び水位周知河川）、さらには、指定河川以外の河川（市が、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断した中小河川）について、浸水が予想される地域の住民に対する避難指示等を行う場合の基準を設定する。</u></p> <p><u>その際、降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報、洪水予報に加え、国の避難情報に関するガイドラインに示されているとおり、流域雨量指数の予測値（洪水警報の危険度分布）、土砂災害警戒判定メッシュ情報等により検討、設定する。</u></p> <p><u>また、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など避難指示等の実施に当たって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努める。</u></p>	避難に必要な知識	周知方法	(1) 避難所の位置	(1) 自主防災組織を通じての周知	(2) 避難経路	(2) 標識、誘導標識、案内板等による周知	(3) 避難に当たっての注意事項	(3) <u>緊急避難場所</u> マップの配布による周知	(4) 避難所への持出品	(4) 広報紙、 <u>インターネット</u> による周知	栃木県地域防災計画（P86）に合わせる形で修正
避難に必要な知識	周知方法																							
(1) 避難所の位置	(1) 自主防災組織を通じての周知																							
(2) 避難経路	(2) 標識、誘導標識、案内板等による周知																							
(3) 避難に当たっての注意事項	(3) <u>避難所</u> マップの配布による周知																							
(4) 避難所への持出品	(4) 広報紙、 <u>市ホームページ</u> による周知																							
避難に必要な知識	周知方法																							
(1) 避難所の位置	(1) 自主防災組織を通じての周知																							
(2) 避難経路	(2) 標識、誘導標識、案内板等による周知																							
(3) 避難に当たっての注意事項	(3) <u>緊急避難場所</u> マップの配布による周知																							
(4) 避難所への持出品	(4) 広報紙、 <u>インターネット</u> による周知																							

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
11	137	<p>(3) 避難勧告等の伝達手段の整備</p> <p>市は、<u>避難情報を確実に住民に周知させるため、防災行政無線を中心とした通信伝達施設の整備を推進する。また、市防災情報システムによる放送、広報車による伝達</u>、消防団、自主防災組織を活用した戸別伝達、放送事業者の活用、緊急速報メール等多様な伝達手段の整備に努める。特に、避難行動要支援者に対しては、障がいの状況に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。</p> <p>(4) 避難誘導体制の確立</p> <p>ア 各機関連携による地域の避難体制の確立 〔略〕 ＜避難誘導に関する留意事項＞ (ア)～(エ) 〔略〕</p> <p>イ 避難時に困難が生じると予想される者への対策 (ア) 避難行動要支援者対策 市は、県と連携して、在宅の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び民生委員等と連携し、避難行動要支援者の個々の状態に応じた避難支援内容を具体的に定めるとともに、災害時に安全かつ迅速に避難行動要支援者を誘導できるよう、平常時においても所在や健康状態の把握に努める。</p> <p>〔略〕 また、<u>指定避難所</u>のうち、国分寺地区の「保健福祉センターゆうゆう館」、石橋地区の「保健福祉センターきらら館」、南河内地区の「ふれあい館」は、福祉避難所と重複するが、フロアや部屋を分ける等、一般の避難者と要配慮者とのすみわけを行うか、これら3施設は福祉避難所として優先するよう配慮する。</p> <p>(イ) 〔略〕 (ウ) 不特定多数の利用者がいる施設等の対策 市は、石橋地区消防組合消防本部、下野警察署と連携して、ホテル、スーパー、総合病院等不特定多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。</p>	<p>(2) 避難指示等の伝達手段の整備</p> <p>市は、<u>土砂災害警戒区域や、浸水が予想される地域の住民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、同報系の防災行政無線を中心とした通信施設の整備を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や</u>、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、放送事業者の活用、緊急速報メール等多様な伝達手段の整備に努める。特に、避難行動要支援者に対しては、障がいの状況に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。</p> <p>(3) 避難誘導体制の確立</p> <p>ア 各機関連携による地域の避難体制の確立 〔略〕 ＜避難誘導に関する留意事項＞ (ア)～(エ) 〔略〕</p> <p>(オ) <u>水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。</u></p> <p>イ 避難時に困難が生じると予想される者への対策 (ア) 避難行動要支援者対策 市は、県と連携して、在宅の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者(民生委員等)と連携し、避難行動要支援者の個々の状態に応じた避難支援内容を具体的に定めるとともに、災害時に安全かつ迅速に避難行動要支援者を誘導できるよう、平常時においても所在や健康状態の把握に努める。</p> <p>〔略〕 また、<u>避難所</u>のうち、国分寺地区の「保健福祉センターゆうゆう館」、石橋地区の「保健福祉センターきらら館」、南河内地区の「ふれあい館」は、福祉避難所と重複するが、フロアや部屋を分ける等、一般の避難者と要配慮者とのすみわけを行うか、これら3施設は福祉避難所として優先するよう配慮する。</p> <p>(イ) 〔略〕 (ウ) 不特定多数の利用者がいる施設等の対策 市は、石橋地区消防組合消防本部、下野警察署と連携して、ホテル、スーパー、総合病院等不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。</p>	<p>栃木県地域防災計画（P87）に合わせる形で修正 難勧告廃止による修正 (2)の削除による項ズレ</p> <p>栃木県地域防災計画（P87）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
11	138	<p>4 避難所管理・運営体制の整備</p> <p>(1) 避難所管理・運営体制の確認</p> <p>ア 市は、各避難所の責任者をあらかじめ定めるとともに、避難所がスムーズに開設できるよう責任者への連絡手段・方法、地元自治会との協力体制等を毎年度確認しておく。</p> <p>イ 避難所施設の指定管理者との契約に当たっては、契約書に次の事項を明記し、双方で確認する<u>ものとする。</u></p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 自主防災組織、ボランティア団体等との連携</p> <p>市は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会、NPO 及びボランティア団体等の協力を得るなど、連携して避難所運営体制を検討しておく。</p> <p>(4) 避難所の計画的整備</p> <p>市は、<u>地域の实情に応じた貯水槽、電話等の通信設備、食料・生活必需品等の備蓄等避難所設置に際しての計画的な整備に努める。</u></p> <p>(5) [略]</p>	<p>4 避難所管理・運営体制の整備</p> <p>(1) 避難所管理・運営体制の確認</p> <p>ア 市は、各避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、避難所がスムーズに開設・運営できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに、責任者への連絡手段・方法、地元自治会との協力体制等を毎年度確認しておく。</p> <p>イ 避難所施設の指定管理者との契約に当たっては、契約書に次の事項を明記し、双方で確認する<u>。</u></p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 自主防災組織、ボランティア団体等との連携</p> <p>市は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会、NPO 法人・ボランティア団体等の協力を得るなど、連携して避難所運営体制を検討しておく。</p> <p>(4) 指定管理者等との役割分担の明確化</p> <p>市は、<u>指定管理施設を避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。</u></p> <p>(5) 専門家等との情報交換</p> <p>市及び各避難所の運営者は、<u>避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</u></p> <p>(6) [略]</p>	<p>栃木県地域防災計画（P87）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（P38）に合わせる形で追加</p>

節	頁	旧（平成 28 年 3 月）	新（今回修正案）	修正理由
12	151	<p>第12節 消防・救急・救助体制の整備</p> <p>市民生活部（安全安心課） 健康福祉部（高齢福祉課） 石橋地区消防組合</p> <p><u>大規模災害時には、多数の被災者が同時かつ広範囲にわたり発生することが予想される。</u></p> <p><u>このため、地域住民、市、県、防災関係機関が連携して、迅速、適切に消防活動、被災者の救助活動、傷病者の応急処置、救急搬送等を行う体制を整備する。</u></p>	<p>第12節 消防・救急・救助体制の整備</p> <p>市民生活部（安全安心課） 健康福祉部（高齢福祉課） 石橋地区消防組合</p> <p><u>大規模災害発生時に、迅速かつ的確に被災者の救助活動・応急措置・救急運搬等が行えるよう、市及び消防機関は、災害に備え消防・救急・救助体制の整備充実を図る。</u></p>	<p>栃木県地域防災計画（P91）に合わせる形で修正</p>
	152	<p>1 〔略〕</p> <p><u>2</u> 〔略〕</p> <p><u>3</u> 市、石橋地区消防組合の対策</p> <p>市、石橋地区消防組合は、次のとおり救急・救助体制の整備を図る。</p> <p>(1) 地域住民に対する防災意識の普及啓発</p> <p><u>市、石橋地区消防組合は、避難訓練等の各種防災訓練や応急手当に関する講習会を開催するなどして地域住民の防災意識の普及啓発と自主救護能力の向上を図る。</u></p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>(4) 広域消防応援受入体制の整備</p> <p>本市は、近隣市町等と「石橋地区消防相互応援協定」を締結している。災害時に当該協定に基づき円滑に応援要請できるよう、要請方法を周知しておく<u>ものとする。</u></p> <p>また、〔後略〕</p> <p>(5) 〔略〕</p>	<p>1 〔略〕</p> <p><u>2 救急・救助用車両・資機材等の整備</u></p> <p><u>市及び石橋地区消防組合は、救急・救助隊の増強を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。</u></p> <p><u>また、救急救命措置を行う救急救命士の養成をはじめとする、高度な救急・救助需要に対応できる職員の養成に努める。</u></p> <p><u>3</u> 〔略〕</p> <p><u>4</u> 市、石橋地区消防組合の対策</p> <p>市、石橋地区消防組合は、次のとおり救急・救助体制の整備を図る。</p> <p>(1) 地域住民に対する防災意識の普及啓発</p> <p><u>市、石橋地区消防組合は、各種防災訓練や応急手当に関する講習会等を開催するなどして地域の自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、住民が自発的に情報提供や救助活動への協力を実施する体制を整備する。</u></p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>(4) 広域消防応援受入体制の整備</p> <p>本市は、近隣市町等と「石橋地区消防相互応援協定」を締結している。災害時に当該協定に基づき円滑に応援要請できるよう、要請方法を周知しておく<u>。</u></p> <p>また、〔後略〕</p> <p>(5) 〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画（P91）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（P91）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
13	153	<p>第13節 医療救護体制の整備</p> <p style="text-align: center;">健康福祉部 (健康増進課)</p> <p><u>災害時の救急医療体制を確保するため、市は、医療機関等と緊密な連携により災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施するための体制整備を図る。</u></p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 応援要請</p> <p><u>市内の医療救護活動が医師等の不足、医薬品・医療器材の不足等により円滑に実施できない場合には</u>県に応援要請して対処するため、県への応援要請方法や「災害時における市町村相互応援に関する協定」(資料2-1)に基づく応援要請の手続き等について習得しておく<u>ものとする。</u></p> <p>4 [略]</p>	<p>第13節 保健医療体制の整備</p> <p style="text-align: center;">健康福祉部 (健康増進課)</p> <p><u>大規模な風水害等発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動や保健活動を実施できるよう、市・医療機関等関係機関は、災害に備え保健医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。</u></p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 応援要請</p> <p><u>医師、保健師など保健・医療人材の不足、医薬品・医療器材の不足等により市内の保健医療活動が十分に実施できない場合には</u>県に応援要請して対処するため、県への応援要請方法や「災害時における市町村相互応援に関する協定」(資料2-1)に基づく応援要請の手続き等について習得しておく。</p> <p>4 [略]</p>	<p>栃木県地域防災計画 (P93) に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画 (P95) に合わせる形で修正</p>
18	173	<p>第18節 危険物施設等災害予防対策</p> <p style="text-align: center;">市民生活部 (安全安心課) 石橋地区消防組合</p> <p>[略]</p> <p>1 消防法上の危険物</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 消防本部が実施する対策</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>災害時</u>に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者(電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等)に対して、臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態等について検討させるとともに、安全対策について事前に計画しておくよう指導する。</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 危険物施設の所有者等に対し、<u>堅牢性</u>の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。</p> <p>オ～キ [略]</p>	<p>第18節 危険物施設等災害予防対策</p> <p style="text-align: center;">市民生活部 (安全安心課) 石橋地区消防組合</p> <p>[略]</p> <p>1 消防法上の危険物</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 消防本部が実施する対策</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>震災時等</u>に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者(電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等)に対して、臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態等について検討させるとともに、安全対策について事前に計画しておくよう指導する。</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 危険物施設の所有者等に対し、<u>耐震性</u>の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。</p> <p>オ～キ [略]</p>	<p>栃木県地域防災計画 (P109) に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧（平成 28 年 3 月）	新（今回修正案）	修正理由
18	173	<p>2 火薬類</p> <p><u>県及び関係機関は</u>、平常時から、災害に起因する火薬類事故に備え、次により火薬類製造施設等の安全確保に努める<u>ものとする。</u></p> <p>(1) 保安確保の強化</p> <p><u>煙火製造所、火薬類消費場所、火薬類販売事業所等の</u>保安検査、立入検査を計画的に実施し、保安確保の強化に努める。</p> <p>(2) 保安意識の高揚</p> <p><u>煙火製造者、火薬類消費者、火薬類販売者等を対象とした</u>関係団体の講習会のほか、危害予防週間等における重点的な啓発活動を通して、火薬類<u>関係者</u>の保安意識の高揚を図る。</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 LPガス（資料 5-2）</p> <p>県及びLPガスの販売事業者、保安機関等（以下、「販売事業者等」という。）は、次により、災害に起因するLPガス事故の抑止に努める<u>ものとする。</u></p> <p>(1) 販売事業者等が実施する対策</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 販売事業者等の災害予防体制の強化</p> <p>(ア) 従業員の資質の向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、<u>高圧ガス防災訓練等</u>に積極的に参加させる。</p> <p>(イ)・(ウ) [略]</p> <p>(2) 県が実施する対策</p> <p>ア 保安思想の啓発</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 災害に起因するLPガス事故を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ<u>警報器</u>の普及促進を図る。</p> <p>イ [略]</p>	<p>2 火薬類</p> <p><u>県並びに火薬類製造・販売事業者及び火薬類消費者等（以下、「火薬類関係事業者」という。）は</u>、平常時から、災害に起因する火薬類事故に備え、次により火薬類製造施設等の安全確保に努める。</p> <p>(1) 保安確保の強化</p> <p><u>火薬類関係事業者に対する</u>保安検査、立入検査を計画的に実施し、保安確保の強化に努める。</p> <p>(2) 保安意識の高揚</p> <p><u>火薬類関係事業者を対象とする</u>関係団体の講習会のほか、危害予防週間等における重点的な啓発活動を通して、火薬類<u>関係事業者</u>の保安意識の高揚を図る。</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 LPガス（資料 5-2）</p> <p>県及びLPガスの販売事業者、保安機関等（以下、「販売事業者等」という。）は、次により、災害に起因するLPガス事故の抑止に努める<u>。</u></p> <p>(1) 販売事業者等が実施する対策</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 販売事業者等の災害予防体制の強化</p> <p>(ア) 従業員の資質の向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、<u>防災訓練等</u>に積極的に参加させる。</p> <p>(イ)・(ウ) [略]</p> <p>(2) 県が実施する対策</p> <p>ア 保安思想の啓発</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 災害に起因するLPガス事故を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ<u>警報器やマイコンメーター</u>の普及促進を図る。</p> <p>イ [略]</p>	<p>栃木県地域防災計画（P110）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（P110）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
18	174	<p>4 高圧ガス</p> <p>県及び高圧ガス所有者等（以下「高圧ガス事業者」という。）は、次により、災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努める<u>ものとする。</u></p> <p>(1) 高圧ガス事業者が実施する対策</p> <p>ア 災害予防措置の実施</p> <p>(ア)・(イ) 〔略〕</p> <p>(ウ) 高圧ガスを充てんするための容器を取扱う施設は、容器置場の平坦化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図る<u>とともに、二段積み避ける。</u></p> <p>(エ)・(オ) 〔略〕</p> <p>(カ) 高圧ガスのうち可燃性ガス、毒性ガス、酸素を移動する際には、運転者は必ずイエロー・カード（事故時の措置・連絡用資料）を携帯する。</p> <p>また、〔後略〕</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>5 毒物・劇物</p> <p>県は、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、次のとおり、業務上毒劇物を取扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を行う<u>ものとする。</u></p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>6 放射性物質</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 県・市・消防機関等の対策</p> <p>ア～ウ 〔略〕</p> <p>エ 県は、あらかじめ県内及び近隣県の医療機関に関して、放射線被ばくによる障がいの専門的治療が可能な施設・設備の有無について把握する<u>ものとする。</u>〔後略〕</p> <p>オ 〔略〕</p>	<p>4 高圧ガス</p> <p>県及び高圧ガス所有者等（以下「高圧ガス事業者」という。）は、次により、災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努める<u>。</u></p> <p>(1) 高圧ガス事業者が実施する対策</p> <p>ア 災害予防措置の実施</p> <p>(ア)・(イ) 〔略〕</p> <p>(ウ) 高圧ガスを充てんするための容器を取扱う施設は、容器置場の平坦化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図る<u>。</u></p> <p>(エ)・(オ) 〔略〕</p> <p>(カ) 高圧ガスのうち可燃性ガス、毒性ガス、<u>特定不活性ガス</u>、酸素を移動する際には、運転者は必ずイエロー・カード（事故時の措置・連絡用資料）を携帯する。</p> <p>また、〔後略〕</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>5 毒物・劇物</p> <p>県は、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、次のとおり、業務上毒劇物を取扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を行う<u>。</u></p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>6 放射性物質</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 県・市・消防機関等の対策</p> <p>ア～ウ 〔略〕</p> <p>エ 県は、あらかじめ県内及び近隣県の医療機関に関して、放射線被ばくによる障がいの専門的治療が可能な施設・設備の有無について把握する<u>。</u>〔後略〕</p> <p>オ 〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画（P111）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
19	178	<p>第19節 文教施設等災害予防対策</p> <p>教育委員会（教育総務課・学校教育課・生涯学習文化課・スポーツ振興課）</p> <p>〔略〕</p> <p>1 公立学校の対策</p> <p>(1) 学校安全計画等の作成</p> <p>市内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における<u>安全教育と安全管理の充実</u>を図る。</p> <p>《「学校安全計画」作成上の留意点》</p> <p>年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。</p> <p>ア <u>災害教育</u>に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年別、月別の関連教科、<u>道徳及び総合的な学習の時間</u>における指導事項 ・<u>課外、学校行事等</u>における指導事項 <p>イ <u>災害管理</u>に関する事項</p> <p>〔略〕</p> <p>ウ <u>災害</u>に関する組織活動</p> <p>〔略〕</p> <p>《「危険等発生時対処要領」作成上の留意点》</p> <p>〔略〕</p>	<p>第19節 文教施設等災害予防対策</p> <p>教育委員会（教育総務課・学校教育課・生涯学習文化課・スポーツ振興課）</p> <p>〔略〕</p> <p>1 公立学校の対策</p> <p>(1) 学校安全計画等の作成</p> <p>市内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における<u>安全教育の充実と安全管理の徹底</u>を図る。</p> <p>《「学校安全計画」作成上の留意点》</p> <p>年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。</p> <p>ア <u>防災教育</u>に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年別、月別の関連教科、<u>道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間</u>における指導事項 ・<u>特別活動、部活動等</u>における指導事項 <p>イ <u>防災管理</u>に関する事項</p> <p>〔略〕</p> <p>ウ <u>災害安全</u>に関する組織活動</p> <p>〔略〕</p> <p>《「危険等発生時対処要領」作成上の留意点》</p> <p>〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画（P116）に合わせる形で修正</p>
	179	<p>(2) 学校等の防災体制の確立</p> <p>ア 事前対策の確立</p> <p>校長等は、水害、台風・竜巻等風害発生時の児童・生徒等の安全確保のために、<u>授業、学校行事、部活動等の中止など教育活動の事前対策を確立しておく。</u></p> <p>イ 〔略〕</p>	<p>(2) 学校等の防災体制の確立</p> <p>ア 事前対策の確立</p> <p>校長等は、水害、台風・竜巻等風害発生時の児童・生徒等の安全確保のために、<u>適切な指示や支援をすることが求められる。そのため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校等の防災管理・組織活動を具体的に示した学校等防災マニュアルの充実を図ることが必要である。</u></p> <p>イ 〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画（P116）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
19	179	<p>ウ 施設・設備の安全管理</p> <p>校長等は、校舎内や避難<u>通路安全</u>の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、<u>火気使用場所・薬品類保管場所・ガス・灯油の保管場所の管理徹底、防災機器の点検、使用方法の習熟等安全対策を講じる。</u></p> <p>(3) 児童・生徒等及び教職員に対する防災教育 〔略〕</p> <p>ア 防災教育の充実 〔略〕</p> <p>(ア) 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進 〔前略〕</p> <p>また、県が作成した防災関係指導資料や、国が作成する防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。</p> <p>a <u>周りの状況を予測し、即座に「行動につなげる態度」の育成</u></p> <p><u>想定した被害</u>を超える災害が起こる可能性が常にあり、<u>東日本大震災における地震・津波発生時においても</u>状況に応じ、臨機応変な判断や行動を取る教育により危険を回避することができた例があったことから、想定を超えた場合の行動や対応を可能とすることを目指して指導していく。</p> <p>また、<u>児童生徒</u>が主体性をもって自らの命を守り抜く、そのために行動するという態度を身に付けるよう指導していく。</p> <p>b 防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導の充実</p> <p><u>知識と行動は単純に連動するものではない。危険感受性や危険予測を知識として与えただけでは、行動に対して責任をもてないことから行動に結びつきにくい。行動につなげるためには、知識を主体的に学び、児童生徒等が自ら気付きを得るよう指導していく。</u></p> <p><u>また、今回の東日本大震災の教訓</u>だけではなく、地域において現在も生き続けている、過去の震災の教訓を踏まえた知恵、工夫、生活様式を学ぶことも有用である。</p>	<p>ウ 施設・設備の安全管理</p> <p>校長等は、校舎内や避難<u>通路の安全</u>の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、<u>実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講ずる。</u></p> <p>(3) 児童・生徒等及び教職員に対する防災教育 〔略〕</p> <p>ア 防災教育の充実 〔略〕</p> <p>(ア) 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進 〔前略〕</p> <p>また、県が作成した防災関係指導資料や、国が作成した防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。</p> <p>a <u>自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成</u></p> <p><u>想定</u>を超える災害が起こる可能性が常にあり、<u>過去の地震・津波でも</u>状況に応じ、臨機応変な判断や行動を取る教育により危険を回避することができた例があったことから、想定を超えた場合の行動や対応を可能とすることを目指して指導していく。</p> <p>また、<u>児童・生徒</u>が主体性をもって自らの命を守り抜く、そのために行動するという態度を身に付けるよう指導していく。</p> <p>b 防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導の充実</p> <p><u>災害発生時に、自ら危険を予測し回避するため、災害に関する知識に基づいて的確に判断し、迅速に行動する力を身に付け、主体的に行動する態度を育成する指導をしていく。</u></p> <p><u>また、東日本大震災の教訓</u>だけではなく、地域において現在も生き続けている、過去の震災の教訓を踏まえた知恵、工夫、生活様式を学ぶことも有用である。</p>	<p>栃木県地域防災計画（P117）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（P117）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（P117）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
19	180	<p>(イ) 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進</p> <p>災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア<u>活動を通じて他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を培う</u>教育を推進する。</p> <p>※ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。また、よりよい社会づくりに主体的・積極的に参加・参画していく手段として期待されている。進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるよう資質や能力を養うことにつながる。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>2 社会教育施設の対策</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(イ) 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進</p> <p>災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア<u>活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める</u>教育を推進する。</p> <p>__ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。また、よりよい社会づくりに主体的・積極的に参加・参画していく手段として期待されて<u>おり</u>、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるよう資質や能力を養うことにつながる。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>2 社会教育施設の対策</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>栃木県地域防災計画 (P117) に合わせる形で修正</p>
181		<p>(3) 利用者、地域住民及び職員に対する防災教育</p> <p><u>市は</u>、社会教育を通じて市民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災知識や避難方法等の習得<u>のための機会の充実に図る。</u></p> <p>ア 防災教育の充実</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 災害発生時に、市民等が自らの安全を守ることはもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、共助を育む仕組みづくりや学習<u>機会の充実に図る。</u></p> <p>イ 避難訓練の実施</p> <p>社会教育施設における避難訓練の実施に当たっては、実践的な想定を行うなど、災害時に利用者等が安全に避難できるよう<u>留意する</u>。また、近隣地域住民や関係機関と連携した訓練や、専門家に避難行動を評価してもらうなど、訓練方法の工夫を行う。</p> <p>ウ 職員の防災意識の高揚と指導力の向上</p> <p><u>市は</u>、社会教育施設職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。</p> <p>3 文化財災害予防対策</p> <p>本編第4章第1節「火災対策」に準じ、<u>風水害</u>に備えた対策を行う。</p>	<p>(3) 利用者、地域住民及び職員に対する防災教育</p> <p><u>市は、県と連携し</u>、社会教育を通じて市民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災知識や避難方法等の習得<u>について機会を充実する。</u></p> <p>ア 防災教育の充実</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 災害発生時に、市民等が自らの安全を守ることはもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、共助を育む仕組みづくりや学習<u>機会を充実する。</u></p> <p>イ 避難訓練の実施</p> <p>社会教育施設における避難訓練の実施に当たっては、実践的な想定を行うなど、災害時に利用者等が安全に避難できるよう<u>に行う</u>。また、近隣地域住民や関係機関と連携した訓練や、専門家に避難行動を評価してもらうなど、訓練方法の工夫を行う。</p> <p>ウ 職員の防災意識の高揚と指導力の向上</p> <p><u>市は、県と連携し</u>、社会教育施設職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。</p> <p>3 文化財災害予防対策</p> <p>本編第4章第1節「火災対策」に準じ、<u>水害、台風・竜巻等風害</u>に備えた対策を行う。</p>	<p>栃木県地域防災計画 (P118) に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画 (P119) に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
20	182 183	<p>第20節 相互応援体制の整備 総務部（総務人事課） 市民生活部（安全安心課）</p> <p>[略]</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 協定の締結状況 市は、災害時における相互応援協力が円滑に行われるよう、<u>次</u>のとおり協定を締結しているが、今後、更に強化を図る。</p>	<p>第20節 相互応援体制の整備 総務部（総務人事課） 市民生活部（安全安心課）</p> <p>[略]</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 協定の締結状況 市は、災害時における相互応援協力が円滑に行われるよう、<u>資料編「2 相互応援関係」</u>のとおり協定を締結しているが、今後、更に強化を図る。</p>	<p>文言変更 本文中に挿入していた協定一覧を資料2参照としたため削除</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由																																																																																																
20	183	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>協定等の名称</th> <th>協定締結先</th> <th>締結年月日</th> <th>資料番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>災害時における市町村相互応援に関する協定</td> <td>栃木県内の市町村</td> <td>平成 8 年 7 月 30 日</td> <td>資料 2 - 1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>石橋地区消防相互応援協定書</td> <td>上三川町 壬生町 石橋地区消防組合</td> <td>平成 8 年 4 月 1 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>災害時における備蓄品の共同利用に関する協定</td> <td>宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、日光市、上三川町、上河内町、河内町、西方町、二宮町、芳賀町、壬生町、高根沢町</td> <td>平成 23 年 10 月 1 日</td> <td>資料 2 - 2</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>災害時における食糧・生活必需品等の輸送協力に関する協定</td> <td>赤帽栃木県軽自動車運送協同組合</td> <td>平成 23 年 10 月 1 日</td> <td>資料 2 - 3</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定</td> <td>とちぎコープ生活協同組合</td> <td>平成 23 年 10 月 1 日</td> <td>資料 2 - 4</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定</td> <td>株式会社東武宇都宮百貨店 株式会社福田屋百貨店</td> <td>平成 23 年 10 月 1 日</td> <td>資料 2 - 5</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>災害時における物資の供給に関する協定</td> <td>関東フーズサービス(株)</td> <td>平成 19 年 2 月 19 日</td> <td>資料 2 - 8</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>災害時の応急対策活動の実施に関する協定</td> <td>下野市建設業協同組合</td> <td>平成 20 年 8 月 22 日</td> <td>資料 2 - 9</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>災害時の情報交換に関する協定</td> <td>国土交通省関東地方整備局</td> <td>平成 23 年 4 月 7 日</td> <td>資料 2 - 10</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>災害時における物資調達に関する協定</td> <td>セツカートン株式会社</td> <td>平成 24 年 1 月 30 日</td> <td>資料 2 - 11</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>下野市防災情報伝達システムを活用した広報に関する協定書</td> <td>東京電力(株)栃木南支社</td> <td>平成 24 年 8 月 2 日</td> <td>資料 2 - 12</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>下都賀地区における災害時の相互協力に関する協定</td> <td>栃木市、小山市、壬生町、野木町、岩舟町、小山警察署、栃木警察署、下野警察署、栃木市消防本部、小山市消防本部、石橋地区消防組合消防本部、栃木県建設業協会下都賀支部</td> <td>平成 24 年 10 月 29 日</td> <td>資料 2 - 13</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>災害時における相互支援協定</td> <td>香川県高松市</td> <td>平成 25 年 6 月 29 日</td> <td>資料 2 - 14</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>災害時における救援物資の提供協力に関する協定</td> <td>(株)伊藤園</td> <td>平成 25 年 11 月 28 日</td> <td>資料 2 - 15</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>災害時における電気設備の復旧等に関する協定</td> <td>栃木県電気工事業工業組合</td> <td>平成 25 年 11 月 28 日</td> <td>資料 2 - 16</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>災害時における電気設備の復旧活動等に関する協定</td> <td>栃木県電気工事業工業組合 小山支部</td> <td>平成 25 年 11 月 28 日</td> <td>資料 2 - 17</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定</td> <td>(株)とちぎテレビ (株)栃木放送</td> <td>平成 26 年 7 月 28 日</td> <td>資料 2 - 18</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>災害時における非常用電源対応に関する協定</td> <td>(株)ゼック</td> <td>平成 27 年 6 月 16 日</td> <td>資料 2 - 19</td> </tr> </tbody> </table>	No.	協定等の名称	協定締結先	締結年月日	資料番号	1	災害時における市町村相互応援に関する協定	栃木県内の市町村	平成 8 年 7 月 30 日	資料 2 - 1	2	石橋地区消防相互応援協定書	上三川町 壬生町 石橋地区消防組合	平成 8 年 4 月 1 日		3	災害時における備蓄品の共同利用に関する協定	宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、日光市、上三川町、上河内町、河内町、西方町、二宮町、芳賀町、壬生町、高根沢町	平成 23 年 10 月 1 日	資料 2 - 2	4	災害時における食糧・生活必需品等の輸送協力に関する協定	赤帽栃木県軽自動車運送協同組合	平成 23 年 10 月 1 日	資料 2 - 3	5	災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定	とちぎコープ生活協同組合	平成 23 年 10 月 1 日	資料 2 - 4	6	災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定	株式会社東武宇都宮百貨店 株式会社福田屋百貨店	平成 23 年 10 月 1 日	資料 2 - 5	7	災害時における物資の供給に関する協定	関東フーズサービス(株)	平成 19 年 2 月 19 日	資料 2 - 8	8	災害時の応急対策活動の実施に関する協定	下野市建設業協同組合	平成 20 年 8 月 22 日	資料 2 - 9	9	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成 23 年 4 月 7 日	資料 2 - 10	10	災害時における物資調達に関する協定	セツカートン株式会社	平成 24 年 1 月 30 日	資料 2 - 11	11	下野市防災情報伝達システムを活用した広報に関する協定書	東京電力(株)栃木南支社	平成 24 年 8 月 2 日	資料 2 - 12	12	下都賀地区における災害時の相互協力に関する協定	栃木市、小山市、壬生町、野木町、岩舟町、小山警察署、栃木警察署、下野警察署、栃木市消防本部、小山市消防本部、石橋地区消防組合消防本部、栃木県建設業協会下都賀支部	平成 24 年 10 月 29 日	資料 2 - 13	13	災害時における相互支援協定	香川県高松市	平成 25 年 6 月 29 日	資料 2 - 14	14	災害時における救援物資の提供協力に関する協定	(株)伊藤園	平成 25 年 11 月 28 日	資料 2 - 15	15	災害時における電気設備の復旧等に関する協定	栃木県電気工事業工業組合	平成 25 年 11 月 28 日	資料 2 - 16	16	災害時における電気設備の復旧活動等に関する協定	栃木県電気工事業工業組合 小山支部	平成 25 年 11 月 28 日	資料 2 - 17	17	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	(株)とちぎテレビ (株)栃木放送	平成 26 年 7 月 28 日	資料 2 - 18	18	災害時における非常用電源対応に関する協定	(株)ゼック	平成 27 年 6 月 16 日	資料 2 - 19	6	〔略〕	本文中に挿入していた協定一覧を資料 2 参照としたため削除
No.	協定等の名称	協定締結先	締結年月日	資料番号																																																																																																
1	災害時における市町村相互応援に関する協定	栃木県内の市町村	平成 8 年 7 月 30 日	資料 2 - 1																																																																																																
2	石橋地区消防相互応援協定書	上三川町 壬生町 石橋地区消防組合	平成 8 年 4 月 1 日																																																																																																	
3	災害時における備蓄品の共同利用に関する協定	宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、日光市、上三川町、上河内町、河内町、西方町、二宮町、芳賀町、壬生町、高根沢町	平成 23 年 10 月 1 日	資料 2 - 2																																																																																																
4	災害時における食糧・生活必需品等の輸送協力に関する協定	赤帽栃木県軽自動車運送協同組合	平成 23 年 10 月 1 日	資料 2 - 3																																																																																																
5	災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定	とちぎコープ生活協同組合	平成 23 年 10 月 1 日	資料 2 - 4																																																																																																
6	災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定	株式会社東武宇都宮百貨店 株式会社福田屋百貨店	平成 23 年 10 月 1 日	資料 2 - 5																																																																																																
7	災害時における物資の供給に関する協定	関東フーズサービス(株)	平成 19 年 2 月 19 日	資料 2 - 8																																																																																																
8	災害時の応急対策活動の実施に関する協定	下野市建設業協同組合	平成 20 年 8 月 22 日	資料 2 - 9																																																																																																
9	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成 23 年 4 月 7 日	資料 2 - 10																																																																																																
10	災害時における物資調達に関する協定	セツカートン株式会社	平成 24 年 1 月 30 日	資料 2 - 11																																																																																																
11	下野市防災情報伝達システムを活用した広報に関する協定書	東京電力(株)栃木南支社	平成 24 年 8 月 2 日	資料 2 - 12																																																																																																
12	下都賀地区における災害時の相互協力に関する協定	栃木市、小山市、壬生町、野木町、岩舟町、小山警察署、栃木警察署、下野警察署、栃木市消防本部、小山市消防本部、石橋地区消防組合消防本部、栃木県建設業協会下都賀支部	平成 24 年 10 月 29 日	資料 2 - 13																																																																																																
13	災害時における相互支援協定	香川県高松市	平成 25 年 6 月 29 日	資料 2 - 14																																																																																																
14	災害時における救援物資の提供協力に関する協定	(株)伊藤園	平成 25 年 11 月 28 日	資料 2 - 15																																																																																																
15	災害時における電気設備の復旧等に関する協定	栃木県電気工事業工業組合	平成 25 年 11 月 28 日	資料 2 - 16																																																																																																
16	災害時における電気設備の復旧活動等に関する協定	栃木県電気工事業工業組合 小山支部	平成 25 年 11 月 28 日	資料 2 - 17																																																																																																
17	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	(株)とちぎテレビ (株)栃木放送	平成 26 年 7 月 28 日	資料 2 - 18																																																																																																
18	災害時における非常用電源対応に関する協定	(株)ゼック	平成 27 年 6 月 16 日	資料 2 - 19																																																																																																
			6	〔略〕																																																																																																

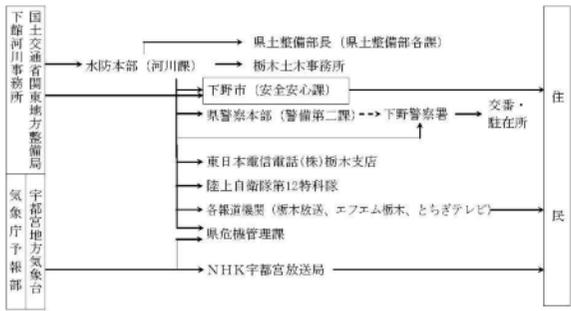
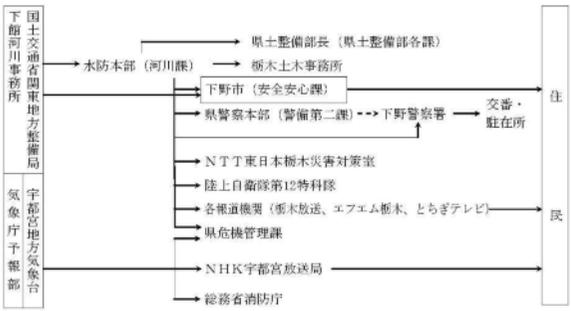
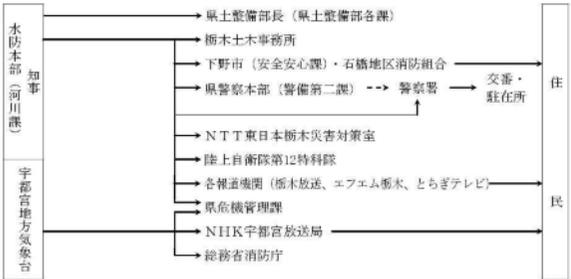
節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
21	184	[新設]	<p>第21節 災害廃棄物等の処理体制の整備計画</p> <p style="text-align: right;">市民生活部 (環境課)</p> <p>東日本大震災、平成27年9月の関東・東北豪雨、竜巻等において大量の災害廃棄物が発生したことを踏まえ、県や処理業者と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。</p> <p>1 災害廃棄物等の処理体制の整備</p> <p>(1) 市が実施する対策</p> <p>市は、災害時における災害廃棄物等の処理体制の強化等を図る。</p> <p>また、発生する災害廃棄物を適正に処理するための運搬方法等について「下野市災害廃棄物処理計画」で定める。</p> <p>(2) 処理業者が実施する対策</p> <p>処理業者は、災害時において事業を継続し、災害廃棄物等の処理を行うことができるよう、事業継続計画の策定、処理施設における災害対策の強化等に努める。</p> <p>(3) 県が実施する対策</p> <p>県は、市町等や処理業者における災害廃棄物等の処理体制の整備について、「栃木県災害廃棄物処理計画」(平成31(2019)年3月 栃木県)に基づき、必要な支援を行う。</p>	<p>栃木県地域防災計画 (P131) に合わせる形で新設</p> <p>下野市災害廃棄物処理計画は令和3年3月に策定済み</p>

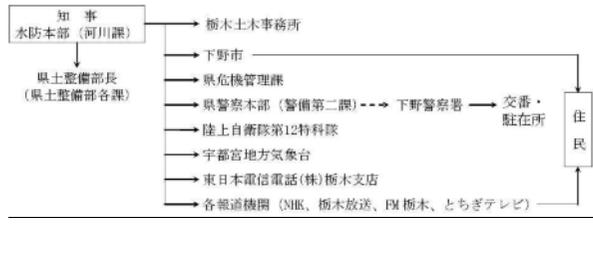
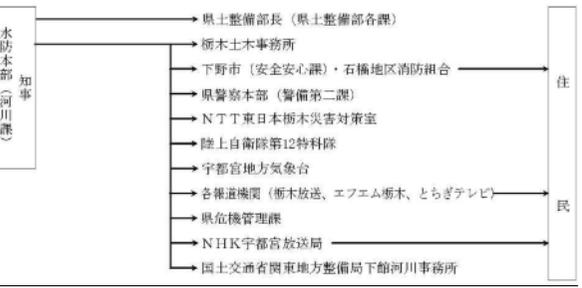
節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
1	255	ウ 本部連絡員は、本部会議の決定事項の迅速・正確な伝達のため、 部長 とともに本部会議に同席するものとする。 (8) [略]	ウ 本部連絡員は、本部会議の決定事項の迅速・正確な伝達のため、 本部長 とともに本部会議に同席するものとする。 (8) [略]	各部長の表現が分かりにくかったため、本部長に文言変更
	256	(新規)	<p>6 業務継続性の確保</p> <p>市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。</p> <p>特に、市は、災害応急対策活動等の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド(内閣府)」に基づき、次の6要素について定めておく。</p> <p>(1) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 (3) 電気、水、食料等の確保 (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 (5) 重要な行政データのバックアップ</p>	栃木県地域防災計画 (P 132) に合わせる形で修正
2	273	<p>第2節 災害情報の収集・伝達</p> <p style="text-align: right;">全部</p> <p>災害応急措置の実施と災害状況の総合的な把握を図るため、災害に関する情報の迅速かつ的確な収集・伝達体制の整備を図る。</p> <p>1 情報収集・伝達体制 [略] (1) [略] (2) 県防災行政ネットワークの活用 [前略] なお、気象予報等の収集・伝達については、本章第1節「活動体制の確立」1(3)の伝達システムに従って行う<u>ものとする。</u></p> <p>2 異常現象発見者の通報 (1) 発見者の通報義務 災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、遅滞なく市長又は警察官に通報する。 (2) 市長、警察官の処置 ア 災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長へ通報する。</p>	<p>第2節 災害情報の収集・伝達</p> <p style="text-align: right;">全部</p> <p>気象予報、水防警報等を、市民に対し迅速に伝達する体制を整備する。また、災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や市民の避難指示等の判断に必要となる情報収集を行うため、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達・報告するため、各種通信手段の確保を図る。</p> <p>1 情報収集・伝達体制 [略] (1) [略] (2) 県防災行政ネットワークの活用 [前略] なお、気象予報等の収集・伝達については、本章第1節「活動体制の確立」1(3)の伝達システムに従って行う。</p> <p>2 異常現象発見者の通報 (1) 発見者の通報責務 災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、遅滞なく市又は警察に通報する。 (2) 市、警察の処置 ア 災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害の通報を受けた警察は、その旨を速やかに市へ通報する。</p>	<p>栃木県地域防災計画 (P 140) に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画 (P 147～P 148) に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由																								
2	273	イ 異常現象や災害による被害の通報を受けた 市長 は、被害状況を調査し、 その状況 を直ちに県、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。	イ 異常現象や災害による被害の通報を受けた 市 は、被害状況を調査し、 判明した情報 を直ちに県、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。																									
2	274	<p>3 災害情報収集・伝達系統</p> <p>(1) 防災気象情報の種類及び発表基準 〔略〕</p> <p>ア 特別警報発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 〔参考 雨に関する下野市の50年に一度の値〕 48時間降水量：259mm 3時間降水量：107mm 土壌雨量指数：176</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>〔略〕 〔参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（宇都宮）〕 50年に一度の積雪深：31cm（※） 既往最深積雪深：32cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕 〔略〕</p> <p>イ 警報・注意報発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報</th> <th>〔略〕</th> <th>避難準備情報や避難勧告など市町長の防災活動の判断支援とともに、住民の自主的避難への警戒を呼びかける。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が 予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると 予想される場合 〔参考 雨に関する下野市の50年に一度の値〕 48時間降水量： 259mm 3時間降水量： 107mm 土壌雨量指数： 176	大雪	〔略〕 〔参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（宇都宮）〕 50年に一度の積雪深： 31cm（※） 既往最深積雪深： 32cm	警報	〔略〕	避難 準備情報 や 避難勧告 など市町長の防災活動の判断支援とともに、住民の自主的避難への警戒を呼びかける。	〔略〕			<p>3 災害情報収集・伝達系統</p> <p>(1) 防災気象情報の種類及び発表基準 〔略〕</p> <p>ア 特別警報発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 〔参考 雨に関する下野市の50年に一度の値〕 <u>（令和2年5月26日現在）</u> 48時間降水量：329mm 3時間降水量：124mm 土壌雨量指数：209</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>〔略〕 〔参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（宇都宮）〕 <u>（令和2年10月29日現在）</u> 50年に一度の積雪深：31cm（※） 既往最深積雪深：32cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕 〔略〕</p> <p>イ 警報・注意報発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報</th> <th>〔略〕</th> <th>避難情報など市町長の防災活動の判断支援とともに、住民の自主的避難への警戒を呼びかける。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 〔参考 雨に関する下野市の50年に一度の値〕 <u>（令和2年5月26日現在）</u> 48時間降水量： 329mm 3時間降水量： 124mm 土壌雨量指数： 209	大雪	〔略〕 〔参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（宇都宮）〕 <u>（令和2年10月29日現在）</u> 50年に一度の積雪深： 31cm（※） 既往最深積雪深： 32cm	警報	〔略〕	避難 情報 など市町長の防災活動の判断支援とともに、住民の自主的避難への警戒を呼びかける。	〔略〕			気象庁の気象に関する特別警報の発表基準の見直しによる修正。
現象の種類	基準																											
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が 予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると 予想される場合 〔参考 雨に関する下野市の50年に一度の値〕 48時間降水量： 259mm 3時間降水量： 107mm 土壌雨量指数： 176																											
大雪	〔略〕 〔参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（宇都宮）〕 50年に一度の積雪深： 31cm（※） 既往最深積雪深： 32cm																											
警報	〔略〕	避難 準備情報 や 避難勧告 など市町長の防災活動の判断支援とともに、住民の自主的避難への警戒を呼びかける。																										
〔略〕																												
現象の種類	基準																											
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 〔参考 雨に関する下野市の50年に一度の値〕 <u>（令和2年5月26日現在）</u> 48時間降水量： 329mm 3時間降水量： 124mm 土壌雨量指数： 209																											
大雪	〔略〕 〔参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（宇都宮）〕 <u>（令和2年10月29日現在）</u> 50年に一度の積雪深： 31cm（※） 既往最深積雪深： 32cm																											
警報	〔略〕	避難 情報 など市町長の防災活動の判断支援とともに、住民の自主的避難への警戒を呼びかける。																										
〔略〕																												

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由																																																																																																																															
2	274	(平成 27 年 3 月 31 日現在) 発表官署 宇都宮地方気象台																																																																																																																																	
275		<table border="1"> <tr> <td>下野市</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td rowspan="2">浸水 害</td> <td>雨量基準</td> <td>1時間雨量80mm</td> </tr> <tr> <td>土砂災 害</td> <td>土壌雨量指数基準 150</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">警報 洪水</td> <td rowspan="4">[略]</td> <td>雨量基準</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数基準</td> <td>新川流域=13</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>鬼怒川[佐貫(下)・石井(右)]、田川[東橋・明治橋]、思川[保橋・観見橋]、姿川[淀橋・姿川橋] <u>(新規)</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>24時間降雪の深さ30cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>雨量基準</td> <td>1時間雨量40mm</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>雨量基準</td> <td>1時間雨量40mm</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数基準</td> <td>新川流域=10</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>二</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>24時間降雪の深さ10cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td>夏期：最低気温16℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-9℃以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	下野市		[略]	[略]		大雨	浸水 害	雨量基準	1時間雨量80mm	土砂災 害	土壌雨量指数基準 150	警報 洪水	[略]	雨量基準	[略]	流域雨量指数基準	新川流域=13	複合基準	二	指定河川洪水予報による基準	鬼怒川[佐貫(下)・石井(右)]、田川[東橋・明治橋]、思川[保橋・観見橋]、姿川[淀橋・姿川橋] <u>(新規)</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ30cm		注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量40mm	土壌雨量指数基準	90	洪水	雨量基準	1時間雨量40mm	流域雨量指数基準	新川流域=10	複合基準	二		[略]	[略]	[略]	[略]	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ10cm		[略]	[略]	[略]	[略]	低温	夏期：最低気温16℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-9℃以下			[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <tr> <td>下野市</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td rowspan="2">浸水 害</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>土砂災 害</td> <td>土壌雨量指数基準 二</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">警報 洪水</td> <td rowspan="4">[略]</td> <td>雨量基準</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数基準</td> <td>新川流域=14.1</td> </tr> <tr> <td>複合基準*1</td> <td>姿川流域=(9、23.7)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>鬼怒川[石井(右)]、田川[東橋・明治橋]、思川[保橋・観見橋]、姿川[淀橋・姿川橋]、黒川[府中橋・東雲橋]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ15cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数基準</td> <td>新川流域=11.2</td> </tr> <tr> <td>複合基準*1</td> <td>思川流域(9、37.1)、姿川流域(8、20.1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ5cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td>夏期：最低気温16℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-9℃以下*2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量 110mm</td> </tr> </table>	下野市	[略]	[略]		大雨	浸水 害	表面雨量指数基準	17	土砂災 害	土壌雨量指数基準 二	警報 洪水	[略]	雨量基準	[略]	流域雨量指数基準	新川流域=14.1	複合基準*1	姿川流域=(9、23.7)	指定河川洪水予報による基準	鬼怒川[石井(右)]、田川[東橋・明治橋]、思川[保橋・観見橋]、姿川[淀橋・姿川橋]、黒川[府中橋・東雲橋]	[略]	[略]	[略]	[略]	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm		注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	土壌雨量指数基準	146	洪水	(削除)	(削除)	流域雨量指数基準	新川流域=11.2	複合基準*1	思川流域(9、37.1)、姿川流域(8、20.1)		[略]	[略]	[略]	[略]	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm		[略]	[略]	[略]	[略]	低温	夏期：最低気温16℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-9℃以下*2			[略]	[略]	[略]	[略]			記録的短時間大雨情報
下野市	[略]	[略]																																																																																																																																	
大雨	浸水 害	雨量基準	1時間雨量80mm																																																																																																																																
		土砂災 害	土壌雨量指数基準 150																																																																																																																																
警報 洪水	[略]	雨量基準	[略]																																																																																																																																
		流域雨量指数基準	新川流域=13																																																																																																																																
		複合基準	二																																																																																																																																
		指定河川洪水予報による基準	鬼怒川[佐貫(下)・石井(右)]、田川[東橋・明治橋]、思川[保橋・観見橋]、姿川[淀橋・姿川橋] <u>(新規)</u>																																																																																																																																
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																
大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ30cm																																																																																																																																	
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量40mm																																																																																																																																
		土壌雨量指数基準	90																																																																																																																																
	洪水	雨量基準	1時間雨量40mm																																																																																																																																
		流域雨量指数基準	新川流域=10																																																																																																																																
複合基準	二																																																																																																																																		
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																
大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ10cm																																																																																																																																	
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																
低温	夏期：最低気温16℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-9℃以下																																																																																																																																		
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																
下野市	[略]	[略]																																																																																																																																	
大雨	浸水 害	表面雨量指数基準	17																																																																																																																																
		土砂災 害	土壌雨量指数基準 二																																																																																																																																
警報 洪水	[略]	雨量基準	[略]																																																																																																																																
		流域雨量指数基準	新川流域=14.1																																																																																																																																
		複合基準*1	姿川流域=(9、23.7)																																																																																																																																
		指定河川洪水予報による基準	鬼怒川[石井(右)]、田川[東橋・明治橋]、思川[保橋・観見橋]、姿川[淀橋・姿川橋]、黒川[府中橋・東雲橋]																																																																																																																																
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm																																																																																																																																	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10																																																																																																																																
		土壌雨量指数基準	146																																																																																																																																
	洪水	(削除)	(削除)																																																																																																																																
		流域雨量指数基準	新川流域=11.2																																																																																																																																
複合基準*1	思川流域(9、37.1)、姿川流域(8、20.1)																																																																																																																																		
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm																																																																																																																																	
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																
低温	夏期：最低気温16℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-9℃以下*2																																																																																																																																		
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																
		記録的短時間大雨情報	1時間雨量 110mm																																																																																																																																
		(新規)	<p>*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。</p> <p>*2 冬期の気温は、宇都宮地方気象台、黒磯・大田原・今市・塩谷・那須烏山・鹿沼・真岡・佐野・小山 (アメダス) の値。</p>																																																																																																																																

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由												
2	275	ウ その他主な防災気象情報 <table border="1"> <tr> <td>防災気象情報</td> <td>概要</td> <td>発表時刻、利用上の効果等</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	防災気象情報	概要	発表時刻、利用上の効果等	[略]	[略]	[略]	ウ その他主な防災気象情報 <table border="1"> <tr> <td>防災気象情報</td> <td>概要</td> <td>発表時刻、利用上の効果等</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	防災気象情報	概要	発表時刻、利用上の効果等	[略]	[略]	[略]	
防災気象情報	概要	発表時刻、利用上の効果等														
[略]	[略]	[略]														
防災気象情報	概要	発表時刻、利用上の効果等														
[略]	[略]	[略]														
2	276	土砂災害警戒 [略] 市長の防災活動や住民等への避難 勧告 等の支援とともに住民の自主的避難の判断等にも利用できるよう、土砂災害に対する一層の警戒を呼びかける。 [略] [略] [略]	土砂災害警戒 [略] 市長の防災活動や住民等への避難 指示 等の支援とともに住民の自主的避難の判断等にも利用できるよう、土砂災害に対する一層の警戒を呼びかける。 [略] [略] [略]	避難勧告廃止に伴う修正												
		(2) 予警報 の伝達系統 [略]	(2) 気象予警報 の伝達系統 [略]													
2	277	(3) 指定河川の洪水予報 ア 国土交通大臣指定河川 (鬼怒川) 水防法 (昭和24年法律第193号)、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川 (鬼怒川) について、国土交通 大臣と気象庁長官 とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位、流量とともに発表する。 イ 栃木県知事指定河川 (田川) 水防法、気象業務法に基づき、栃木県知事が定める河川 (田川) について、 栃木県知事と気象庁長官 とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位、流量とともに発表する。	(3) 指定河川の洪水予報 ア 国土交通大臣指定河川 (鬼怒川) 水防法 (昭和24年法律第193号)、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川 (鬼怒川) について、国土交通 省関東地方整備局と気象庁予報部 とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位、流量とともに発表する。 イ 栃木県知事指定河川 (田川) 水防法、気象業務法に基づき、栃木県知事が定める河川 (田川) について、 県河川課と宇都宮地方気象台 とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位、流量とともに発表する。	栃木県地域防災計画 (P142) に合わせる形で修正												

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由																				
2	277	<p>指定河川の洪水予報等の伝達系統</p> <p>○国土交通大臣の指定する河川 (鬼怒川)</p>  <p>○知事の指定する河川 (田川)</p>  <p>洪水予報の種類及び発表基準</p> <table border="1" data-bbox="235 885 795 1476"> <thead> <tr> <th>洪水予報の種類 〔洪水予報の標題〕</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水注意報 〔〇〇川 はん濫 注意情報〕</td> <td>予報区域のいずれかの基準地点の水位が、はん濫 注意水位 (警戒水位) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報 〔〇〇川 はん濫 警戒情報〕</td> <td>予報区域のいずれかの基準地点の水位が、はん濫 危険水位 (危険水位) に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報 〔〇〇川 はん濫 危険情報〕</td> <td>予報区域のいずれかの基準地点の水位が、はん濫 危険水位 (危険水位) に到達した場合に、速やかに発表する。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報 〔〇〇川 はん濫 発生情報〕</td> <td>はん濫 が発生した後速やかに発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	洪水予報の種類 〔洪水予報の標題〕	発表基準	洪水注意報 〔〇〇川 はん濫 注意情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 はん濫 注意水位 (警戒水位) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	洪水警報 〔〇〇川 はん濫 警戒情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 はん濫 危険水位 (危険水位) に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	洪水警報 〔〇〇川 はん濫 危険情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 はん濫 危険水位 (危険水位) に到達した場合に、速やかに発表する。	洪水警報 〔〇〇川 はん濫 発生情報〕	はん濫 が発生した後速やかに発表する。	<p>指定河川の洪水予報等の伝達系統</p> <p>○国土交通大臣の指定する河川 (鬼怒川)</p>  <p>○知事の指定する河川 (田川)</p>  <p>洪水予報の種類及び発表基準</p> <table border="1" data-bbox="878 885 1438 1476"> <thead> <tr> <th>洪水予報の種類 〔洪水予報の標題〕</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水注意報 〔〇〇川 氾濫 注意情報〕</td> <td>予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫 注意水位 (警戒水位) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報 〔〇〇川 氾濫 警戒情報〕</td> <td>予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫 危険水位 (危険水位) に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報 〔〇〇川 氾濫 危険情報〕</td> <td>予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫 危険水位 (危険水位) に到達した場合に、速やかに発表する。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報 〔〇〇川 氾濫 発生情報〕</td> <td>氾濫 が発生した後速やかに発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	洪水予報の種類 〔洪水予報の標題〕	発表基準	洪水注意報 〔〇〇川 氾濫 注意情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 氾濫 注意水位 (警戒水位) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	洪水警報 〔〇〇川 氾濫 警戒情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 氾濫 危険水位 (危険水位) に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	洪水警報 〔〇〇川 氾濫 危険情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 氾濫 危険水位 (危険水位) に到達した場合に、速やかに発表する。	洪水警報 〔〇〇川 氾濫 発生情報〕	氾濫 が発生した後速やかに発表する。	<p>栃木県地域防災計画 (P142~P143) に合わせる形で修正</p> <p>「はん濫」を「氾濫」に文言変更</p>
洪水予報の種類 〔洪水予報の標題〕	発表基準																							
洪水注意報 〔〇〇川 はん濫 注意情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 はん濫 注意水位 (警戒水位) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。																							
洪水警報 〔〇〇川 はん濫 警戒情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 はん濫 危険水位 (危険水位) に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。																							
洪水警報 〔〇〇川 はん濫 危険情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 はん濫 危険水位 (危険水位) に到達した場合に、速やかに発表する。																							
洪水警報 〔〇〇川 はん濫 発生情報〕	はん濫 が発生した後速やかに発表する。																							
洪水予報の種類 〔洪水予報の標題〕	発表基準																							
洪水注意報 〔〇〇川 氾濫 注意情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 氾濫 注意水位 (警戒水位) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。																							
洪水警報 〔〇〇川 氾濫 警戒情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 氾濫 危険水位 (危険水位) に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。																							
洪水警報 〔〇〇川 氾濫 危険情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 氾濫 危険水位 (危険水位) に到達した場合に、速やかに発表する。																							
洪水警報 〔〇〇川 氾濫 発生情報〕	氾濫 が発生した後速やかに発表する。																							

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
2	278	<p>(4) 水防警報</p> <p>水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川、湖沼において、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省の出先機関の長が、知事の指定する河川については知事が水防の必要がある状況を発表する <u>(ただし、緊急の場合は土木事務所長が発表し、知事に報告する)</u>。</p> <p>水防警報の伝達系統</p> <p>○国土交通大臣の指定する河川 (鬼怒川)</p>  <p>○知事の指定する河川 (田川)</p> 	<p>(4) 水防警報</p> <p>水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川、湖沼において、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省の出先機関の長が、知事の指定する河川については知事が水防の必要がある状況を発表する。</p> <p>水防警報の伝達系統</p> <p>○国土交通大臣の指定する河川 (鬼怒川)</p>  <p>○知事の指定する河川 (田川)</p> 	<p>栃木県地域防災計画 (P146) に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由																																																
2	279	<p>水防警報の内容及び発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内 容</th> <th colspan="2">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位が上昇する恐れがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>[略] 洪水注意報等により、はん濫注意水位(警戒水位)を越える恐れがあるとき。</td> <td>[略]</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)を越え、更に水位が上昇するとき。</td> </tr> <tr> <td>指 示 及 び 情 報</td> <td>[略] 洪水警報等により、または、既にはん濫注意水位(警戒水位)を越え災害の起こる恐れがあるとき。</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>[略] はん濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。 または、はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</td> <td>[略]</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。 または、はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) [略]</p> <p>4 被害状況等の情報収集・伝達</p> <p>(1) 収集すべき情報</p> <p>[略]</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 家畜、建物、農地、河川、道路、鉄道等の被害状況</p> <p>オ [略]</p> <p>カ 要配慮者利用施設の被害状況</p> <p>(要配慮者利用施設) 児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設、障がい者支援施設、障がい者サービス事業所、身体障がい者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他</p> <p>キ～サ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>5 [略]</p>	種類	内 容	発 表 基 準		待機	[略]	[略]	[略]	準備	[略]	[略]	はん濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位が上昇する恐れがあるとき。	出動	[略] 洪水注意報等により、はん濫注意水位(警戒水位)を越える恐れがあるとき。	[略]	はん濫注意水位(警戒水位)を越え、更に水位が上昇するとき。	指 示 及 び 情 報	[略] 洪水警報等により、または、既にはん濫注意水位(警戒水位)を越え災害の起こる恐れがあるとき。	[略]	[略]	解除	[略] はん濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。 または、はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	[略]	はん濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。 または、はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	<p>水防警報の内容及び発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内 容</th> <th colspan="2">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>氾濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>[略] 洪水注意報等により、氾濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき。</td> <td>[略]</td> <td>氾濫注意水位(警戒水位)を越え、更に水位が上昇するとき。</td> </tr> <tr> <td>指 示 及 び 情 報</td> <td>[略] 洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位(警戒水位)を越え災害の起こるおそれがあるとき。</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>[略] 氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</td> <td>[略]</td> <td>氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) [略]</p> <p>4 被害状況等の情報収集・伝達</p> <p>(1) 収集すべき情報</p> <p>[略]</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 建物、農地、河川、道路、鉄道、市街地等の被害状況</p> <p>オ [略]</p> <p>カ 要配慮者利用施設の被害状況</p> <p>(要配慮者利用施設) 児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、身体障がい者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他</p> <p>キ～サ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>5 [略]</p>	種類	内 容	発 表 基 準		待機	[略]	[略]	[略]	準備	[略]	[略]	氾濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。	出動	[略] 洪水注意報等により、氾濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき。	[略]	氾濫注意水位(警戒水位)を越え、更に水位が上昇するとき。	指 示 及 び 情 報	[略] 洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位(警戒水位)を越え災害の起こるおそれがあるとき。	[略]	[略]	解除	[略] 氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	[略]	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	<p>「はん濫」を「氾濫」に文言変更</p> <p>「恐れ」を「おそれ」に文言変更</p> <p>栃木県地域防災計画（P148）に合わせる形で修正</p>
種類	内 容	発 表 基 準																																																		
待機	[略]	[略]	[略]																																																	
準備	[略]	[略]	はん濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位が上昇する恐れがあるとき。																																																	
出動	[略] 洪水注意報等により、はん濫注意水位(警戒水位)を越える恐れがあるとき。	[略]	はん濫注意水位(警戒水位)を越え、更に水位が上昇するとき。																																																	
指 示 及 び 情 報	[略] 洪水警報等により、または、既にはん濫注意水位(警戒水位)を越え災害の起こる恐れがあるとき。	[略]	[略]																																																	
解除	[略] はん濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。 または、はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	[略]	はん濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。 または、はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。																																																	
種類	内 容	発 表 基 準																																																		
待機	[略]	[略]	[略]																																																	
準備	[略]	[略]	氾濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。																																																	
出動	[略] 洪水注意報等により、氾濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき。	[略]	氾濫注意水位(警戒水位)を越え、更に水位が上昇するとき。																																																	
指 示 及 び 情 報	[略] 洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位(警戒水位)を越え災害の起こるおそれがあるとき。	[略]	[略]																																																	
解除	[略] 氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	[略]	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。																																																	

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
4	294	<p>第4節 災害拡大防止活動</p> <p>市民生活部（安全安心班） 建設水道部（建設班・都市計画班） 消防部（消防班）</p> <p>〔略〕</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 浸水被害の拡大防止</p> <p>水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたとき、<u>はん濫注意</u>水位に達したとき、その他水防上必要であると認めるときは、水防団（消防団）、消防本部を出動又は出動の準備をさせるとともに、住民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。</p> <p>なお、堤防その他の施設が決壊したときは、<u>水防管理者、水防団長（消防団長）、消防長</u>は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。</p> <p>(1) 水防団の非常配備</p> <p>ア <u>市長は、</u>水防団（消防団）が非常配備体制を<u>とる</u>ための指令を、次の場合に発する<u>ものとする</u>。</p> <p>(ア)～(ウ) 〔略〕</p> <p>イ 本部員の非常配備</p> <p>水防団の非常配備について、市長はあらかじめ水防計画を作成し、その体制を整備しておく<u>ものとする</u>。</p> <p>ウ 消防機関</p> <p>(ア) 待機</p> <p>水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後、情報を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入ることができるような状態におく<u>ものとする</u>。</p> <p>待機の指令は、〔後略〕</p> <p>(イ) 準備</p> <p>河川の水位が<u>はん濫注意水位</u>に達し、更に水位上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は次による<u>ものとする</u>。</p> <p>a～c 〔略〕</p> <p>(ウ) 出動</p> <p>河川の水位が<u>はん濫注意水位</u>を越え、更に水位上昇が予想されるとき、水防警報（出動）の通知を受けたとき、又は水防管理者が出動の必要を認めるときは、直ちにあらかじめ定めた計画に従って警戒配備につかせる。ただし、いずれの段階で出動を行うかは、市長が担当区域の危険度に適合するよう定める<u>ものとする</u>。</p>	<p>第4節 災害拡大防止活動</p> <p>市民生活部（安全安心班） 建設水道部（建設班・都市計画班） 消防部（消防班）</p> <p>〔略〕</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 浸水被害の拡大防止</p> <p>水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたとき、<u>警戒</u>水位に達したとき、その他水防上必要であると認めるときは、水防団（消防団）、消防本部に出動又は出動の準備をさせるとともに、住民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。</p> <p>なお、堤防その他の施設が決壊したときは、<u>水防管理者（市長）、水防団（消防団）の長、消防本部の長</u>は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。</p> <p>(1) 水防団の非常配備</p> <p>ア <u>市長が</u>管下の水防団（消防団）に非常配備体制を<u>とらせる</u>ための指令は、次の場合に発する。</p> <p>(ア)～(ウ) 〔略〕</p> <p>イ 本部員の非常配備</p> <p>水防団の非常配備について、市長はあらかじめ水防計画を作成し、その体制を整備しておく。</p> <p>ウ 消防機関</p> <p>(ア) 待機</p> <p>水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後、情報を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入ることができるような状態におく。</p> <p>待機の指令は、〔後略〕</p> <p>(イ) 準備</p> <p>河川の水位が<u>氾濫注意水位（警戒水位）</u>に達し、更に水位上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は次による。</p> <p>a～c 〔略〕</p> <p>(ウ) 出動</p> <p>河川の水位が<u>氾濫注意水位</u>を越え、更に水位上昇が予想されるとき、水防警報（出動）の通知を受けたとき、又は水防管理者が出動の必要を認めるときは、直ちにあらかじめ定めた計画に従って警戒配備につかせる。ただし、いずれの段階で出動を行うかは、市長が担当区域の危険度に適合す</p>	<p>栃木県地域防災計画（P154）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
5	322	<p>し、事後所定の手続をとる<u>ものとする。</u></p> <p>なお、特に緊急を要し、かつ知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊第12特科隊に通知する<u>ものとする。</u>この場合、速やかに<u>知事(危機管理課)</u>にその旨を通知する<u>ものとする。</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>6・7 [略]</p>	<p>し、事後所定の手続をとる<u>。</u></p> <p>なお、特に緊急を要し、かつ知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊第12特科隊に通知する<u>。</u>この場合、速やかに<u>県(県民生活部)</u>にその旨を通知する<u>。</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>6・7 [略]</p>	栃木県地域防災計画 (P163) に合わせる形で修正
6	325	<p>第6節 災害救助法の適用</p> <p>市民生活部 (安全安心班) 健康福祉部 (社会福祉班)</p> <p>[略]</p> <p>1 災害救助法の適用基準</p> <p>県は、災害による被害が次に掲げる基準 (災害救助法施行令 (昭和22年政令第225号) 第1条第1項各号に掲げる基準) に該当し、救助が必要であると認めるとき、市町を単位に災害救助法 (昭和22年法律第118号) を適用し、救助を実施することを決定する<u>ものと</u> <u>する。</u>市は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。</p> <p>(1) 住家等への被害が生じた場合</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 当該市町において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数の2分の1以上 (本市は40世帯) で、かつ、県全体で住家が滅失した世帯数が<u>2,000</u>以上のとき。(2号基準)</p> <p>ウ 当該市町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ、県全体で住家が滅失した世帯数が<u>9,000</u>以上のとき。(3号前段基準)</p> <p>エ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>第6節 災害救助法の適用</p> <p>市民生活部 (安全安心班) 健康福祉部 (社会福祉班)</p> <p>[略]</p> <p>1 災害救助法の適用基準</p> <p>県は、災害による被害が次に掲げる基準 (災害救助法施行令 (昭和22年政令第225号) 第1条第1項各号に掲げる基準) に該当し、救助が必要であると認めるとき、市町を単位に災害救助法 (昭和22年法律第118号) を適用し、救助を実施することを決定する<u>。</u>市は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。</p> <p>(1) 住家等への被害が生じた場合</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 当該市町において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数の2分の1以上 (本市は40世帯) で、かつ、県全体で住家が滅失した世帯数が<u>1,500</u>以上のとき。(2号基準)</p> <p>ウ 当該市町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ、県全体で住家が滅失した世帯数が<u>7,000</u>以上のとき。(3号前段基準)</p> <p>エ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>栃木県地域防災計画 (P166) に合わせる形で修正</p>
	327	<p><災害救助法適用基準一覧表> [略]</p> <p>(注) 1 住家が半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた場合の<u>滅失世帯</u>換算率は、半焼、半壊にあっては1/2世帯、床上浸水にあっては1/3世帯とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>※ <u>平成27年</u>国勢調査による下野市の人口は<u>59,444</u>人 (速報値) である。</p>	<p><災害救助法適用基準一覧表> [略]</p> <p>(注) 1 住家が半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた場合の<u>世帯</u>換算率は、半焼、半壊にあっては1/2世帯、床上浸水にあっては1/3世帯とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>※ <u>令和2年</u>国勢調査による下野市の人口は<u>59,479</u>人 (速報値) である。</p>	統計情報の更新による修正

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由																
6	327	<p>2 被害の認定基準</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="241 172 792 448"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 172 365 204">種 別</th> <th data-bbox="371 172 792 204">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 209 365 240">[略]</td> <td data-bbox="371 209 792 240"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 245 365 416">② 世 帯</td> <td data-bbox="371 245 792 416">〔前略〕また、会社又は学生の寮等は、共同生活を営んでいるものとして全体を1世帯とすることを原則としてきたが、最近の実状を勘案し個々の生活実態に基づき判断する<u>ものとする。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 421 365 448">[略]</td> <td data-bbox="371 421 792 448"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) [略]</p> <p>3 災害救助法の適用手続</p> <p>(1) 県は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、市に対し、被害状況について報告を求める<u>ものとする。</u>市は、県からの照会の有無に拘わらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県に報告する。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 県は、市から被害状況報告を受けた場合には、当該報告を確認集計の上、内閣総理大臣に情報提供し、必要に応じ災害救助法の適用について協議する<u>ものとする。</u>ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、市は、直接内閣府に対して情報提供を行う。</p> <p>(7) 県は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、市、県各部局及び内閣府あて通知するとともに、告示する<u>ものとする。</u></p> <p>4 災害救助法に基づく救助の種類</p> <p>災害救助法が適用された場合、知事及び市長は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。</p> <p>(1) 避難所の設置<u>及び収容</u></p> <p>(2)～(15) [略]</p> <p><u>(16) 応急救助のための労力</u></p>	種 別	内 容	[略]		② 世 帯	〔前略〕また、会社又は学生の寮等は、共同生活を営んでいるものとして全体を1世帯とすることを原則としてきたが、最近の実状を勘案し個々の生活実態に基づき判断する <u>ものとする。</u>	[略]		<p>2 被害の認定基準</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="884 172 1435 448"> <thead> <tr> <th data-bbox="884 172 1008 204">種 別</th> <th data-bbox="1014 172 1435 204">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="884 209 1008 240">[略]</td> <td data-bbox="1014 209 1435 240"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 245 1008 416">② 世 帯</td> <td data-bbox="1014 245 1435 416">〔前略〕また、会社又は学生の寮等は、共同生活を営んでいるものとして全体を1世帯とすることを原則としてきたが、最近の実状を勘案し個々の生活実態に基づき判断する<u>。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 421 1008 448">[略]</td> <td data-bbox="1014 421 1435 448"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) [略]</p> <p>3 災害救助法の適用手続</p> <p>(1) 県は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、市に対し、被害状況について報告を求める<u>。</u>市は、県からの照会の有無に拘わらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県に報告する。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 県は、市から被害状況報告を受けた場合には、当該報告を確認集計の上、内閣総理大臣に情報提供し、必要に応じ災害救助法の適用について協議する<u>。</u>ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、市は、直接内閣府に対して情報提供を行う。</p> <p>(7) 県は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、市、県各部局及び内閣府あて通知するとともに、告示する<u>。</u></p> <p>4 災害救助法に基づく救助の種類</p> <p>災害救助法が適用された場合、知事及び市長は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。</p> <p><u>(救助の種類)</u></p> <p>(1) 避難所の設置</p> <p>(2)～(15) [略]</p> <p><u>(削除)</u></p>	種 別	内 容	[略]		② 世 帯	〔前略〕また、会社又は学生の寮等は、共同生活を営んでいるものとして全体を1世帯とすることを原則としてきたが、最近の実状を勘案し個々の生活実態に基づき判断する <u>。</u>	[略]		<p>栃木県地域防災計画（P168）に合わせる形で修正</p>
種 別	内 容																			
[略]																				
② 世 帯	〔前略〕また、会社又は学生の寮等は、共同生活を営んでいるものとして全体を1世帯とすることを原則としてきたが、最近の実状を勘案し個々の生活実態に基づき判断する <u>ものとする。</u>																			
[略]																				
種 別	内 容																			
[略]																				
② 世 帯	〔前略〕また、会社又は学生の寮等は、共同生活を営んでいるものとして全体を1世帯とすることを原則としてきたが、最近の実状を勘案し個々の生活実態に基づき判断する <u>。</u>																			
[略]																				

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
6	328	<p>5 災害救助法に基づく救助の実施</p> <p>災害救助法が適用された場合、県及び市は、次により救助を実施する。</p> <p>(1) 県は、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で、次の要件に該当するときは、原則として、その権限に属する事務を市長に行わせることとする。この場合、県は、同法施行令第17条の規定により、救助の期間、内容を市長に通知し、直ちにその旨を公示する<u>ものとする。</u></p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p>5 災害救助法に基づく救助の実施</p> <p>災害救助法が適用された場合、県及び市は、次により救助を実施する。</p> <p>(1) 県は、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で、次の要件に該当するときは、原則として、その権限に属する事務を市長に行わせることとする。この場合、県は、同法施行令第17条の規定により、救助の期間、内容を市長に通知し、直ちにその旨を公示する<u>。</u></p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	
7	330	<p>第7節 避難対策</p> <p>市民生活部 (安全安心班・市民班) 健康福祉部 (健康増進班) 消防部 (消防班)</p> <p>災害時における人的被害を軽減するため、市は、県、防災関係機関と連携し、適切な避難誘導を行う。また、安全で迅速な避難の実施、避難行動要支援者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。</p> <p>更に、必要に応じて、被災した市民の広域一時滞在に係る措置を行う。</p> <p>1 実施体制</p> <p>市長は、避難準備情報、避難の勧告及び指示 (以下「避難勧告・指示等」という。)及び警戒区域の設定を行う。また、緊急な支援が必要と判断した場合、県へ応援を要請する。</p> <p>住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、市長が避難勧告・指示等を行うことができないときは、知事等が避難の指示を行うことができる。この場合、指示を行った者は、速やかにその旨を市に通知する。</p> <p>また、市長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。</p> <p>2 避難勧告及び指示等</p> <p>(1) 避難勧告・指示等の種類 (後掲別紙参照)</p> <p>市長は、災害時に地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民等に対して避難のための勧告又は指示を行い、速やかに知事に報告する。</p> <p><u>なお、「勧告」とは、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいい、「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発すべきもので、勧告よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるものをいう。</u></p>	<p>第7節 避難対策</p> <p>市民生活部 (安全安心班・市民班) 健康福祉部 (健康増進班) 消防部 (消防班)</p> <p>災害時における人的被害を軽減するため、市は、県、防災関係機関と連携し、適切な避難誘導を行う。また、安全で迅速な避難の実施、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難場所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。</p> <p>更に、必要に応じて、被災した市民の広域一時滞在に係る措置を行う。</p> <p>1 実施体制</p> <p>市長は、高齢者等避難、避難指示 (以下「避難指示等」という。)及び警戒区域の設定を行う。また、緊急な支援が必要と判断した場合、県へ応援を要請する。</p> <p>住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、市長が避難指示等を行うことができないときは、知事等が避難の指示を行うことができる。この場合、指示を行った者は、速やかにその旨を市に通知する。</p> <p>また、市長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。</p> <p>2 避難指示等</p> <p>(1) 避難指示等の種類 (後掲別紙参照)</p> <p>市長は、災害時に地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民等に対して避難のための(削除)指示を行い、速やかに知事に報告する。</p>	<p>栃木県地域防災計画 (P170) に合わせる形で修正</p> <p>避難情報の改定に伴う修正</p>

節	頁	旧（平成 28 年 3 月）	新（今回修正案）	修正理由
7	330 331	<p>また、避難行動要支援者等、避難行動に時間のかかる者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、市長は、避難<u>勧告</u>の前段階として、<u>避難準備情報</u>を発表する。</p> <p>(2) <u>避難勧告・指示等</u>の発令</p> <p><u>避難勧告・指示等</u>は、「<u>避難勧告等</u>の判断・伝達マニュアル」（資料 9-4）に基づき、気象予警報、降水量、河川の水位及び周囲の状況等から判断し、必要な範囲の住民に対して行う。</p> <p>市長は、災害対策基本法に基づく避難について、国、県からの情報、助言を活用し、また、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択し、危険の切迫する前に十分な余裕をもって<u>避難勧告・指示等</u>を行う。</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示する。</p>	<p>また、避難行動要支援者等、避難行動に時間のかかる者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、市長は、避難<u>指示</u>の前段階として、<u>避難準備・高齢者等避難</u>を発表する。</p> <p>(2) <u>避難指示等及び緊急安全確保</u>の発令</p> <p><u>避難指示等</u>は、「<u>避難指示等</u>の判断・伝達マニュアル」（資料 9-4）に基づき、気象予警報、降水量、河川の水位及び周囲の状況等から判断し、必要な範囲の住民に対して行う。</p> <p>市長は、災害対策基本法に基づく避難について、国、県からの情報、助言を活用し、また、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択し、危険の切迫する前に十分な余裕をもって<u>避難指示等</u>を行う。</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示する<u>ことができる</u>。</p> <p><u>市長は、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。</u></p> <p><u>ア 高齢者等避難</u></p> <p><u>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促す。その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えたとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難することを促す。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが望ましい。</u></p> <p><u>イ 避難指示</u></p> <p><u>避難のための立退きを指示する。災害が発生するおそれが高い状況等であることを踏まえ、指定緊急避難場所への避難に限らず、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合には、屋内での退避等の安全確保も含めた避難を指示する。</u></p> <p><u>ウ 緊急安全確保</u></p> <p><u>災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で、命を守るための最善の行動を指示する。</u></p>	<p>避難情報の改定に伴う修正</p> <p>栃木県地域防災計画（P171）に合わせる形で修正</p> <p>避難情報の改定に伴い修正。内容については県との差異あり</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由																		
7	331 332	<p>(3) <u>避難勧告・指示等</u>の内容</p> <p>市長は、次の事項を明示して避難<u>勧告</u>・指示等を行う。</p> <p>ア～カ [略]</p>	<p>(3) <u>避難指示等及び緊急安全確保</u>の内容</p> <p>市長は、次の事項を明示して避難指示等<u>及び緊急安全確保</u>の発令を行う。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告及び、避難指示 (緊急) 及び災害発生情報を発令する際は、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民が取るべき避難行動が分かるように伝達する。</u></p> <p><u>(警戒レベル1、警戒レベル2は気象庁が発表する情報であり、参考に記載)</u></p> <p><u>住民は、警戒レベル3で高齢者等は避難、警戒レベル4で全員避難を基本とする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>住民が取るべき行動</th> <th>避難情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(警戒レベル1)</u></td> <td><u>(災害への心構えを高める。)</u></td> <td><u>(早期注意情報)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(警戒レベル2)</u></td> <td><u>(避難に備え自らの避難行動を確認する。)</u></td> <td><u>(大雨・洪水注意報等)</u></td> </tr> <tr> <td><u>警戒レベル3</u></td> <td><u>危険な場所から高齢者等は立ち退き避難する。</u></td> <td><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></td> </tr> <tr> <td><u>警戒レベル4</u></td> <td><u>災害が発生するおそれが高い状況等となっており、危険な場所から全員避難する。</u></td> <td><u>避難指示</u></td> </tr> <tr> <td><u>警戒レベル5</u></td> <td><u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u></td> <td><u>緊急安全確保</u> ※可能な範囲で発令</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報	<u>(警戒レベル1)</u>	<u>(災害への心構えを高める。)</u>	<u>(早期注意情報)</u>	<u>(警戒レベル2)</u>	<u>(避難に備え自らの避難行動を確認する。)</u>	<u>(大雨・洪水注意報等)</u>	<u>警戒レベル3</u>	<u>危険な場所から高齢者等は立ち退き避難する。</u>	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	<u>警戒レベル4</u>	<u>災害が発生するおそれが高い状況等となっており、危険な場所から全員避難する。</u>	<u>避難指示</u>	<u>警戒レベル5</u>	<u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u>	<u>緊急安全確保</u> ※可能な範囲で発令	<p>栃木県地域防災計画 (P171～172) に合わせる形で修正</p> <p>避難情報の改定に伴い修正。内容については県との差異あり</p>
警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報																				
<u>(警戒レベル1)</u>	<u>(災害への心構えを高める。)</u>	<u>(早期注意情報)</u>																				
<u>(警戒レベル2)</u>	<u>(避難に備え自らの避難行動を確認する。)</u>	<u>(大雨・洪水注意報等)</u>																				
<u>警戒レベル3</u>	<u>危険な場所から高齢者等は立ち退き避難する。</u>	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>																				
<u>警戒レベル4</u>	<u>災害が発生するおそれが高い状況等となっており、危険な場所から全員避難する。</u>	<u>避難指示</u>																				
<u>警戒レベル5</u>	<u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u>	<u>緊急安全確保</u> ※可能な範囲で発令																				

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由																																												
7	332	<p>(4) <u>避難勧告・指示等</u>の実施者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施者</th> <th>措置</th> <th>実施の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>避難の勧告</u></td> <td>市長 (災害対策基本法第60条第1項・第2項)</td> <td>立ち退きの勧告、立ち退き先の指示</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>知事 (災害対策基本法第60条第6項)</td> <td>立ち退きの勧告、立ち退き先の指示</td> <td>災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき</td> </tr> <tr> <td><u>避難の指示等</u></td> <td>市長 (災害対策基本法第60条第1項・第2項)</td> <td>[略]</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、<u>急を要する</u>とき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 警戒区域の設定</p> <p>(1) 警戒区域と<u>避難勧告・指示等</u>の違い</p> <p><u>避難勧告・指示等</u>は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。</p> <p>(2) [略]</p>	区分	実施者	措置	実施の基準					<u>避難の勧告</u>	市長 (災害対策基本法第60条第1項・第2項)	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき		知事 (災害対策基本法第60条第6項)	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	<u>避難の指示等</u>	市長 (災害対策基本法第60条第1項・第2項)	[略]	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、 <u>急を要する</u> とき		[略]	[略]	[略]	<p>(4) <u>避難指示等</u>の実施者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施者</th> <th>措置</th> <th>実施の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>高齢者等避難</u></td> <td>市長 (災害対策基本法第56条第1項)</td> <td>一般住民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の立ち退き開始の発令</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>避難の指示</u></td> <td>市長 (災害対策基本法第60条第1項・第2項)</td> <td>[略]</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 警戒区域の設定</p> <p>(1) 警戒区域と<u>避難指示等</u>の違い</p> <p><u>避難指示等</u>は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。</p> <p>(2) [略]</p>	区分	実施者	措置	実施の基準	<u>高齢者等避難</u>	市長 (災害対策基本法第56条第1項)	一般住民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の立ち退き開始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき	<u>(削除)</u>				<u>避難の指示</u>	市長 (災害対策基本法第60条第1項・第2項)	[略]	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき		[略]	[略]	[略]	避難情報の改定に伴い修正。
区分	実施者	措置	実施の基準																																													
<u>避難の勧告</u>	市長 (災害対策基本法第60条第1項・第2項)	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき																																													
	知事 (災害対策基本法第60条第6項)	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき																																													
<u>避難の指示等</u>	市長 (災害対策基本法第60条第1項・第2項)	[略]	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、 <u>急を要する</u> とき																																													
	[略]	[略]	[略]																																													
区分	実施者	措置	実施の基準																																													
<u>高齢者等避難</u>	市長 (災害対策基本法第56条第1項)	一般住民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の立ち退き開始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき																																													
<u>(削除)</u>																																																
<u>避難の指示</u>	市長 (災害対策基本法第60条第1項・第2項)	[略]	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき																																													
	[略]	[略]	[略]																																													

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
7	334	<p>4 <u>避難勧告・指示等の周知・誘導</u></p> <p>(1) 住民への周知 <u>避難勧告・指示等</u>の実施は、住民に対し、次の方法で迅速かつ確実に伝達する。特に避難行動要支援者等に対しては、自主防災組織、消防団等の協力を得て、確実に伝達する。 ア <u>避難勧告・指示等</u>の伝達方法 (ア)～(エ) [略] イ・ウ [略]</p> <p>(2) 県への報告 市は、避難の<u>勧告</u>、指示を実施したとき又は避難指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。</p> <p>(3) 避難の誘導 ア 住民の誘導 避難の方法としては、消防団、自主防災組織の協力の下、できるだけ集団避難を行う<u>ものとする。</u> イ [略]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>4 <u>避難指示等の周知・誘導</u></p> <p>(1) <u>高齢者等避難</u> 市は、「<u>高齢者等避難</u>」を発令した際は、<u>高齢者等の避難に時間を要する要配慮者が、避難準備を整えて、支援する人と一緒に避難することを支援するとともに、それ以外の住民が、家族などと連絡を取り合って状況を共有し、避難場所や避難経路を確認するなど、いつでも避難できる準備を整えることを周知する。</u></p> <p>(2) 住民への周知 <u>避難指示等</u>の実施は、住民に対し、次の方法で迅速かつ確実に伝達する。特に避難行動要支援者等に対しては、自主防災組織、消防団等の協力を得て、確実に伝達する。 ア <u>避難指示等</u>の伝達方法 (ア)～(エ) [略] イ・ウ [略]</p> <p>(3) 県への報告 市は、避難の<u>指示</u>を実施したとき又は避難指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。</p> <p>(4) 避難の誘導 ア 住民の誘導 避難の方法としては、消防団、自主防災組織の協力の下、できるだけ集団避難を行う<u>。</u> イ [略]</p> <p>(5) [略]</p>	<p>避難情報の改定に伴う修正</p>
7	335	<p>5 <u>避難所の開設、運営</u></p> <p>(1) 避難所の開設 ア 市は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に<u>収容し</u>、保護するため、<u>必要な避難所</u>を開設する。 イ 市は、避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、迅速な開設を行う（資料9-1）。<u>市は、平常時から避難所用備品や合鍵を整備するとともに、参集職員による配送体制を強化する。</u> <u>(ア) 避難所ごとの施設の利用ガイド等を作成し、避難所対応職員に引き継ぐ。</u> <u>(イ) タイムライン等を基に、避難者への適切な指導が行えるようにする。</u></p>	<p>5 <u>避難所の開設、運営</u></p> <p>(1) 避難所の開設 ア 市は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に<u>受入れ</u>、保護するため、<u>避難所</u>を開設する。 イ 市は、避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、迅速な開設を行う（資料9-1）。<u>要配慮者については、必要に応じ介護等の支援機能を備えた福祉施設等に受入れる。避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</u> ウ 市は、<u>新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等を検討する。</u></p>	<p>栃木県地域防災計画（P174）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
7	335	<p><u>ウ・エ</u> [略]</p> <p><u>オ</u> 市は、避難所を開設したときは、本編第 2 章第 22 節「広報活動」に定めるところにより、直ちに被災者にその場所等を周知し、避難所に<u>収容する</u>者を誘導し、保護する。</p> <p><u>カ〜ク</u> [略]</p>	<p><u>エ・オ</u> [略]</p> <p><u>カ</u> 市は、避難所を開設したときは、本編第 2 章第 22 節「広報活動」に定めるところにより、直ちに被災者にその場所等を周知し、避難所に<u>受入れる</u>者を誘導し、保護する。</p> <p><u>キ〜ケ</u> [略]</p>	前項追加による項ズレ
7	336	<p>(2) 避難所の運営</p> <p>ア [略]</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 避難が長期化する場合には、市民生活部市民班において、本部内における避難所運営職員のローテーション体制を組む。この場合、運営業務に係る職員間の引継ぎに当たっては、必ず所要事項を文書に明記して行う<u>ものとする</u>。</p> <p>イ 市は、自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会、<u>ボランティア</u>、<u>NPO</u>等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあつては、避難者自身が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、ゴミ出し等の生活ルールを作成したりする等、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。</p> <p>ウ [前略] 特に、<u>避難所</u>にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については極力様々な手段を講じて情報提供を行うよう努める。また、<u>避難行動要支援者</u>をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、<u>外国人に対し、多言語表示シートを提示するなど要配慮者への情報伝達手段に配慮する</u>。</p> <p><u>エ</u> 市は、<u>避難所の衛生状態を常に良好に保つよう努める</u>。</p> <p>オ 市は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や<u>口腔ケア</u>などの健康問題の発生の予防に努めるとともに、<u>避難行動要支援者</u>をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p>カ・キ [略]</p>	<p>(2) 避難所の運営</p> <p>ア [略]</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 避難が長期化する場合には、市民生活部市民班において、本部内における避難所運営職員のローテーション体制を組む。この場合、運営業務に係る職員間の引継ぎに当たっては、必ず所要事項を文書に明記して行う<u>。</u></p> <p>イ 市は、自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会、<u>NPO 法人・ボランティア団体</u>等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあつては、避難者自身が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、ゴミ出し等の生活ルールを作成したりする等、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。</p> <p>ウ [前略] 特に、<u>避難場所</u>にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については極力様々な手段を講じて情報提供を行うよう努める。また、<u>要配慮者</u>をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、<u>視聴覚障がい者、外国人等への情報伝達において音声や多言語表示シートの提示等により配慮する</u>。</p> <p><u>エ</u> 市は、<u>避難所の衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、避難所における良好な生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる</u>。</p> <p>オ 市は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や<u>口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎</u>などの健康問題の発生の予防に努めるとともに、<u>要配慮者</u>をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p>カ・キ [略]</p>	栃木県地域防災計画（P174～175）に合わせる形で修正

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
7	336	<p>ク 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室の設置、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>ケ 市は、通信事業者（東日本電信電話（株）ほか）の協力を得て、速やかに避難所に非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。</p> <p>コ 市は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け、飼養させることができる。</p> <p>サ [略]</p>	<p>ク 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における女性や子どもに対する暴力防止と安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>なお、女性専用相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。</p> <p>ケ 市は、通信事業者（東日本電信電話（株）ほか）の協力を得て、速やかに指定避難所に非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。</p> <p>コ 市は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け、飼養させるよう努める。</p> <p>サ [略]</p> <p>シ 市は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。</p>	栃木県地域防災計画（P175）に合わせる形で修正
7	337	<p>6 避難行動要支援者への生活支援</p> <p>(1) 避難行動要支援者への日常生活支援</p> <p>市は、被災した避難行動要支援者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。また、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣について協力を要請するなど避難所での避難行動要支援者の健康状態の把握に努める。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 避難所外避難者への支援</p> <p>[前略]</p> <p>避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難所を選択し、避難所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努める。</p> <p>また、〔後略〕</p> <p>(1) [略]</p>	<p>6 要配慮者への生活支援</p> <p>(1) 要配慮者への日常生活支援</p> <p>市は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。また、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣について協力を要請するなど避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 避難所外避難者への支援</p> <p>[前略]</p> <p>避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援に努める。</p> <p>また、〔後略〕</p> <p>(1) [略]</p>	栃木県地域防災計画（P175～176）に合わせる形で修正
	338	<p>7 [略]</p> <p>8 避難所外避難者への支援</p> <p>[前略]</p> <p>避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援に努める。</p> <p>また、〔後略〕</p> <p>(1) [略]</p>		

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
7	338 339	<p>(2) 必要な支援の実施</p> <p>市は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、<u>避難所</u>への移送など必要な支援を行う。</p> <p>9～12 〔略〕</p> <p>13 災害救助法による実施基準</p> <p>〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 内 容</p> <p>原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、<u>野外に仮小屋、天幕を設営する。</u></p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p>	<p>(2) 必要な支援の実施</p> <p>市は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、<u>避難場所</u>への移送など必要な支援を行う。</p> <p>9～12 〔略〕</p> <p>13 災害救助法による実施基準</p> <p>〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 内 容</p> <p>原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、<u>野外での仮設小屋の設置、天幕の設営その他適切な方法により実施する。</u></p> <p><u>避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</u></p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画（P178）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由																								
7	340	<p>別紙 3 類型の避難情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難情報</th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難準備</u> <u>(避難行動</u> <u>要支援者避</u> <u>難) 情報</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>避難勧告</u></td> <td>○<u>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき</u> [略]</td> <td>○<u>通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始</u></td> </tr> <tr> <td><u>避難指示</u></td> <td>○<u>切迫した現在の状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される</u><u>とき</u> ○<u>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される</u><u>とき</u> ○<u>人的被害が発生した</u><u>とき</u> ○<u>近隣で浸水が床上に及んでいる</u><u>とき</u> ○<u>排水先の河川の水位が高くなり、内水ポンプの運転停止、水門閉鎖が行われた</u><u>とき</u></td> <td>○<u>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</u> ○<u>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ [略]</p>	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動	<u>避難準備</u> <u>(避難行動</u> <u>要支援者避</u> <u>難) 情報</u>	[略]	[略]	<u>避難勧告</u>	○ <u>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき</u> [略]	○ <u>通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始</u>	<u>避難指示</u>	○ <u>切迫した現在の状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される</u> <u>とき</u> ○ <u>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される</u> <u>とき</u> ○ <u>人的被害が発生した</u> <u>とき</u> ○ <u>近隣で浸水が床上に及んでいる</u> <u>とき</u> ○ <u>排水先の河川の水位が高くなり、内水ポンプの運転停止、水門閉鎖が行われた</u> <u>とき</u>	○ <u>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</u> ○ <u>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</u>	<p>別紙 避難情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難情報</th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>高齢者等避難</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>避難指示</u></td> <td>○<u>全ての対象地域の居住者等が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき</u> [略]</td> <td>○<u>全ての対象地域の居住者等は、計画された避難所等への避難行動を速やかに開始</u></td> </tr> <tr> <td><u>緊急安全確保</u></td> <td>○<u>すでに災害が発生している</u><u>とき</u> ○<u>災害が切迫している状況で安全に立退き避難することが難しい</u><u>とき</u></td> <td>○<u>ただちに身の安全を確保する行動をとる</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ [略]</p>	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動	<u>高齢者等避難</u>	[略]	[略]	<u>避難指示</u>	○ <u>全ての対象地域の居住者等が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき</u> [略]	○ <u>全ての対象地域の居住者等は、計画された避難所等への避難行動を速やかに開始</u>	<u>緊急安全確保</u>	○ <u>すでに災害が発生している</u> <u>とき</u> ○ <u>災害が切迫している状況で安全に立退き避難することが難しい</u> <u>とき</u>	○ <u>ただちに身の安全を確保する行動をとる</u>	避難情報の改定に伴う修正
避難情報	発令時の状況	住民に求める行動																										
<u>避難準備</u> <u>(避難行動</u> <u>要支援者避</u> <u>難) 情報</u>	[略]	[略]																										
<u>避難勧告</u>	○ <u>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき</u> [略]	○ <u>通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始</u>																										
<u>避難指示</u>	○ <u>切迫した現在の状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される</u> <u>とき</u> ○ <u>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される</u> <u>とき</u> ○ <u>人的被害が発生した</u> <u>とき</u> ○ <u>近隣で浸水が床上に及んでいる</u> <u>とき</u> ○ <u>排水先の河川の水位が高くなり、内水ポンプの運転停止、水門閉鎖が行われた</u> <u>とき</u>	○ <u>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</u> ○ <u>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</u>																										
避難情報	発令時の状況	住民に求める行動																										
<u>高齢者等避難</u>	[略]	[略]																										
<u>避難指示</u>	○ <u>全ての対象地域の居住者等が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき</u> [略]	○ <u>全ての対象地域の居住者等は、計画された避難所等への避難行動を速やかに開始</u>																										
<u>緊急安全確保</u>	○ <u>すでに災害が発生している</u> <u>とき</u> ○ <u>災害が切迫している状況で安全に立退き避難することが難しい</u> <u>とき</u>	○ <u>ただちに身の安全を確保する行動をとる</u>																										

節	頁	旧（平成 28 年 3 月）	新（今回修正案）	修正理由
8	341 343	<p>第 8 節 広域一時滞在対策</p> <p>市民生活部（安全安心班・市民班）</p> <p>〔略〕</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4 他都道府県からの協議</p> <p>(1) 県の実施事項</p> <p>ア 県は、他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と思われる市町に協議する。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項について資料を求める<u>ものとする。</u></p> <p>イ・ウ 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>5 費用負担</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 災害救助法適用時</p> <p>ア <u>被災住民への公共施設等の提供</u> 都道府県の責任で救助がなされ、当該救助に伴う費用を負担する。</p> <p>イ 〔略〕</p>	<p>第 8 節 広域一時滞在対策</p> <p>市民生活部（安全安心班・市民班）</p> <p>〔略〕</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4 他都道府県からの協議</p> <p>(1) 県の実施事項</p> <p>ア 県は、他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と思われる市町に協議する。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項について資料を求める<u>。</u></p> <p>イ・ウ 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>5 費用負担</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 災害救助法適用時</p> <p>ア <u>広域一時滞在实际時</u> 都道府県の責任で救助がなされ、当該救助に伴う費用を負担する。</p> <p>イ 〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画（P182）に合わせる形で修正</p>
9	351	<p>第 9 節 救急・救助活動</p> <p>市民生活部（安全安心班） 健康福祉部（健康増進班） 消防部（消防班）</p> <p>災害により被災した者に対し、市は県、警察、消防本部、自衛隊、地域住民、自主防災組織等と連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う<u>ものとする。</u></p> <p>1 自主防災組織等地域住民の活動</p> <p>災害発生時は、交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関等の現場到着の遅れが<u>予想される</u>ため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p>	<p>第 9 節 救急・救助活動</p> <p>市民生活部（安全安心班） 健康福祉部（健康増進班） 消防部（消防班）</p> <p>災害により被災した者に対し、市は県、警察、消防本部、自衛隊、地域住民、自主防災組織等と連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う<u>。</u></p> <p>1 自主防災組織等地域住民の活動</p> <p>災害発生時は、交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関等の現場到着の遅れに<u>対処する</u>ため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画（P185）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
9	352	<p>5 消防相互応援等</p> <p>(1) 消防相互応援</p> <p><u>二</u>の消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。</p> <p>ア 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援 県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。</p> <p>(ア) 第一次応援体制 <u>一の消防機関を地区内の他の消防機関が応援する体制。</u> <u>要請手続：受援側消防機関の長が、市町長及び知事に報告のうえ、地区代表消防機関の長に連絡する。</u></p> <p>(イ) 第二次応援体制 <u>上記(ア)によってもなお消防力が不足する場合、一の消防機関を県内のすべての地区の消防機関が応援する体制。</u> <u>要請手続：①受援側消防機関の長が、市町長に報告の上、代表消防機関（宇都宮市消防本部）、受援地区代表消防機関の長及び県に連絡する。</u> <u>②受援要請を受けた県が、各地区代表消防機関の長に連絡する。</u></p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 緊急消防援助隊 [略] (ア) [略] (イ) 被災市町は、県に連絡が取れない場合、直接国（総務省消防庁）に応援要請を行う<u>ものとする。</u> (ウ) [略] イ [略]</p>	<p>5 消防相互応援等</p> <p>(1) 消防相互応援</p> <p><u>一</u>の消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。</p> <p>ア 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援 県内全消防本部（局）による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。</p> <p>(ア) 第一次応援体制 <u>一つの消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制。</u> <u>要請手続：受援消防機関が、被災地の市町長に報告の上、幹事消防本部に応援要請する。</u></p> <p>(イ) 第二次応援体制 <u>一つの消防機関を県内の全てのブロックの消防機関が応援する体制。</u> <u>要請手続：①受援消防機関が、幹事消防本部及び代表消防機関（宇都宮市消防局）と調整の上、被災地の市町長に報告後、県（県民生活部）及び代表消防機関に応援要請する。</u> <u>②応援要請を受けた県が、県内消防機関に連絡する。</u></p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 緊急消防援助隊 [略] (ア) [略] (イ) 被災市町は、県に連絡が取れない場合、直接国（総務省消防庁）に応援要請を行う<u>。</u> (ウ) [略] イ [略]</p>	<p>栃木県地域防災計画（P187）に合わせる形で修正</p>
	353	<p>6 [略]</p>	<p>6 [略]</p>	

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
10	354	<p>第10節 医療救護活動</p> <p style="text-align: center;">健康福祉部 (健康増進班)</p> <p>災害発生時には、広域あるいは局地的に医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、市は、医療機関、県等の関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 関係機関の活動</p> <p>(1) 関係機関・団体の実施すべき業務</p> <p>市をはじめ、県、日本赤十字社栃木県支部、医師会、警察等の関係機関・団体は、相互連絡、協議を緊密に行い、統制のとれた迅速的確な医療活動が行われるよう積極的に協力する。</p> <p>[後略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 災害救助法による実施基準</p> <p>(1) 災害救助法による医療救護の基準</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 内容</p> <p>(ア)～(オ) [略]</p> <p>ウ 費用の限度</p> <p><u>救護班による場合は、使用した薬剤費、治療材料費、医療器具の修繕費等の実費とし、急迫した事情がありやむを得ない場合に、救護班によらず一般の病院、診療所において治療を受けたときには、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。</u></p> <p>エ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>第10節 医療救護活動</p> <p style="text-align: center;">健康福祉部 (健康増進班)</p> <p>災害発生時には、広域にわたり医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、市は、医療機関、県等の関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 関係機関の活動</p> <p>(1) 関係機関・団体の実施すべき業務</p> <p>市をはじめ、県、日本赤十字社栃木県支部、医師会、警察等の関係機関・団体は、相互連絡、協議を緊密に行い、統制のとれた迅速、的確な医療活動が行われるよう積極的に協力する。</p> <p>[後略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 災害救助法による実施基準</p> <p>(1) 災害救助法による医療救護の基準</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 内容</p> <p><u>原則として救護班及び救護支援班によって、次の医療救護を行う。</u></p> <p><u>ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師(以下、「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができる。</u></p> <p>(ア)～(オ) [略]</p> <p>ウ 費用の限度</p> <p><u>(ア) 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費。</u></p> <p><u>(イ) 病院、診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内。</u></p> <p><u>(ウ) 施術者による場合は、協定料金の額以内。</u></p> <p>エ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>栃木県地域防災計画 (P 190) に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画 (P 193～194) に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
12	359	<p>第12節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動</p> <p>総務部 (総務人事班・契約検査班・税務班) 市民生活部 (安全安心班) 健康福祉部 (社会福祉班) 産業振興部 (農政班・商工観光班) 建設 水道部 (水道班)</p> <p>[略]</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>避難行動要支援者</u>への配慮</p> <p>市は、特別用途食品 (難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギー等に配慮した食品) や生活必需品の調達に配慮するよう努める。</p> <p>2 給食</p> <p>(1) 供給の対象</p> <p>市は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。</p> <p>なお、食料の供給に当たっては、<u>避難行動要支援者</u>に配慮した品目選定を行う。</p> <p>ア <u>炊き出し</u>による給食を行う必要がある被災者 イ・ウ [略]</p> <p>(2) 食料の調達、供給 ア～ウ [略]</p> <p>エ 食料集積所の確保 [前略]</p> <p>当該施設に搬送された救援食料等は、総務部税務班の職員が中心となって仕分け、配分等を<u>行うものとするが</u>、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行う。</p> <p>なお、[後略]</p> <p>(3) 災害救助法による実施基準 (資料 12-1) [略]</p> <p>ア 対象</p> <p>次のいずれかに該当する者に対して行う。</p> <p><u>(ア) 避難所に収容された者</u> <u>(イ) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等であって、炊事のできない者</u> <u>(ウ) 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者</u> <u>(エ) 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等</u> イ～エ [略]</p>	<p>第12節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動</p> <p>総務部 (総務人事班・契約検査班・税務班) 市民生活部 (安全安心班) 健康福祉部 (社会福祉班) 産業振興部 (農政班・商工観光班) 建設 水道部 (水道班)</p> <p>[略]</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>要配慮者</u>への配慮</p> <p>市は、特別用途食品 (難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギー等に配慮した食品) や生活必需品の調達に配慮するよう努める。</p> <p>2 給食</p> <p>(1) 供給の対象</p> <p>市は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。</p> <p>なお、食料の供給に当たっては、<u>要配慮者</u>に配慮した品目選定を行う。</p> <p>ア <u>炊き出し等</u>による給食を行う必要がある被災者 イ・ウ [略]</p> <p>(2) 食料の調達、供給 ア～ウ [略]</p> <p>エ 食料集積所の確保 [前略]</p> <p>当該施設に搬送された救援食料等は、総務部税務班の職員が中心となって仕分け、配分等を<u>行うが</u>、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行う。</p> <p>なお、[後略]</p> <p>(3) 災害救助法による実施基準 (資料 12-1) [略]</p> <p>ア 対象</p> <p>次のいずれかに該当する者に対して行う。</p> <p><u>(ア) 避難所に避難している者</u> <u>(イ) 住家に被害を受け現に炊事のできない者</u> <u>(ウ) 災害により現に炊事のできない者</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> イ～エ [略]</p>	<p>栃木県地域防災計画 (P199) に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画 (P200) に合わせる形で修正</p>
	360			

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
12	363	<p>3 給水</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 飲料水等の確保対策</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 応急用飲料水以外の生活用水</p> <p>市は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の<u>範囲内で確保</u>及び供給に努める。</p> <p>(3)~(5) 〔略〕</p> <p>4 生活必需品等の供給</p> <p>(1)~(3) 〔略〕</p> <p>(4) 救援物資の集積所</p> <p>県及び他市町等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を指定するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。</p> <p>当該施設に搬送された救援物資等は、総務部税務班の職員が中心となって仕分け、配分等を<u>行うものとするが</u>、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行う<u>ものとする</u>。</p> <p>なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期する<u>ものとする</u>。</p> <p>〔図略〕</p> <p>(5)・(6) 〔略〕</p>	<p>3 給水</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 飲料水等の確保対策</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 応急用飲料水以外の生活用水の<u>供給</u></p> <p>市は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の<u>確保</u>及び供給に努める。</p> <p>(3)~(5) 〔略〕</p> <p>4 生活必需品等の供給</p> <p>(1)~(3) 〔略〕</p> <p>(4) 救援物資の集積所</p> <p>県及び他市町等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を指定するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。</p> <p>当該施設に搬送された救援物資等は、総務部税務班の職員が中心となって仕分け、配分等を<u>行うが</u>、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行う<u>。</u></p> <p>なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期する<u>。</u></p> <p>〔図略〕</p> <p>(5)・(6) 〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画（P201）に合わせる形で修正</p>
	364	<p>(7) 災害救助法による実施基準（資料 12-1）</p> <p>〔略〕</p> <p>ア 対象</p> <p>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は<u>き損し</u>、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>イ 内容</p> <p>(ア) 給（貸）与品目</p> <p>〔略〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー<u>等</u>） ・光熱材料（マッチ、プロパンガス等） ・<u>避難行動要支援者用消耗器材</u>（高齢者、障がい者、難病患者等の日常生活上の支援を行うために必要な<u>紙おむつ</u>、ストーマ用器具等） <p>(イ) 〔略〕</p> <p>ウ 〔略〕</p>	<p>(7) 災害救助法による実施基準（資料 12-1）</p> <p>〔略〕</p> <p>ア 対象</p> <p>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は<u>損傷等により使用することができず</u>、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>イ 内容</p> <p>(ア) 給（貸）与品目</p> <p>〔略〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー<u>、生理用品等</u>） ・光熱材料（マッチ、プロパンガス等） ・<u>要配慮者</u>（高齢者、障がい者、難病患者等）の日常生活上の支援を行うために必要な<u>消耗器材（紙おむつ</u>、ストーマ用器具等） <p>(イ) 〔略〕</p> <p>ウ 〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画（P202~203）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
12	364	<p>エ 給 (貸) 与期間</p> <p>給 (貸) 与は、災害発生の日から 10 日以内に完了する<u>ものとする</u>。ただし、<u>交通通信</u>が途絶え、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。</p>	<p>エ 給 (貸) 与期間</p> <p>給 (貸) 与は、災害発生の日から 10 日以内に完了する<u>。ただし</u>、<u>交通・通信</u>が途絶え、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。</p>	栃木県地域防災計画 (P203) に合わせる形で修正
13	381	<p>第13節 農地・農業用施設等応急復旧活動</p> <p style="text-align: right;">産業振興部 (農政班)</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 農作物応急対策</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 病害虫の防除</p> <p>病害虫が発生した場合には、下都賀農業振興事務所等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して適期防除に努める<u>ものとする</u>。</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 農業用施設等</p> <p>(1) <u>災害発生の未然防止</u></p> <p><u>ア 施設の管理</u></p> <p><u>各施設管理者は、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常な兆候、危険箇所の整備に努める。</u></p> <p><u>イ 災害発生直前の対策</u></p> <p>各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。</p> <p>施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県、市、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>第13節 農地・農業用施設等応急復旧活動</p> <p style="text-align: right;">産業振興部 (農政班)</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 農作物応急対策</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 病害虫の防除</p> <p>病害虫が発生した場合には、下都賀農業振興事務所等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して適期防除に努める<u>。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>3 農業用施設等</p> <p>(1) <u>施設の点検・監視等</u></p> <p>各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。</p> <p>施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県、市、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	栃木県地域防災計画 (P204) に合わせる形で修正

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
14	383	<p>第14節 保健衛生活動</p> <p>市民生活部（市民班・環境班） 健康福祉部（健康増進班） 産業振興部（農政班）</p> <p>被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の確保、及び人心の安定と人身の保護のため市は関係機関の指導・協力を得て、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む。）を的確に実施する。</p> <p>1 感染症対策</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>ア <u>市は、保健センター等を拠点として、県南健康福祉センター等との連携により、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症に対する対策を実施する。</u></p> <p>イ <u>市のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。</u></p> <p>ウ <u>市は、小山地区医師会の協力を得て防疫組織を編成し、県南健康福祉センターとの連携のもと、被害の程度に応じた適切な感染症予防活動を行う。</u></p> <p>(2) <u>感染症予防業務の実施方法</u></p> <p><u>市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示・指導に従って消毒など次の措置を実施する。</u></p> <p>ア <u>消毒の方法（法第27条）</u></p> <p><u>消毒の方法は、次に掲げる基準に従い、消毒薬を用いて行う。</u></p> <p>(ア) <u>対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行う。</u></p> <p><u>消毒の対象となる場所は、次のとおりである。</u></p> <p>a <u>感染症の患者がいる場所又はいた場所</u></p> <p>b <u>感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所</u></p> <p>c <u>感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所</u></p> <p>(イ) <u>消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。</u></p> <p>イ <u>ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）</u></p> <p><u>ねずみ族及び昆虫等を駆除する際には、次に掲げる基準に従い行う。</u></p>	<p>第14節 保健衛生活動</p> <p>市民生活部（市民班・環境班） 健康福祉部（健康増進班） 産業振興部（農政班）</p> <p>被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の確保、及び人心の安定と人身の保護のため、市は関係機関の指導・協力を得て、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む。）を的確に実施する。</p> <p>1 感染症対策</p> <p>(1) 実施体制</p> <p><u>市は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症の発生予防及びまん延防止対策を実施する。市のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。</u></p> <p>(2) 実施方法</p> <p>ア <u>市は、保健センター等を拠点として、県南健康福祉センター等と連携し、被害の程度に応じた適切な感染症予防活動を行うことができるよう、小山地区医師会の協力を得て、県の組織に準じた組織を編成し、避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う。</u></p> <p>イ <u>市だけでは対応が困難である場合、県（健康福祉部）に応援の依頼を行うとともに、必要に応じて、「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づき、他市町に応援要請を行う。</u></p>	<p>栃木県地域防災計画（P207）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧（平成 28 年 3 月）	新（今回修正案）	修正理由
14	383	<p><u>(ア) 対象となる区域の状況、ねずみ族及び昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行う。</u></p> <p><u>(イ) 駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。</u></p> <p>ウ 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件に係る措置（法第29条）</p> <p><u>(ア) 対象とする物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該物件に対する措置（移動の制限及び禁止、消毒、廃棄その他必要な措置）の目的を十分に達成できるような方法により行う。</u></p> <p><u>a 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行う。</u></p> <p><u>b 廃棄にあつては、消毒、滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行う。</u></p> <p><u>c 滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行う。</u></p> <p><u>(イ) 消毒及び滅菌にあつては、消毒又は滅菌を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。</u></p> <p>エ 生活用水の供給（法第31条）</p> <p><u>知事において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じられたときは、市は、知事の指示に従い、生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給する。</u></p> <p>オ 県への連絡</p> <p><u>市長は、感染症が発生し、又は発生する疑いのある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。</u></p> <p>(3) 臨時予防接種の実施</p> <p><u>感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種を実施する。</u></p>		

節	頁	旧（平成 28 年 3 月）	新（今回修正案）	修正理由
14	383	<p>2 食品衛生の確保 〔略〕</p> <p>(1) 食品衛生の確保、監視班の派遣要請 〔前略〕 また、状況により、県に対して食品衛生監視班の派遣を要請し、被災地営業者、同地区周辺営業者に対する衛生的な食品の供給に関する指導を求める<u>ものとする。</u></p> <p>(2)～(4) 〔略〕</p>	<p>2 食品衛生の確保 〔略〕</p> <p>(1) 食品衛生の確保、監視班の派遣要請 〔前略〕 また、状況により、県に対して食品衛生監視班の派遣を要請し、被災地営業者、同地区周辺営業者に対する衛生的な食品の供給に関する指導を求める<u>。</u></p> <p>(2)～(4) 〔略〕</p>	栃木県地域防災計画（P209）に合わせる形で修正
	384	<p>3 栄養指導対策 〔略〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 食生活相談者への相談・指導の実施（<u>避難行動要支援者</u>への食生活支援） 〔略〕</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>4 保健対策 (1) 〔略〕</p> <p>(2) 精神保健活動 災害の直接体験や生活環境の激変に従い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、被災者のメンタルヘルスキアの対応を<u>実施するため、県に協力を要請し、避難所、応急仮設住宅等への巡回を依頼する。</u></p>	<p>3 栄養指導対策 〔略〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 食生活相談者への相談・指導の実施（<u>要配慮者</u>への食生活支援） 〔略〕</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>4 保健対策 (1) 〔略〕</p> <p>(2) 精神保健活動 災害の直接体験や生活環境の激変に従い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、被災者のメンタルヘルスキアの対応を<u>実施する。</u></p>	
	385	<p>5 資器材の備蓄、調達 (1) 〔略〕</p> <p>(2) 調達計画 ア 市内業者からの調達 災害発生後、速やかに市保有の防疫・保健衛生用資器材を使用して防疫活動を行う<u>ものとするが</u>、不足する場合は、市内取扱い業者から調達する。 イ 〔略〕</p>	<p>5 資器材の備蓄、調達 (1) 〔略〕</p> <p>(2) 調達計画 ア 市内業者からの調達 災害発生後、速やかに市保有の防疫・保健衛生用資器材を使用して防疫活動を行う<u>が</u>、不足する場合は、市内取扱い業者から調達する。 イ 〔略〕</p>	
	386	<p>6 遺体取扱対策 (1) 〔略〕</p> <p>(2) 遺体の処置、収容及び検案（検視） ア 〔略〕 イ 実施方法 遺体の処置、収容及び検案（検視）に当たっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮する<u>ものとする。</u> (ア)～(ウ) 〔略〕</p> <p>ウ 災害救助法による実施基準（資料12-1） 災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。</p>	<p>6 遺体取扱対策 (1) 〔略〕</p> <p>(2) 遺体の処置、収容及び検案（検視） ア 〔略〕 イ 実施方法 遺体の処置、収容及び検案（検視）に当たっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮する<u>。</u> (ア)～(ウ) 〔略〕</p> <p>ウ 災害救助法による実施基準（資料12-1） 災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。</p>	

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
14	386	<p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 費用の限度 次の範囲内において行うこと。</p> <p>a 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）<u>で</u>定められた額以内とする。</p> <p>b 遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。</p> <p>(a) [略]</p> <p>(b) 遺体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）<u>で</u>定められた額以内</p> <p>c [略]</p> <p>(エ) [略]</p>	<p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 費用の限度 次の範囲内において行うこと。</p> <p>a 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）<u>第2条</u>で定められた額以内とする。</p> <p>b 遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。</p> <p>(a) [略]</p> <p>(b) 遺体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）<u>第2条</u>で定められた額以内</p> <p>c [略]</p> <p>(エ) [略]</p>	栃木県地域防災計画（P211）に合わせる形で修正
	387	<p>(3) 遺体の埋葬等</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 埋葬の実施方法</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における「市町村相互応援に関する協定」に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。<u>また、必要に応じて、県の許可を得て応急仮設火葬場を設置する。</u></p> <p>(ウ)・(エ) [略]</p> <p>ウ 災害救助法による実施基準 災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 費用の限度 原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）<u>で</u>定められた額以内とする。</p> <p>a～c [略]</p> <p>(ウ)・(エ) [略]</p>	<p>(3) 遺体の埋葬等</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 埋葬の実施方法</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における「市町村相互応援に関する協定」に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。<u>。</u></p> <p>(ウ)・(エ) [略]</p> <p>ウ 災害救助法による実施基準 災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 費用の限度 原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）<u>第2条</u>で定められた額以内とする。</p> <p>a～c [略]</p> <p>(ウ)・(エ) [略]</p>	
	7	[略]	7 [略]	

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
15	390	<p>第15節 障害物除去活動</p> <p style="text-align: center;">建設水道部 (建設班)</p> <p>市、県、道路・河川等の管理者、防災関係機関は、災害により<u>住居等に流入した</u>土砂などの障害物を除去し、被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図る。</p> <p>1 住居内障害物の除去</p> <p>(1) 家屋等の障害物の除去</p> <p>市は、市民に対し家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行う。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施<u>するものとするが</u>、市は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>第15節 障害物等除去活動</p> <p style="text-align: center;">建設水道部 (建設班)</p> <p>市、県、道路・河川等の管理者、防災関係機関は、災害により<u>道路等に堆積した</u>土砂などの障害物を除去し、被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図る。</p> <p>1 住居内障害物の除去</p> <p>(1) 家屋等の障害物の除去</p> <p>市は、市民に対し家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行う。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施<u>するが</u>、市は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>栃木県地域防災計画 (P215) に合わせる形で修正</p>
16	392	<p>第16節 廃棄物処理活動</p> <p style="text-align: center;">市民生活部 (環境班)</p> <p><u>市は、被災地におけるがれき、生活ごみ、し尿等の廃棄物を適正に処理し、被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。</u></p> <p>1 ごみ処理</p> <p>(1) 実施体制</p> <p><u>市は、災害により発生した廃棄物を、生活環境、公衆衛生上支障のない方法で迅速に処理する。</u></p> <p><u>その実施については、市の現有の人員、機材、処理施設で対応することを原則とするが、特に甚大な被害を受けた場合には、「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」(以下「相互応援協定等」という。)に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。また、国の「災害廃棄物対策指針」等に基づき、災害廃棄物処理計画の策定を行う。</u></p> <p>(2) 排出量の推計</p> <p><u>災害により、倒壊家屋、焼失家屋等から木材、家財等のごみが一時大量に排出される。</u></p> <p><u>市は、平常時における処理計画を勘案し、全壊・半壊家屋、流失家屋等からのごみの排出量を推計し、その対策を策定する。</u></p>	<p>第16節 廃棄物処理活動</p> <p style="text-align: center;">市民生活部 (環境班)</p> <p><u>市は、被災地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図るため、関係機関と連携し、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。</u></p> <p>1 災害廃棄物の処理</p> <p>(1) 体制整備・情報収集</p> <p><u>市等は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。</u></p> <p><u>処理に当たっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。</u></p> <p>(2) 発生量及び処理可能量の推計</p> <p><u>市は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。</u></p> <p>(3) 住民等への周知</p> <p><u>市は、災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、住民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。</u></p> <p>(4) 仮置場の設置・運営</p> <p><u>市は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。</u></p>	<p>栃木県地域防災計画 (P217) に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧（平成 28 年 3 月）	新（今回修正案）	修正理由
16	393	<p><u>適切な処理を図る。</u></p> <p>2 がれき処理</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>市は、災害による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、コンクリート等のがれきの処理処分方法を確立するとともに、一時保管場所、最終処分場を確保し、計画的な収集運搬、中間処理及び最終処分を図ることにより、廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。また、廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車両、処理施設等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、県に応援を要請する。</p> <p>市のみで対処できない場合は、県に対して近隣市町又は他都道府県に応援を求める等広域的な連絡調整を要請する。</p> <p>なお、がれきの処理処分に当たり、市が民間業者へ委託することが考えられるが、市が通常行う事務ではないため、廃棄物処理法上の注意点等について、県の指導を得て実施する。</p> <p>(2) 排出量の推計</p> <p>市は、災害による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、コンクリート等のがれきについて、平常時における処理計画を勘案し、全壊・半壊家屋、流出家屋等からの排出量を推計し、その対策を策定する。</p> <p>(3) がれき処理の留意事項</p> <p>ア 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。</p> <p>イ 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。</p> <p>ウ がれきに混入した土砂は、できるだけ取り除き埋立等の処分を行う。</p> <p>3 し尿処理</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>市は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿について、被災地における防疫上、収集可能になった日から可能な限り早急に収集処理する。</p> <p>その実施体制については、市現有の人員、機材、処理施設で対応することを原則とするが、特に甚大な被害を受けた場合は、相互応援協定等に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。</p> <p>(2) 排出量の推計</p> <p>市は、被災地の戸数等から排出量を推計し、収集、運搬、処分等の対策を策定する。</p> <p>(3) 収集運搬</p> <p>ア 市は、必要により相互応援協定等に基づき、県に応援を要請し、収集運搬体制を確立する。</p>	<p>3 水害における留意点</p> <p>(1) 仮置場</p> <p><u>水が引くと、被災住民が一斉に水に浸かった災害廃棄物を屋外に排出するため、仮置場を早急に開設する。</u></p> <p><u>開設に当たっては、日常生活圏への影響の少ないところで開設するとともに、消臭剤や殺虫剤の噴霧等の害虫・悪臭対策等を行う。</u></p> <p>(2) 収集運搬</p> <p><u>水分を含む畳や布団等の重量のある廃棄物が発生するため、積み込みや積降ろしに使用する重機を確保するほか、収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。</u></p> <p>(3) 処理</p> <p><u>災害廃棄物混じりの土砂が多量に発生するため、土砂の選別等を行う。腐敗性廃棄物については、優先して処理を行う。</u></p> <p>(4) 衛生面</p> <p><u>汲み取り式の便槽や浄化槽等が水没し、槽内に雨水や土砂が流入することがあるため、速やかにし尿を汲み取り、清掃・消毒を実施する。</u></p>	<p>栃木県地域防災計画（P218～219）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧（平成 28 年 3 月）	新（今回修正案）	修正理由
16		<p><u>イ 被災地における防疫面から、不用となった便槽に貯留されているし尿、汚水についても早急に収集を行うように努める。</u></p> <p><u>(4) 処 分</u> <u>市は、収集運搬したし尿をし尿処理施設（資料11－7）で処理するほか、必要に応じて農地還元等により環境衛生上支障のないよう特に注意して処分する。</u></p> <p><u>(5) 仮設トイレの設置</u> <u>断水によりトイレが使用できない等の場合は、速やかに仮設トイレを確保し、避難所、被災地域等に設置する。</u> <u>なお、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。</u></p> <p>4. 廃棄物処理の特例</p> <p><u>(1) 実施体制</u> <u>著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定され、環境大臣が、迅速に廃棄物の処理を行うことが必要とされる地域を廃棄物処理特例地域として指定したときは、特例地域においてのみ適用のある特例的な廃棄物処理特例基準が定められる。</u> <u>市は、県と連携し、前記 1～3 により災害廃棄物の処理を行うことを基本としつつ、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。</u></p> <p><u>(2) 留意事項</u> <u>市は、廃棄物処理業の許可を受けずに廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものにより特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。</u></p>		

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由																
17	411	<p>第17節 文教施設等応急対策</p> <p style="text-align: right;">教育部 (全班)</p> <p>[略]</p> <p>1 校長の応急措置 校長は、あらかじめ定めている学校安全計画、危機管理マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。 (1)～(3) [略]</p> <p>2 応急教育の実施 (1) 教育施設の確保 ア 市教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、応急教育実施の予定場所選定について対策を立てる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の程度</th> <th>応急教育実施の予定場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合</td> <td>(1) 被害のない学校、公民館等公共施設 (2) 応急仮校舎</td> </tr> <tr> <td>市内大部分について災害を受けた場合</td> <td>隣接市町の学校、公民館等公共施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能 (1 週間以上) による学力低下のおそれがある場合は、応急の仮教室を使用して授業を行う。 なお、[後略]</p> <p>(2) 教員の確保 市教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。 ア [略] イ 被害を免れた学校の教員を適宜被害を受けた学校に応援させ、教育の正常化に努める。 ウ 被災の状況がひどく、ア、イによることが困難な場合は、県教育委員会に要請して教員の確保を図る。</p> <p>3～5 [略]</p>	災害の程度	応急教育実施の予定場所	[略]		特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 被害 のない学校、公民館等公共施設 (2) 応急仮校舎	市内大部分について災害を受けた場合	隣接市町 の学校、公民館等公共施設	<p>第17節 文教施設等応急対策</p> <p style="text-align: right;">教育部 (全班)</p> <p>[略]</p> <p>1 校長等の応急措置 校長等は、あらかじめ定めている学校安全計画、危機管理マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。 (1)～(3) [略]</p> <p>2 応急教育の実施 (1) 教育施設の確保 ア 市教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、応急教育実施の予定場所の選定について対策を立てる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の程度</th> <th>応急教育実施の予定場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合</td> <td>(1) 住民の避難先の最寄り の学校、被害のない学校、公民館等公共施設 (2) 応急仮校舎</td> </tr> <tr> <td>市内大部分について災害を受けた場合</td> <td>避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能 (1 週間以上) による学習の遅れが予想される場合は、応急の仮教室を使用して授業を行う。 なお、[後略]</p> <p>(2) 教職員の確保 市教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教職員を確保する。 ア [略] イ 被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に応援させ、教育の正常化に努める。 ウ 被災の状況がひどく、ア、イによることが困難な場合は、県教育委員会に要請して教職員の確保を図る。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 文化施設における応急対策 施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等</p>	災害の程度	応急教育実施の予定場所	[略]		特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 住民の避難先の最寄り の学校、被害 のない学校、公民館等公共施設 (2) 応急仮校舎	市内大部分について災害を受けた場合	避難先の最寄り の学校、公民館等公共施設	<p>栃木県地域防災計画 (P220) に合わせる形で修正</p>
災害の程度	応急教育実施の予定場所																			
[略]																				
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 被害 のない学校、公民館等公共施設 (2) 応急仮校舎																			
市内大部分について災害を受けた場合	隣接市町 の学校、公民館等公共施設																			
災害の程度	応急教育実施の予定場所																			
[略]																				
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 住民の避難先の最寄り の学校、被害 のない学校、公民館等公共施設 (2) 応急仮校舎																			
市内大部分について災害を受けた場合	避難先の最寄り の学校、公民館等公共施設																			
	412	<p>イ 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能 (1 週間以上) による学力低下のおそれがある場合は、応急の仮教室を使用して授業を行う。 なお、[後略]</p> <p>(2) 教員の確保 市教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。 ア [略] イ 被害を免れた学校の教員を適宜被害を受けた学校に応援させ、教育の正常化に努める。 ウ 被災の状況がひどく、ア、イによることが困難な場合は、県教育委員会に要請して教員の確保を図る。</p>	<p>イ 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能 (1 週間以上) による学習の遅れが予想される場合は、応急の仮教室を使用して授業を行う。 なお、[後略]</p> <p>(2) 教職員の確保 市教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教職員を確保する。 ア [略] イ 被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に応援させ、教育の正常化に努める。 ウ 被災の状況がひどく、ア、イによることが困難な場合は、県教育委員会に要請して教職員の確保を図る。</p>																	
	413	<p>3～5 [略]</p>	<p>6 文化施設における応急対策 施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等</p>	<p>栃木県地域防災計画 (P222) に合わせる形で修正</p>																

節	頁	旧（平成 28 年 3 月）	新（今回修正案）	修正理由
17	413	<u>6</u> 〔略〕	<u>7</u> 〔略〕 <u>被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等を行うなどの応急措置をとる。</u>	栃木県地域防災計画（P202～203）に合わせる形で修正

節	頁	旧（平成 28 年 3 月）	新（今回修正案）	修正理由
18	414	<p>第18節 住宅応急対策 総務部（税務班） 建設水道部（都市計画班）</p> <p>〔略〕</p> <p>1 実施体制 (1) 〔略〕 (2) 応急住宅の供給 応急住宅の供給は、原則として既設の公的住宅等で提供可能なものを供給するものとし、なお必要数に不足する場合に応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げるにより供給する<u>ものとする。</u></p> <p>2 公営住宅等の一時供給 (1) 対象 次の条件を満たす者とする。 なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、<u>身体障がい者</u>等の要配慮者に十分配慮する。 ア～ウ 〔略〕 (2) 〔略〕 3～5 〔略〕</p>	<p>第18節 住宅応急対策 総務部（税務班） 建設水道部（都市計画班）</p> <p>〔略〕</p> <p>1 実施体制 (1) 〔略〕 (2) 応急住宅の供給 応急住宅の供給は、原則として既設の公的住宅等で提供可能なものを供給するものとし、なお必要数に不足する場合に応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げるにより供給する。<u>。</u></p> <p>2 公営住宅等の一時供給 (1) 対象 次の条件を満たす者とする。 なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、<u>障がい者</u>等の要配慮者に十分配慮する。 ア～ウ 〔略〕 (2) 〔略〕 3～5 〔略〕</p>	
22	422 424	<p>第22節 広報活動 総合政策部（総合政策班） 市民生活部（安全安心班）</p> <p>市は、災害時に県や防災関係機関と相互に連携して、市民へ迅速、的確に情報ニーズに応じた広報活動を行い、<u>市民の不安解消を図る。</u></p> <p>1 〔略〕 2 広報活動内容 (1) 市民への広報内容 ア 〔略〕 イ <u>避難勧告・指示</u>に関する事項 ウ～ソ 〔略〕 (2) <u>避難行動要支援者</u>等への配慮 ア～ウ 〔略〕 (3)～(5) 〔略〕 3 〔略〕 4 災害時等における報道要請 (1) 警報の発令・伝達、避難の<u>勧告、指示</u> (2)～(9) 〔略〕</p>	<p>第22節 広報活動 総合政策部（総合政策班） 市民生活部（安全安心班）</p> <p>市は、災害時に県や防災関係機関と相互に連携して、市民へ迅速、的確に情報ニーズに応じた広報活動を行い、<u>社会的混乱を防ぐ。</u></p> <p>1 〔略〕 2 広報活動内容 (1) 市民への広報内容 ア 〔略〕 イ <u>避難指示</u>に関する事項 ウ～ソ 〔略〕 (2) <u>要配慮者</u>等への配慮 ア～ウ 〔略〕 (3)～(5) 〔略〕 3 〔略〕 4 災害時等における報道要請 (1) 警報の発令・伝達、避難の<u>指示</u> (2)～(9) 〔略〕</p>	<p>避難情報の改定に伴う修正</p> <p>栃木県地域防災計画（P239）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
23	425	<p>第23節 自発的支援の受入 総務部 (税務班・会計班) 健康福祉部 (社会福祉班) 〔略〕</p> <p>1 災害時におけるボランティアの受入・活動支援</p> <p>(1) ボランティアの活動内容 〔略〕 ア～オ 〔略〕 カ 災害応急対策物資・資材の輸送、<u>配分</u> キ <u>応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業</u> ク・ケ 〔略〕</p> <p>(2) <u>市災害ボランティアセンターの活動支援</u> <u>市は、市社会福祉協議会、ボランティア団体等で組織し、ボランティアの受入窓口となる市災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに、設置の事実をホームページ等に公表するなど、市民やボランティアへの周知を図る。</u></p> <p>(3) <u>ボランティアとの協働による避難者の支援体制の整備</u> <u>県外から本市への避難が長期化する場合には、県、ボランティア団体・NPO、社会福祉協議会、企業等の支援者と連携し、避難者への情報提供、交流機会の提供、生活物資の調達・供給、各地域での情報ステーションや交流サロンの設置、見守り、避難者の自治組織の構築などの支援を行う。</u></p>	<p>第23節 自発的支援の受入 総務部 (税務班・会計班) 健康福祉部 (社会福祉班) 〔略〕</p> <p>1 災害時におけるボランティアの受入・活動支援</p> <p>(1) ボランティアの活動内容 〔略〕 ア～オ 〔略〕 カ 災害応急対策物資・資材の輸送、<u>仕分け</u> キ <u>家屋内の土砂、家具の除去等</u>、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業 ク・ケ 〔略〕</p> <p>(2) <u>ボランティア活動の支援調整</u></p> <p>(ア) <u>市は、県及び県社会福祉協議会、市社会福祉協議会と協力し、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。なお、支援・調整にあたっては、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握することにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</u></p> <p>(イ) <u>市及び市社会福祉協議会等の活動</u> <u>市は、市地域防災計画に基づき、市社会福祉協議会等で組織し、ボランティアの受入れ窓口となる災害ボランティアセンターを設置して、ボランティア活動が円滑に行えるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに、設置の事実をホームページ等に公表するなどの住民やボランティアへの周知を図る。</u></p> <p>(ウ) <u>ボランティアとの協働による県外からの避難者に対する支援体制の整備</u> <u>他県から本県への避難が長期化する場合には、ボランティア団体・NPO法人、社会福祉協議会、企業等の支援者との協働によるネットワークを構築し、避難者への情報提供、交流機会の提供、生活物資の提供、避難者への情報提供、交流機会の提供などの支援を行う。</u></p>	<p>栃木県地域防災計画 (P241) に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画 (P241) に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画 (P242) に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧（平成 28 年 3 月）	新（今回修正案）	修正理由
		<p>2 義援物資の受入計画</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 義援物資集積所 義援物資は、救援物資集積所である下野市B＆G海洋センターに集積し、保管するものとするが、状況によっては大松山運動公園及び市庁舎内の適当な場所に一時保管する。 〔表略〕</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p>3 義援金の受入・配分計画</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 義援金の受入 義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、配分委員会が設置されるまでは、各機関において管理を行うものとする。配分委員会が設置された場合は、配分委員会が各受付機関から引き継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p>	<p>2 義援物資の受入計画</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 義援物資集積所 義援物資は、救援物資集積所である下野市B＆G海洋センターに集積し、保管するが、状況によっては大松山運動公園及び市庁舎内の適当な場所に一時保管する。 〔表略〕</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p>3 義援金の受入・配分計画</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 義援金の受入 義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、配分委員会が設置されるまでは、各機関において管理を行う。配分委員会が設置された場合は、配分委員会が各受付機関から引き継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p>	栃木県地域防災計画（P242）に合わせる形で修正

第2編 水害、台風・竜巻等風害等対策編

第3章 災害復旧・復興計画

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由												
3	507	<p>第3節 復旧・復興の基本的方向の決定</p> <p style="text-align: right;">全 部</p> <p>[略]</p>	<p>第3節 復旧・復興の基本的方向の決定</p> <p style="text-align: right;">全 部</p> <p>[略]</p>													
3	510	<p>1・2 [略]</p> <p>3 激甚災害の指定に関する計画</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 適用措置と指定基準</p> <p>ア 激甚災害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適 用 措 置</th> <th>指 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉</td> <td>次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×<u>5%</u> 〔B基準〕 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×<u>1.5%</u> かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一つの都道府県のエ業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60% 2 一つの都道府県のエ業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×<u>1.0%</u></td> </tr> </tbody> </table>	適 用 措 置	指 定 基 準	[略]	[略]	森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉	次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額× <u>5%</u> 〔B基準〕 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額× <u>1.5%</u> かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一つの都道府県のエ業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60% 2 一つの都道府県のエ業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額× <u>1.0%</u>	<p>1・2 [略]</p> <p>3 激甚災害の指定に関する計画</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 適用措置と指定基準</p> <p>ア 激甚災害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適 用 措 置</th> <th>指 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉</td> <td>次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×<u>おおむね5%</u> 〔B基準〕 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×<u>おおむね1.5%</u> かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一つの都道府県のエ業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60% 2 一つの都道府県のエ業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×<u>おおむね1.0%</u></td> </tr> </tbody> </table>	適 用 措 置	指 定 基 準	[略]	[略]	森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉	次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額× <u>おおむね5%</u> 〔B基準〕 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額× <u>おおむね1.5%</u> かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一つの都道府県のエ業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60% 2 一つの都道府県のエ業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額× <u>おおむね1.0%</u>	対象条文改正による修正
適 用 措 置	指 定 基 準															
[略]	[略]															
森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉	次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額× <u>5%</u> 〔B基準〕 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額× <u>1.5%</u> かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一つの都道府県のエ業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60% 2 一つの都道府県のエ業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額× <u>1.0%</u>															
適 用 措 置	指 定 基 準															
[略]	[略]															
森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉	次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額× <u>おおむね5%</u> 〔B基準〕 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額× <u>おおむね1.5%</u> かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一つの都道府県のエ業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60% 2 一つの都道府県のエ業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額× <u>おおむね1.0%</u>															

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由																
3	510	<table border="1"> <tr> <td>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例〈法第12条〉 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例〈法第13条〉</td> <td>次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 <u>中小企業関係被害額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値×中小企業販売率、以下同じ）>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.2%</u> 〔B基準〕 〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </table>	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例〈法第12条〉 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例〈法第13条〉	次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 <u>中小企業関係被害額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値×中小企業販売率、以下同じ）>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.2%</u> 〔B基準〕 〔略〕	〔略〕	〔略〕	<table border="1"> <tr> <td>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例〈法第12条〉</td> <td>次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 <u>中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率、以下同じ）×0.2%</u> 〔B基準〕 〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </table>	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例〈法第12条〉	次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 <u>中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率、以下同じ）×0.2%</u> 〔B基準〕 〔略〕	〔略〕	〔略〕	対象条文改正による修正								
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例〈法第12条〉 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例〈法第13条〉	次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 <u>中小企業関係被害額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値×中小企業販売率、以下同じ）>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.2%</u> 〔B基準〕 〔略〕																			
〔略〕	〔略〕																			
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例〈法第12条〉	次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 <u>中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率、以下同じ）×0.2%</u> 〔B基準〕 〔略〕																			
〔略〕	〔略〕																			
3	512	<p>イ 局地激甚災害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用措置</th> <th>指 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置〈法第5条〉 <u>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例〈法第6条〉</u></td> <td>農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町の当該年度の農業所得推定額×10%（ただし、当該経費の額が1,000万円未満のものを除く） <u>ただし、当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満の場合を除く。</u></td> </tr> <tr> <td>森林災害復旧事業に対する補助〈法第11条の2〉</td> <td>林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）>当該市町の生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満の場合を除く。 <u>かつ、大火にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積>300haの市町</u> <u>その他の災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町の民有林面積（人工林に係るものに限る）×25%の場合</u></td> </tr> </tbody> </table>	適用措置	指 定 基 準	〔略〕	〔略〕	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置〈法第5条〉 <u>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例〈法第6条〉</u>	農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町の当該年度の農業所得推定額×10%（ただし、当該経費の額が1,000万円未満のものを除く） <u>ただし、当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満の場合を除く。</u>	森林災害復旧事業に対する補助〈法第11条の2〉	林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）>当該市町の生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満の場合を除く。 <u>かつ、大火にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積>300haの市町</u> <u>その他の災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町の民有林面積（人工林に係るものに限る）×25%の場合</u>	<p>イ 局地激甚災害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用措置</th> <th>指 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置〈法第5条〉 <u>（削除）</u></td> <td>農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町の当該年度の農業所得推定額×10%（ただし、当該経費の額が1,000万円未満のものを除く） <u>（削除）</u></td> </tr> <tr> <td>森林災害復旧事業に対する補助〈法第11条の2〉</td> <td>林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）>当該市町に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満の場合を除く。 <u>かつ、次の要件に該当する市町村が1以上あるもの</u> <u>1 大火による災害の場合</u> <u>当該災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村</u> <u>2 その他の災害</u> <u>当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る）×おおむね25%</u></td> </tr> </tbody> </table>	適用措置	指 定 基 準	〔略〕	〔略〕	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置〈法第5条〉 <u>（削除）</u>	農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町の当該年度の農業所得推定額×10%（ただし、当該経費の額が1,000万円未満のものを除く） <u>（削除）</u>	森林災害復旧事業に対する補助〈法第11条の2〉	林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）>当該市町に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満の場合を除く。 <u>かつ、次の要件に該当する市町村が1以上あるもの</u> <u>1 大火による災害の場合</u> <u>当該災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村</u> <u>2 その他の災害</u> <u>当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る）×おおむね25%</u>	対象条文改正による修正
適用措置	指 定 基 準																			
〔略〕	〔略〕																			
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置〈法第5条〉 <u>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例〈法第6条〉</u>	農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町の当該年度の農業所得推定額×10%（ただし、当該経費の額が1,000万円未満のものを除く） <u>ただし、当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満の場合を除く。</u>																			
森林災害復旧事業に対する補助〈法第11条の2〉	林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）>当該市町の生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満の場合を除く。 <u>かつ、大火にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積>300haの市町</u> <u>その他の災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町の民有林面積（人工林に係るものに限る）×25%の場合</u>																			
適用措置	指 定 基 準																			
〔略〕	〔略〕																			
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置〈法第5条〉 <u>（削除）</u>	農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町の当該年度の農業所得推定額×10%（ただし、当該経費の額が1,000万円未満のものを除く） <u>（削除）</u>																			
森林災害復旧事業に対する補助〈法第11条の2〉	林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）>当該市町に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満の場合を除く。 <u>かつ、次の要件に該当する市町村が1以上あるもの</u> <u>1 大火による災害の場合</u> <u>当該災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村</u> <u>2 その他の災害</u> <u>当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る）×おおむね25%</u>																			

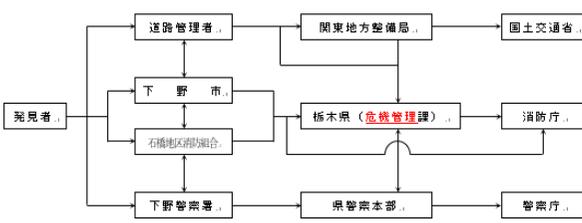
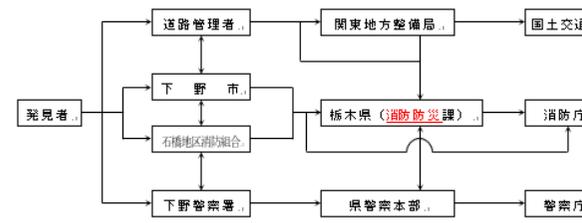
節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由								
3	512	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 140 450 443"> 中小企業信用保険 法による災害関係 保証の特例 (法第12条) <u>小規模企業者等設 備導入資金助成法 による貸付金の償 還期間等の特例 (法第13条)</u> </td> <td data-bbox="456 140 797 443"> 中小企業被害額>当該市町の_中 小企業所得推定額×10% (ただし、当 該被害額が1,000万円未満の場合を除 く) ただし、当該被害額を合算した額が おおむね5,000万円未満の場合は除か れる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 448 450 580"> <u>小災害債</u>に係る元 利償還金の基準財 政需要額への算入 等 (法第24条) </td> <td data-bbox="456 448 797 580"> [略] </td> </tr> </table>	中小企業信用保険 法による災害関係 保証の特例 (法第12条) <u>小規模企業者等設 備導入資金助成法 による貸付金の償 還期間等の特例 (法第13条)</u>	中小企業被害額>当該市町の_中 小企業所得推定額×10% (ただし、当 該被害額が1,000万円未満の場合を除 く) ただし、当該被害額を合算した額が おおむね5,000万円未満の場合は除か れる。	<u>小災害債</u> に係る元 利償還金の基準財 政需要額への算入 等 (法第24条)	[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="909 140 1095 443"> 中小企業信用保険 法による災害関係 保証の特例 (法第12条) <u>(削除)</u> </td> <td data-bbox="1102 140 1442 443"> 中小企業被害額>当該市町の<u>当該 年度の</u>中小企業所得推定額×10% (た だし、当該被害額が1,000万円未満の 場合を除く) ただし、当該被害額を合算した額が おおむね5,000万円未満の場合は除か れる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="909 448 1095 580"> <u>小災害</u>に係る元利 償還金の基準財政 需要額への算入等 (法第24条) </td> <td data-bbox="1102 448 1442 580"> [略] </td> </tr> </table>	中小企業信用保険 法による災害関係 保証の特例 (法第12条) <u>(削除)</u>	中小企業被害額>当該市町の <u>当該 年度の</u> 中小企業所得推定額×10% (た だし、当該被害額が1,000万円未満の 場合を除く) ただし、当該被害額を合算した額が おおむね5,000万円未満の場合は除か れる。	<u>小災害</u> に係る元利 償還金の基準財政 需要額への算入等 (法第24条)	[略]	対象条文改正による修正
中小企業信用保険 法による災害関係 保証の特例 (法第12条) <u>小規模企業者等設 備導入資金助成法 による貸付金の償 還期間等の特例 (法第13条)</u>	中小企業被害額>当該市町の_中 小企業所得推定額×10% (ただし、当 該被害額が1,000万円未満の場合を除 く) ただし、当該被害額を合算した額が おおむね5,000万円未満の場合は除か れる。											
<u>小災害債</u> に係る元 利償還金の基準財 政需要額への算入 等 (法第24条)	[略]											
中小企業信用保険 法による災害関係 保証の特例 (法第12条) <u>(削除)</u>	中小企業被害額>当該市町の <u>当該 年度の</u> 中小企業所得推定額×10% (た だし、当該被害額が1,000万円未満の 場合を除く) ただし、当該被害額を合算した額が おおむね5,000万円未満の場合は除か れる。											
<u>小災害</u> に係る元利 償還金の基準財政 需要額への算入等 (法第24条)	[略]											

第2編 水害、台風・竜巻等風害等対策編

第4章 火災・事故災害対策計画

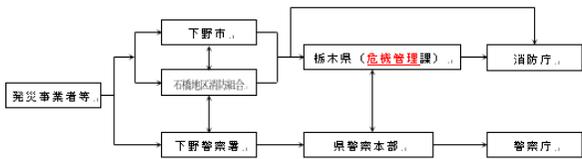
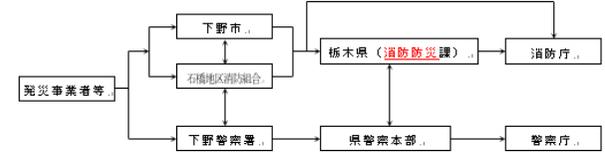
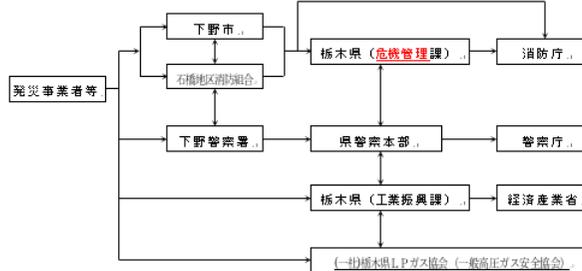
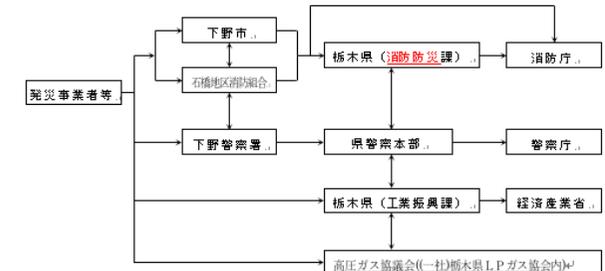
節	頁	旧（平成28年3月）	新（今回修正案）	修正理由
1	601 603	<p>第1節 火災対策</p> <p>第1 災害予防計画</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4 情報収集・伝達体制の整備</p> <p>(1) 情報の収集・伝達</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムの <u>IT</u>化に努める。</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 通信確保対策</p> <p>市は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。</p> <p>5 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 防災関係機関との連携</p> <p>災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市は、県、消防本部及びその他の防災関係機関と調整を図り、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。</p> <p>6～9 〔略〕</p>	<p>第1節 火災対策</p> <p>第1 災害予防計画</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4 情報収集・伝達体制の整備</p> <p>(1) 情報の収集・伝達</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムの <u>ICT</u>化に努める。</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 通信確保対策</p> <p>市は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。</p> <p>5 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 防災関係機関との連携</p> <p>災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市は、県、消防本部及びその他の防災関係機関と調整を図り、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時から連携を強化しておく。</p> <p>6～9 〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画（火災・事故対策編 P9）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（火災・事故対策編 P9）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（火災・事故対策編 P10）に合わせる形で修正</p>
	604	<p>第2 災害応急対策計画</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 被害状況等の情報収集・伝達</p> <p>〔略〕</p> <pre> graph TD 下野市 --> 県消防防災課 石橋地区消防組合 --> 県消防防災課 下野警察署 --> 県警察本部 消防部 --> 県消防防災課 自衛隊 --> 県消防防災課 警察庁 --> 県警察本部 </pre> <p>3・4 〔略〕</p>	<p>第2 災害応急対策計画</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 被害状況等の情報収集・伝達</p> <p>〔略〕</p> <pre> graph TD 下野市 --> 県危機管理課 石橋地区消防組合 --> 県危機管理課 下野警察署 --> 県警察本部 消防部 --> 県危機管理課 自衛隊 --> 県危機管理課 警察庁 --> 県警察本部 </pre> <p>3・4 〔略〕</p>	<p>県の担当部署変更による修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
1	605 606	<p>5 広域応援の要請</p> <p>(1) 県内消防相互応援協力等</p> <p>〔略〕</p> <p>ア 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援 県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。</p> <p>(ア) 第一次応援体制</p> <p><u>一の消防機関を地区内の他の消防機関が応援する体制。</u> <u>要請手続：受援側消防機関の長が、市町長及び知事に報告の上、地区代表消防機関の長に応援要請する。</u></p> <p>(イ) 第二次応援体制</p> <p>(ア)によってもなお消防力が不足する場合、一の消防機関を県内のすべての地区の消防機関が応援する体制。</p> <p><u>要請手続：①受援側消防機関の長が、市町長に報告の上、代表消防機関（宇都宮市消防本部）、受援地区代表消防機関の長及び県に連絡する。</u> <u>②受援要請を受けた県が、各地区代表消防機関の長に連絡する。</u></p> <p>イ 〔略〕</p> <p>(2) 緊急消防援助隊の応援要請</p> <p>ア 要請手続</p> <p>(ア) 〔略〕</p> <p>(イ) 市は、県に連絡が取れない場合、直接国（総務省消防庁）に応援要請を行う<u>ものとする。</u></p> <p>イ 〔略〕</p> <p>6 自衛隊の災害派遣要請</p> <p>市は、大規模な火災の発生により人命、財産の保護について、必要と認められた場合には、本編第 2 章第 5 節「相互応援協力・派遣要請」の定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</p> <p>7～9 〔略〕</p> <p>第 3 〔略〕</p>	<p>5 広域応援の要請</p> <p>(1) 県内消防相互応援協力等</p> <p>〔略〕</p> <p>ア 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援 県内全消防本部(局)による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。</p> <p>(ア) 第一次応援体制</p> <p><u>一の消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制。</u> <u>要請手続：受援消防機関が、被災地の市町長に報告の上、幹事消防本部に応援要請する。</u></p> <p>(イ) 第二次応援体制</p> <p><u>一の消防機関を県内の全てのブロックの消防機関が応援する体制。</u> <u>要請手続：①受援消防機関が、幹事消防本部及び代表消防機関（宇都宮市消防局）と調整の上、被災地の市町長に報告後、県（県民生活部）及び代表消防機関に応援要請する。</u> <u>②応援要請を受けた県が、県内消防機関に連絡する。</u></p> <p>イ 〔略〕</p> <p>(2) 緊急消防援助隊の応援要請</p> <p>ア 要請手続</p> <p>(ア) 〔略〕</p> <p>(イ) 市は、県に連絡が取れない場合、直接国（総務省消防庁）に応援要請を行う<u>。</u></p> <p>イ 〔略〕</p> <p>6 自衛隊の災害派遣要請</p> <p>市は、大規模な火災の発生により人命、財産の保護について、必要と認められた場合には、本編第 2 章第 5 節「相互応援協力・応援、派遣要請」の定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</p> <p>7～9 〔略〕</p> <p>第 3 〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画（火災・事故対策編 P 16～17）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
2	608	<p>第 2 節 交通関係事故災害対策</p> <p>第 1 災害予防計画</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>3 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 防災関係機関との連携 災害発生時には、〔中略〕強化しておく。</p> <p>4・5 〔略〕</p> <p>6 医療活動への備え 交通関係事故時における医療活動への備えについては、本編第 1 章第 13 節「<u>医療救護</u>体制の整備」の定めるところによる。</p> <p>7～9 〔略〕</p> <p>10 関係機関の防災訓練の実施 市は、鉄道事業者、道路管理者、県と連携し、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を相互に<u>協力</u>して実施する。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。</p>	<p>第 2 節 交通関係事故災害対策</p> <p>第 1 災害予防計画</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>3 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 防災関係機関との連携 災害発生時には、〔中略〕強化しておく。 <u>また、市は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。</u></p> <p>4・5 〔略〕</p> <p>6 医療活動への備え 交通関係事故時における医療活動への備えについては、本編第 1 章第 13 節「<u>保健医療</u>体制の整備」の定めるところによる。</p> <p>7～9 〔略〕</p> <p>10 関係機関の防災訓練の実施 市は、鉄道事業者、道路管理者、県と連携し、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を相互に<u>連携</u>して実施する。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。</p>	<p>栃木県地域防災計画（火災・事故対策編 P 30）に合わせる形で修正</p>
2	611	<p>第 2 災害応急対策計画</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 情報の収集・伝達系統 大規模な道路事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。</p> 	<p>第 2 災害応急対策計画</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 情報の収集・伝達系統 大規模な道路事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。</p> 	<p>県の担当部署変更による修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
2	612 613	<p><u>する。</u></p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 消火活動</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 道路管理者は、市等の要請を受け、迅速かつ的確な消火活動に資するよう協力する<u>ものとする。</u></p> <p>ウ 鉄道事業者は、事故災害発生直後における消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める<u>ものとする。</u></p> <p>8 緊急輸送活動、代替輸送活動</p> <p>(1) 交通の状況の把握</p> <p>市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に<u>より</u>通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。</p> <p>(2) 交通規制・誘導</p> <p>市は、県警察本部と連携し、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。<u>交通規制に</u>当たっては、関係機関と相互に密接な連絡をとる。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>9～10 〔略〕</p> <p>第3 〔略〕</p>	<p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 消火活動</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 道路管理者は、市等の要請を受け、迅速かつ的確な消火活動に資するよう協力する<u>。</u></p> <p>ウ 鉄道事業者は、事故災害発生直後における消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める<u>。</u></p> <p>8 緊急輸送活動、代替輸送活動</p> <p>(1) 交通の状況の把握</p> <p>市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に<u>加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して</u>、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。</p> <p>(2) 交通規制・誘導</p> <p>市は、県警察本部と連携し、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。<u>また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。</u>交通規制に当たっては、関係機関と相互に密接な連絡をとる。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>9～10 〔略〕</p> <p>第3 〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画（火災・事故対策編P40）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
3	632 633 634	<p>2 放射性同位元素等取扱施設 〔略〕</p> <p>(1) 事業者の対策 放射線障害防止法、医療法及び薬事法等の法令を遵守し、常に安全の確保を図る。</p> <p>(2) 市の対策 市は、県と連携し、事業者からの届出等も参考に事業者との相互連絡体制を強化し、情報の把握に努めるとともに、消防機関とも連携をとりながら、「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に沿った適切な対応ができるよう準備を進める。</p> <p>3 放射性物質運搬事故予防対策 〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 消防機関の対策 事故の通報を受けたときは、直ちにその旨を県 (危機管理課) 及び消防庁に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。</p> <p>4 石油類等危険物 〔略〕</p> <p>5 ガス事故 〔略〕</p> <p>6 火薬類事故 〔略〕</p> <p>7 毒物・劇物事故 〔略〕</p>	<p>2 放射性同位元素等取扱施設事故予防対策 〔略〕</p> <p>(1) 事業者の対策 放射線障害防止法、医療法及び薬機法等の法令を遵守し、常に安全の確保を図る。</p> <p>(2) 市の対策 市は、県と連携し、事業者からの届出等も参考に事業者との連携を密にし、情報の把握に努めるとともに、消防機関とも連携をとりながら、「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に沿った適切な対応ができるよう準備を進める。</p> <p>3 放射性物質運搬事故予防対策 〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 消防機関の対策 事故の通報を受けたときは、直ちにその旨を県 (消防防災課) 及び消防庁に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。</p> <p>4 石油類等危険物事故予防対策 〔略〕</p> <p>5 ガス事故予防対策 〔略〕</p> <p>6 火薬類事故予防対策 〔略〕</p> <p>7 毒物・劇物事故予防対策 〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画 (火災・事故対策編 P 51) に合わせる形で修正</p> <p>県の担当部署変更による修正</p> <p>栃木県地域防災計画 (火災・事故対策編 P 53) に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画 (火災・事故対策編 P 54) に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画 (火災・事故対策編 P 57) に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画 (火災・事故対策編 P 58) に合わせる形で修正</p>
3	634	<p>第2 災害応急対策計画</p> <p>1 活動体制の確立 (1)~(3) 〔略〕</p> <p>(4) 災害拡大防止のための交通制限及び緊急輸送活動 ア 交通の状況の把握 市は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>(5)~(8) 〔略〕</p> <p>2 放射性同位元素等取扱施設 〔略〕</p>	<p>第2 災害応急対策計画</p> <p>1 活動体制の確立 (1)~(3) 〔略〕</p> <p>(4) 災害拡大防止のための交通制限及び緊急輸送活動 ア 交通の状況の把握 市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>(5)~(8) 〔略〕</p> <p>2 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策 〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画 (火災・事故対策編 P 62) に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画 (火災・事故対策編 P 64) に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
3	636	<p>3 放射性物質運搬事故</p> <p>[略]</p>	<p>3 放射性物質運搬事故緊急対策</p> <p>[略]</p>	<p>栃木県地域防災計画 (火災・事故対策編 P 66) に合わせる形で修正</p>
	637	<p>4 石油類等危険物</p> <p>[略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 情報の収集・伝達系統</p> <p>石油類等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。</p>	<p>4 石油類等危険物事故緊急対策</p> <p>[略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 情報の収集・伝達系統</p> <p>石油類等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。</p>	<p>栃木県地域防災計画 (火災・事故対策編 P 68) に合わせる形で修正</p>
	638	 <p>(3)・(4) [略]</p>	 <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>県の担当部署変更による修正</p>
	639	<p>5 ガス事故</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 情報の収集・伝達系統</p> <p>高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。</p>	<p>5 ガス事故緊急対策</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 情報の収集・伝達系統</p> <p>高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。</p>	<p>栃木県地域防災計画 (火災・事故対策編 P 71) に合わせる形で修正</p>
	639	 <p>(3) LPガス・一般高圧ガス災害の対策</p> <p>ア [略]</p> <p><u>イ・ウ</u> [略]</p> <p>(4) 都市ガス災害の対策</p> <p>ア・イ [略]</p>	 <p>(3) LPガス・一般高圧ガス災害の対策</p> <p>ア [略]</p> <p><u>イ</u> 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。</p> <p><u>ウ・エ</u> [略]</p> <p>(4) 都市ガス災害の対策</p> <p>ア・イ [略]</p> <p><u>ウ</u> 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。</p>	<p>県の担当部署変更による修正</p>
	639	<p>(4) 都市ガス災害の対策</p> <p>ア・イ [略]</p>	<p><u>ウ</u> 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。</p>	<p>栃木県地域防災計画 (火災・事故対策編 P 72) に合わせる形で修正</p>
	639	<p>(4) 都市ガス災害の対策</p> <p>ア・イ [略]</p>	<p><u>ウ</u> 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。</p>	<p>栃木県地域防災計画 (火災・事故対策編 P 73) に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
---	---	-----------------	-----------	------

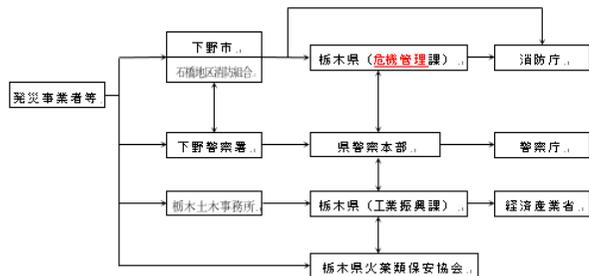
3 640

6 火薬類事故応急対策

(1) [略]

(2) 情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 市の対策

災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

7 毒物・劇物事故応急対策

(1) [略]

(2) 情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 市の対策

状況により周辺住民への周知、避難勧告、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

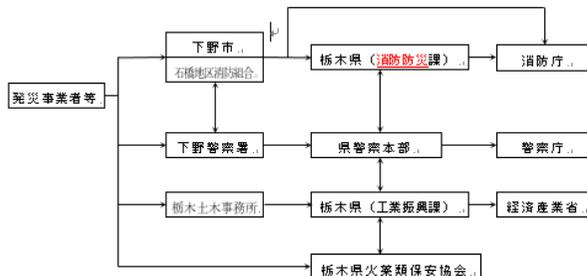
第3 [略]

6 火薬類事故応急対策

(1) [略]

(2) 情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 市、消防機関の対策

ア 市は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

イ 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

7 毒物・劇物事故応急対策

(1) [略]

(2) 情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 市、消防機関の対策

ア 状況により周辺住民への周知、避難指示、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

イ 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

第3 [略]

県の担当部署変更による修正

栃木県地域防災計画（火災・事故対策編P75）に合わせる形で修正

県の担当部署変更による修正

栃木県地域防災計画（火災・事故対策編P77）に合わせる形で修正

第3編 震災対策編

第1章 震災予防計画

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
1	701	<p>第1節 防災意識の高揚</p> <p>市民生活部 (安全安心課) 教育委員会 (学校教育課)</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第1節「防災意識の高揚」に準ずる<u>ものとする。</u></p> <p>〔後略〕</p> <p>1 緊急地震速報による事前覚知</p> <p>緊急地震速報を利用することにより、いち早く<u>身を守る行動に移</u>ることができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>2 生命・身体を守る方法について</p> <p>〔略〕</p> <p>(ふだんの対策)</p> <p>◆ 自分の家がいつ建てられたのかを調べておく。昭和56 (1981) 年に住宅の建物の強さを定める基準が強化されたため、これ以前に建てられている場合には十分な強度が備わっているか耐震診断を受けて、その結果に応じた補強を行う。</p> <p>◆ 家具の固定や配置の見直しで、家の中での家具の転倒、照明や荷物の落下等が発生しないようにして、特に寝室や居間に安全な空間を確保する。</p> <p>〔略〕</p>	<p>第1節 防災意識の高揚</p> <p>市民生活部 (安全安心課) 教育委員会 (学校教育課)</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第1節「防災意識の高揚」に準ずる<u>。</u></p> <p>〔後略〕</p> <p>1 緊急地震速報による事前覚知</p> <p>緊急地震速報を利用することにより、いち早く<u>大きな地震の発生を知る</u>ことができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>2 生命・身体を守る方法について</p> <p>〔略〕</p> <p>(ふだんの対策)</p> <p>◆ 自分の家がいつ建てられたのかを調べておく。昭和56 (1981) 年に住宅の建物の強さを定める基準が強化されたため、これ以前に建てられている場合には十分な強度が備わっているか耐震診断を受けて、その結果に応じた補強を行う。</p> <p>◆ <u>ブロック塀や組積造の塀が、基準どおりに鉄筋が入っているか、転倒防止の控壁を設けているかなどの安全点検を行い、危険性が確認された場合は補修や撤去等を行う。</u></p> <p>◆ 家具の固定や配置の見直しで、家の中での家具の転倒、照明や荷物の落下等が発生しないようにして、特に寝室や居間に安全な空間を確保する。</p> <p>〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画 (震災対策編 P20) に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画 (震災対策編 P20) に合わせる形で修正</p>
	702	<p>◆ 自分が住む地域が、<u>過去に風水害を経験した</u>土地かどうか、日頃から調べておく。</p> <p>(地震が起きたときの最初の行動)</p> <p>〔略〕</p>	<p>◆ 自分が住む地域が、<u>揺れやすい</u>土地かどうか、日頃から調べておく。</p> <p>(地震が起きたときの最初の行動)</p> <p>〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画 (震災対策編 P20) に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
2	703	<p>第 2 節 自主防災組織・消防団の育成・強化</p> <p>市民生活部 (安全安心課)</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 2 節「<u>自主防災組織・消防団の育成・強化</u>」に準ずるものとする。ただし、市民個人が行う災害対策に当たっては、震度、マグニチュード、過去に発生した地震被害状況、緊急地震速報及びその利用の<u>心得等</u>の知識の取得に留意する。</p>	<p>第 2 節 地域防災の充実・ボランティア連携強化</p> <p>市民生活部 (安全安心課)</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 2 節「<u>地域防災の充実・ボランティア連携強化</u>」に準ずる。ただし、市民個人が行う災害対策に当たっては、震度、マグニチュード、過去に発生した地震被害状況、<u>近隣の災害危険箇所、災害時にとるべき生命 (いのち)・身体 (み) を守るための行動 (初期消火、避難指示等発表時の行動、避難方法、避難所での行動等)</u>、緊急地震速報及びその利用の<u>心得</u>の知識の取得に留意する。</p>	<p>本編の節名変更による修正</p> <p>栃木県地域防災計画 (震災対策編 P27) に合わせる形で修正</p>
3	703	<p>第 3 節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>健康福祉部 (社会福祉課) 市社会福祉協議会</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 3 節「<u>ボランティア活動の環境整備</u>」に準ずるものとする。</p>	<p>第 3 節 災害関係ボランティアの環境整備</p> <p>健康福祉部 (社会福祉課) 市社会福祉協議会</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 3 節「<u>災害関係ボランティアの環境整備</u>」に準ずる。</p>	<p>本編の節名変更による修正</p>
4	704	<p>第 4 節 防災訓練</p> <p>市民生活部 (安全安心課) 教育委員会 (学校教育課)</p> <p><u>自主防災組織、事業所、防災関係機関が個別に、また、それぞれ連携のもとに防災訓練を継続的に実施し、地震発生時の対応能力の向上を図るとともに、各自の役割に応じた活動が円滑かつ組織的に行えるよう、市は、総合防災訓練の実施に努める。</u></p> <p>具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 4 節「<u>防災訓練</u>」に準ずるものとする。</p>	<p>第 4 節 防災訓練の実施</p> <p>市民生活部 (安全安心課) 教育委員会 (学校教育課)</p> <p><u>実動訓練等具体的な訓練のほか、初動対応に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、震災時に効果的な災害応急対策の実施に資する。</u></p> <p>具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 4 節「<u>防災訓練の実施</u>」に準ずる。</p>	<p>栃木県地域防災計画 (震災対策編 P33) に合わせる形で修正</p>
5	704	<p>第 5 節 災害時要援護者対策</p> <p>健康福祉部 (社会福祉課・子ども福祉課・高齢福祉課) 総合政策部</p> <p>市民生活部 教育委員会</p> <p>市は、県と連携し、災害時の一連の行動に支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して、避難行動要支援者名簿の作成、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備及び公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、震災時の全面的な安全確保を図る。</p> <p>具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 5 節「<u>避難行動要支援者対策</u>」に準ずるものとする。</p>	<p>第 5 節 避難行動要支援者対策</p> <p>健康福祉部 (社会福祉課・子ども福祉課・高齢福祉課) 総合政策部</p> <p>市民生活部 教育委員会</p> <p>市は、県と連携し、<u>要配慮者のうち</u>、災害時の一連の行動に支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して、避難行動要支援者名簿の作成、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備及び公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、震災時の全面的な安全確保を図る。</p> <p>具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 5 節「<u>避難行動要支援者対策</u>」に準ずる。</p>	<p>栃木県地域防災計画 (震災対策編 P35) に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
6	704	<p>第6節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 総務部 (契約検査課) 市民生活部 (安全安心課)</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第6節「物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備」に準ずる<u>ものとする。</u></p>	<p>第6節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 総務部 (契約検査課) 市民生活部 (安全安心課)</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第6節「物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備」に準ずる<u>。</u></p>	
7	705	<p>第7節 震災に強いまちづくり 市民生活部 (安全安心課) 建設水道部 (建設課・都市計画課・区画整理課)</p> <p>〔略〕</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 火災延焼防止のための緑地整備</p> <p>(1) 避難場所の緑化 避難場所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の有する延焼阻止機能等に<u>に着目し</u>、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。</p> <p>(2) 家庭等の緑化 樹木の有する延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭から<u>工場</u>その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。</p> <p>その他、具体的な計画については、第2編第1章第7節「水害、台風・竜巻等風害に強いまちづくり」に準ずる<u>ものとする。</u>ただし、施設の整備等に当たっては、特に耐震性の強化に留意する。</p>	<p>第7節 震災に強いまちづくり 市民生活部 (安全安心課) 建設水道部 (建設課・都市計画課・区画整理課)</p> <p>〔略〕</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 火災延焼防止のための緑地整備</p> <p>(1) 避難場所の緑化 避難場所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の有する延焼阻止機能等に<u>を活かし</u>、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。</p> <p>(2) 家庭等の緑化 樹木の有する延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭から<u>事業所</u>その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。</p> <p>その他、具体的な計画については、第2編第1章第7節「水害、台風・竜巻等風害に強いまちづくり」に準ずる<u>。</u>ただし、施設の整備等に当たっては、特に耐震性の強化に留意する。</p>	<p>栃木県地域防災計画（震災対策編P46）に合わせる形で修正</p>
8	706	<p>第8節 農業関係災害予防対策 産業振興部 (農政課)</p> <p>市、県、農地・農業用施設等の<u>管理者</u>は、地震の発生に際して、農業被害を最小限に抑えるため、連携して<u>予防対策</u>を実施する。</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第9節「農業関係災害予防対策」に準ずる<u>ものとする。</u></p>	<p>第8節 農業関係災害予防対策 産業振興部 (農政課)</p> <p>市、県、農地・農業用施設等の<u>管理者等</u>は、地震の発生に際して、農業被害を最小限に抑えるため、連携して<u>施設整備等の予防対策</u>を実施する。</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第9節「農業関係災害予防対策」に準ずる<u>。</u></p>	<p>栃木県地域防災計画（震災対策編P50）に合わせる形で修正</p>
9	706	<p>第9節 情報・通信網の整備 総合政策部 (総合政策課) 市民生活部 (安全安心課)</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第10節「情報・通信網の整備」に準ずる<u>ものとする。</u></p>	<p>第9節 情報・通信網の整備 総合政策部 (総合政策課) 市民生活部 (安全安心課)</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第10節「情報・通信網の整備」に準ずる<u>。</u></p>	

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
10	706	<p>第10節 避難体制の整備</p> <p>市民生活部 (安全安心課・市民課)</p> <p>地震発生時に危険区域にいる市民、駅等にあふれる帰宅困難者、ホテル、大型店舗等不特定多数の人が集まる施設の利用者を<u>安全かつ迅速に避難</u>させるため、あらかじめ避難所等の設定、避難誘導体制、避難所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第11節「避難体制の整備」に準ずる<u>ものとする</u>。ただし、以下の事項については、特に留意する。</p> <p>1 帰宅困難者対策</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>避難場所等の確保</u></p> <p>ア <u>鉄道事業者は、大規模震災の発生により列車が長期間停止する場合に備え、次に掲げる帰宅困難者対策を施しておくよう努める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>バス等による代替輸送及び併行社線との振替輸送等の計画の策定</u> ・<u>帰宅困難者を一時的に滞留させるための施設の整備</u> ・<u>飲料水及び非常食の備蓄</u> ・<u>市、県、県警察と連携した避難誘導体制の整備</u> <p>イ <u>市は、あらかじめ鉄道事業者が想定する帰宅困難者数を収容できる避難所を確保するとともに、必要となる飲料水、食料及び毛布等の物資の備蓄に努める。</u></p> <p>ウ <u>企業や事業所等は、帰宅困難者の発生に備えて、必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資を一定量備蓄するよう努めるものとする。</u></p> <p>(4) <u>市民等への事前周知</u></p> <p>ア <u>県は、住民がとるべき帰宅困難者対策をあらかじめ整理し、ホームページ等への掲載等により住民に事前周知を図ることとしており、市はこれに協力する。</u></p> <p>イ <u>鉄道事業者は、利用者に対して大規模震災発生時にとるべき対応の周知を図るものとする。</u></p> <p>ウ <u>企業・事業所等又は学校は、帰宅困難者の発生に備えて、従業員又は児童・生徒に、「大規模震災が発生したときは、見通しのないまま帰宅を開始しない」等必要な帰宅困難者対策の周知に努めるものとする。</u></p>	<p>第10節 避難体制の整備</p> <p>市民生活部 (安全安心課・市民課)</p> <p>地震発生時に危険区域にいる市民、駅等にあふれる帰宅困難者、ホテル、大型店舗等不特定多数の人が集まる施設の利用者を<u>混乱なく避難</u>させるため、あらかじめ避難所等の設定、避難誘導体制、避難所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。</p> <p><u>また、逃げ遅れをなくすため、避難に関する知識を市民に対し周知徹底する。</u></p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第11節「避難体制の整備」に準ずる。ただし、以下の事項については、特に留意する。</p> <p>1 帰宅困難者対策</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>一斉帰宅の抑制</u></p> <p><u>震災発生直後に人々が一斉に帰宅を開始した場合、交通渋滞や路上・駅周辺等の混雑を引き起こし、応急活動の妨げになるとともに、転倒や落下物による負傷等の二次被害を受ける可能性がある。</u></p> <p><u>このため、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に、次のとおり一斉帰宅を抑制する取組を実施する。</u></p> <p>ア <u>企業等における対策</u></p> <p><u>企業や学校等は、次の事項等を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>従業員や児童生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄の確保</u> ・<u>従業員や児童生徒等の安否確認手段の確保</u> ・<u>従業員や児童生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等の家族等との安否確認手段の周知</u> <p>イ <u>駅や大規模集客施設等における利用者保護</u></p> <p><u>鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導体制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施する。</u></p> <p><u>また、大規模集客施設の事業者等は、利用者が事業所内で被災した場合における避難誘導体制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施するよう努める。</u></p> <p>ウ <u>市民等への周知</u></p> <p><u>市は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を市民へ周知するとともに、(1)・(2)の取組につ</u></p>	<p>栃木県地域防災計画（震災対策編P62）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（震災対策編P66）に合わせる形で修正</p>
	707			

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
10	707		<p><u>いて企業等への啓発を図る。</u></p> <p>(4) 一時滞在施設等の確保 <u>市は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、市所有の施設を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。</u> <u>市は、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。</u></p> <p>(5) 帰宅困難者の誘導等の体制整備 <u>市は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の案内誘導について、県警察等の関係機関との協力体制の構築に努める。また、輸送において、(一社) 栃木県バス協会に協力を得られるよう連絡体制を整備しておく。</u> <u>県は、栃木県帰宅困難者対策連絡会議等を通じて、市に対して必要な支援を行う。</u></p> <p>(6) 外国人への支援 <u>市は、国際交流協会等と連携し、外国人の帰宅困難者に対して多言語による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。</u> <u>県及び(公財) 栃木県国際交流協会は、市及び市の国際交流協会に対して必要な支援を行う。</u></p>	<p>栃木県地域防災計画（震災対策編 P66～67）に合わせる形で修正</p>
10	708	<p>2 県外避難者受入対策</p> <p>(1) 避難受入場所の確保 市は、〔中略〕協力する。</p> <p>(2) 県外避難者受入体制の整備 県外避難者を受け入れる避難所の開設及び運営は、原則として市が実施することになる。このため、市は、第2編第1章第11節「避難体制の整備」の「4 避難所管理・運営体制の整備」に準じて体制の整備を図る。その際、県が行う避難所の全体調整や避難所運営の人的・物的支援等に留意する<u>ものとする。</u></p>	<p>2 県外避難者受入対策</p> <p>(1) 避難受入場所の確保 市は、〔中略〕協力する。 <u>なお、県及び市は、避難所の選定にあたり、避難行動要支援者の受入れについて十分留意する。</u></p> <p>(2) 県外避難者受入体制の整備 県外避難者を受け入れる避難所の開設及び運営は、原則として市が実施することになる。このため、市は、第2編第1章第11節「避難体制の整備」の「4 避難所管理・運営体制の整備」に準じて体制の整備を図る。その際、県が行う避難所の全体調整や避難所運営の人的・物的支援等に留意する<u>。</u></p>	<p>栃木県地域防災計画（震災対策編 P67）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
11	709	<p>第11節 消防・救急・救助体制の整備</p> <p>市民生活部 (安全安心課) 健康福祉部 (高齢福祉課) 石橋地区消防組合</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第12節「消防・救急・救助体制の整備」に準ずる<u>ものとする。</u>ただし、大地震による二次災害としての火災は、同時多発的に発生することが予想されるため、平素から出火防止や初期消火の重要性を十分認識し、また市民に啓発するとともに、消防力及び消防水利の整備・増強に重点を置いた以下の地震火災予防対策の徹底に努める。</p> <p>1 地震に伴う出火防止</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 化学薬品からの出火防止</p> <p>学校や事業所等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。このため、平素から次の措置の徹底を図っておく<u>ものとする。</u></p> <p>ア・イ 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>第11節 消防・救急・救助体制の整備</p> <p>市民生活部 (安全安心課) 健康福祉部 (高齢福祉課) 石橋地区消防組合</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第12節「消防・救急・救助体制の整備」に準ずる。<u>ただし、大地震による二次災害としての火災は、同時多発的に発生することが予想されるため、平素から出火防止や初期消火の重要性を十分認識し、また市民に啓発するとともに、消防力及び消防水利の整備・増強に重点を置いた以下の地震火災予防対策の徹底に努める。</u></p> <p>1 地震に伴う出火防止</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 化学薬品からの出火防止</p> <p>学校や事業所等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。このため、平素から次の措置の徹底を図っておく<u>。</u></p> <p>ア・イ 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	
12	710	<p>第12節 医療救護体制の整備</p> <p>健康福祉部 (健康増進課)</p> <p><u>大規模地震発生時の救急医療体制を確保するため、市は、医療機関等と緊密な連携により災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施するための体制整備を図る。</u></p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第13節「医療救護体制の整備」に準ずる<u>ものとする。</u></p>	<p>第12節 保健医療体制の整備</p> <p>健康福祉部 (健康増進課)</p> <p><u>大規模な震災発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動や保健活動を実施できるよう、市・医療機関等関係機関は、災害に備え保健医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。</u></p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第13節「保健医療体制の整備」に準ずる<u>。</u></p>	栃木県地域防災計画 (震災対策編 P74) に合わせる形で修正
13	710	<p>第13節 緊急輸送体制の整備</p> <p>総務部 (契約検査課) 建設水道部 (建設課) 市民生活部 (安全安心課)</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第14節「緊急輸送体制の整備」に準ずる<u>ものとする。</u></p>	<p>第13節 緊急輸送体制の整備</p> <p>総務部 (契約検査課) 建設水道部 (建設課) 市民生活部 (安全安心課)</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第14節「緊急輸送体制の整備」に準ずる<u>。</u></p>	

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
14	710	<p>第14節 防災拠点の整備</p> <p>総務部 (契約検査課) 市民生活部 (安全安心課) 建設水道部 (都市計画課)</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第15節「防災拠点の整備」に準ずる<u>ものとする。</u></p>	<p>第14節 防災拠点の整備</p> <p>総務部 (契約検査課) 市民生活部 (安全安心課) 建設水道部 (都市計画課)</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第15節「防災拠点の整備」に準ずる<u>。</u></p>	
15	711	<p>第15節 建築物災害予防対策</p> <p>総務部 (契約検査課) 市民生活部 (安全安心課) 建設水道課 (都市計画課) 教育委員会 (教育総務課)</p> <p>〔略〕</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 民間建築物の耐震性の強化促進</p> <p>(1) 耐震診断、耐震改修の促進等</p> <p>市は、耐震改修促進法に規定されている耐震性能を有さない想定される既存建築物等について、市耐震改修促進計画に基づき、建築物の所有者等に指導、助言を行い、耐震診断、耐震改修を促進する。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>(4) 耐震診断、耐震改修の費用助成</p> <p>耐震診断・改修の実施には相当の費用を要することから、市は、所有者等の費用負担を軽減するための助成制度の<u>周知促進</u>を図る。</p> <p>3 公共建築物の耐震性等の強化促進</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 公共建築物の耐震性の強化</p> <p>〔略〕</p> <p>ア 市庁舎以外の公共施設</p> <p>市は、災害対策の中核施設として重要な役割を担う市庁舎以外の公共施設について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事を行うなど、重点的に耐震性の確保を図る。なお、改修や建替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのももちろんのこと、スロープ化等による段差解消や手すり・障がい者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障がい者に配慮<u>したもののとする。</u></p>	<p>第15節 建築物災害予防対策</p> <p>総務部 (契約検査課) 市民生活部 (安全安心課) 建設水道課 (都市計画課) 教育委員会 (教育総務課)</p> <p>〔略〕</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 民間建築物の耐震性の強化促進</p> <p>(1) 耐震診断、耐震改修の促進等</p> <p>市は、耐震改修促進法に規定されている耐震性能を有さない想定される既存建築物等について、市耐震改修促進計画に基づき、建築物の所有者等に指導、助言を行い、耐震診断、耐震改修を促進する。<u>また、天井の脱落防止対策についても、特定行政庁と連携して、新しい基準や落下の危険性を周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていく。</u></p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>(4) 耐震診断、耐震改修の費用助成</p> <p>耐震診断・改修の実施には相当の費用を要することから、市は、所有者等の費用負担を軽減するための助成制度の<u>周知、活用促進</u>を図る。</p> <p>3 公共建築物の耐震性等の強化促進</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 公共建築物の耐震性の強化</p> <p>〔略〕</p> <p>ア 市庁舎以外の公共施設</p> <p>市は、災害対策の中核施設として重要な役割を担う市庁舎以外の公共施設について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事を行うなど、重点的に耐震性の確保を図る。なお、改修や建替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのももちろんのこと、スロープ化等による段差解消や手すり・障がい者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障がい者に配慮する。</p>	<p>栃木県地域防災計画 (震災対策編 P84～85) に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画 (震災対策編 P85) に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
15	712	<p>イ 学校校舎 〔略〕 (ア) 〔略〕 (イ) 設備・備品等の安全管理 コンピュータをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、<u>児童生徒</u>、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>(3) その他必要な予防対策の実施 〔略〕 ア 〔略〕 イ 防災設備等の整備 施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める<u>ものとする。</u></p> <p>(ア)～(エ) 〔略〕 (オ) 施設・敷地内の段差解消等、<u>要配慮者</u>に配慮した施設設備の整備 (カ) 〔略〕 ウ 施設の維持管理 〔略〕 (ア) <u>法令に基づく点検等</u> (イ) <u>建設時</u>の図面及び防災関連図面 (ウ) 〔略〕</p> <p>4・5 〔略〕</p>	<p>イ 学校校舎 〔略〕 (ア) 〔略〕 (イ) 設備・備品等の安全管理 コンピュータをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、<u>児童・生徒</u>、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>(3) その他必要な予防対策の実施 〔略〕 ア 〔略〕 イ 防災設備等の整備 施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める<u>。</u></p> <p>(ア)～(エ) 〔略〕 (オ) 施設・敷地内の段差解消等、<u>避難行動要支援者</u>に配慮した施設設備の整備 (カ) 〔略〕 ウ 施設の維持管理 〔略〕 (ア) <u>点検結果表</u> (イ) <u>現在</u>の図面及び防災関連図面 (ウ) 〔略〕</p> <p>4・5 〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画（震災対策編 P85）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（震災対策編 P86）に合わせる形で修正</p>
	713	<p>6 ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス等の落下防止 (1) ブロック塀等の倒壊防止 昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀等の倒壊による被害が大きく、死亡事故も発生したことから、ブロック塀等倒壊防止のための施策を推進してきたが、平成7年の阪神・淡路大震災及び平成23年の東日本大震災においても、多くの被害が生じた。このため、市は、ブロック塀等の倒壊防止のため、市民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進<u>する。</u></p> <p>(2) 窓ガラス等の落下防止 地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における</p>	<p>6 ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス等の落下防止 (1) ブロック塀等の倒壊防止 昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀等の倒壊による被害が大きく、死亡事故も発生したことから、ブロック塀等倒壊防止のための施策を推進してきたが、平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災<u>及び平成30年の大阪北部地震</u>においても、多くの被害が生じた。このため、市は、ブロック塀等の倒壊防止のため、<u>建築基準法に基づき</u>、市民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進するとともに、<u>県と連携して、危険なブロック塀の除去に対する助成制度の周知・活用促進を図る。</u></p> <p><u>なお、公共施設においては、公共施設の設置者及び管理者は、建築基準法の基準に適合しないブロック塀等の危険箇所の解消に努める。</u></p> <p>(2) 窓ガラス等の落下防止 地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における</p>	<p>栃木県地域防災計画（震災対策編 P87）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
15	713	窓ガラス、広告塔、タイル等の落下の危険のあるものについて、市民に対して十分な指導啓発活動を <u>行い、安全対策を推進する。</u> 7 [略]	窓ガラス、広告塔、タイル等の落下の危険のあるものについて、市民に対して十分な指導啓発活動を <u>行うとともに、確認申請等により、その実態を把握し、必要な改善指導を行う。</u> 7 [略]	栃木県地域防災計画（震災対策編 P 87）に合わせる形で修正
16	714	第16節 公共施設等災害予防対策 市民生活部（安全安心課） 建設水道部（都市計画課・水道課・下水道課） 〔前略〕 具体的な計画については、第2編第1章第17節「公共施設等災害予防対策」に準ずる <u>ものとする。</u>	第16節 公共施設等災害予防対策 市民生活部（安全安心課） 建設水道部（都市計画課・水道課・下水道課） 〔前略〕 具体的な計画については、第2編第1章第17節「公共施設等災害予防対策」に準ずる <u>。</u>	
17	714	第17節 危険物施設等災害予防対策 市民生活部（安全安心課） 石橋地区消防組合 〔前略〕 具体的な計画については、第2編第1章第18節「危険物施設等災害予防対策」に準ずる <u>ものとする。</u>	第17節 危険物施設等災害予防対策 市民生活部（安全安心課） 石橋地区消防組合 〔前略〕 具体的な計画については、第2編第1章第18節「危険物施設等災害予防対策」に準ずる <u>。</u>	
18	714	第18節 文教施設等災害予防対策 教育委員会（教育総務課・学校教育課・生涯学習文化課・スポーツ振興課） 地震発生時の <u>児童・生徒</u> の安全を確保するため、学校等は、防災面における安全教育と安全管理の充実を図るとともに、防災体制の強化に努める。 具体的な計画については、第2編第1章第19節「文教施設等災害予防対策」に準ずる <u>ものとする。</u>	第18節 文教施設等災害予防対策 教育委員会（教育総務課・学校教育課・生涯学習文化課・スポーツ振興課） 地震発生時の <u>幼児、児童・生徒及び職員</u> の安全を確保するため、学校等は、防災面における安全教育と安全管理の充実を図るとともに、防災体制の強化に努める。 具体的な計画については、第2編第1章第19節「文教施設等災害予防対策」に準ずる <u>。</u>	栃木県地域防災計画（震災対策編 P 100）に合わせる形で修正
19	714	第19節 相互応援体制の整備 総務部（総務人事課） 市民生活部（安全安心課） 〔前略〕 具体的な計画については、第2編第1章第20節「相互応援体制の整備」に準ずる <u>ものとする。</u>	第19節 相互応援体制の整備 総務部（総務人事課） 市民生活部（安全安心課） 〔前略〕 具体的な計画については、第2編第1章第20節「相互応援体制の整備」に準ずる <u>。</u>	
20	715	<u>〔新設〕</u>	第20節 災害廃棄物等の処理体制の整備計画 <u>市民生活部（環境課）</u> <u>大規模地震発生時において、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう、平常時から体制の整備を図る。</u> <u>具体的な計画については、第2編第1章第21節「災害廃棄物等の処理体制の整備計画」に準ずる。</u>	栃木県地域防災計画（震災対策編 P 115）に合わせる形で追加

第3編 震災対策編

第2章 震災応急対策計画

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
1	801	<p>第1節 活動体制の確立</p> <p style="text-align: right;">全 部</p> <p>[略]</p> <p>4 下野市災害対策本部の設置 (第1・第2非常配備体制の確立)</p> <p>[略]</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>(4) 市長の職務代理者の決定 市長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定めておく<u>ものとする。</u></p> <p>第1順位 副市長 第2順位 市民生活部長</p> <p>なお、災害対策本部が設置される前においても、上記の順位を準用する<u>ものとする。</u></p> <p>(5) 本部室の設置場所 本部室は、下野市庁舎に置く。ただし、庁舎が被災して使用不能になった場合には、次の施設に本部室を設置する<u>ものとする。</u></p> <p>[表略]</p> <p>(6) 標識等</p> <p>ア 本部の標識 本部が設置されたときは、その設置を示すため、「下野市災害対策本部」と表示した標識を市庁舎正面玄関に掲げる<u>ものとする。</u></p> <p>イ 車両の標示 災害応急対策に使用する自動車には、その旨を車体等に標示する<u>ものとする。</u></p> <p>ウ 服装等 災害応急対策に従事する職員は、状況により活動に適した服装を着用することとする。また、その身分を明らかにするため、腕章を着用する<u>ものとする。</u></p> <p>5 [略]</p>	<p>第1節 活動体制の確立</p> <p style="text-align: right;">全 部</p> <p>[略]</p> <p>4 下野市災害対策本部の設置 (第1・第2非常配備体制の確立)</p> <p>[略]</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>(4) 市長の職務代理者の決定 市長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定めておく<u>。</u></p> <p>第1順位 副市長 第2順位 市民生活部長</p> <p>なお、災害対策本部が設置される前においても、上記の順位を準用する<u>。</u></p> <p>(5) 本部室の設置場所 本部室は、下野市庁舎に置く。ただし、庁舎が被災して使用不能になった場合には、次の施設に本部室を設置する<u>。</u></p> <p>[表略]</p> <p>(6) 標識等</p> <p>ア 本部の標識 本部が設置されたときは、その設置を示すため、「下野市災害対策本部」と表示した標識を市庁舎正面玄関に掲げる<u>。</u></p> <p>イ 車両の標示 災害応急対策に使用する自動車には、その旨を車体等に標示する<u>。</u></p> <p>ウ 服装等 災害応急対策に従事する職員は、状況により活動に適した服装を着用することとする。また、その身分を明らかにするため、腕章を着用する<u>。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 業務継続性の確保 <u>市等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計</u></p>	<p>栃木県地域防災計画（震災対策編P122）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成28年3月)	新 (今回修正案)	修正理由																		
1	801		<p><u>画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。</u></p> <p><u>特に、市は、災害応急対策活動等の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド (内閣府)」に示されている重要6要素について定めておく。</u></p>	栃木県地域防災計画 (震災対策編P122) に合わせる形で修正																		
805		<p>第2節 災害情報の収集・伝達</p> <p>〔略〕</p> <p>1 地震情報等の発表、伝達</p> <p>(1) 地震情報等の受理</p> <p>〔略〕</p> <p>気象庁が発表する地震情報の種類 〔略〕</p> <p>気象庁が発表する緊急地震速報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表する条件</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急地震速報 (警報) (地震動警報)</td> <td>最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表</td> <td>地震の発生時刻、発生場所 (震源) の推定値、震度4以上が予測される地域名、地震発生場所の震央地名</td> </tr> <tr> <td>緊急地震速報 (予報) (地震動予報)</td> <td>最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想されたときに発表</td> <td>震度6弱以上の揺れが予想される場合は特別警報に位置づけられる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 〔略〕</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p>	種類	発表する条件	内 容	緊急地震速報 (警報) (地震動警報)	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表	地震の発生時刻、発生場所 (震源) の推定値、震度4以上が予測される地域名、地震発生場所の震央地名	緊急地震速報 (予報) (地震動予報)	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想されたときに発表	震度6弱以上の揺れが予想される場合は特別警報に位置づけられる。	<p>第2節 災害情報の収集・伝達</p> <p>〔略〕</p> <p>1 地震情報等の発表、伝達</p> <p>(1) 地震情報等の受理</p> <p>〔略〕</p> <p>気象庁が発表する地震情報の種類 〔略〕</p> <p>気象庁が発表する緊急地震速報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表する条件</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急地震速報 (警報) (地震動特別警報) (地震動警報)</td> <td>地震波が2点以上観測され、最大震度が5弱以上と予測され、栃木県に震度4以上が予測される場合に発表される。</td> <td>地震の発生時刻、発生場所 (震源) の推定値、地震の規模 (マグニチュード) の推定値</td> </tr> <tr> <td>緊急地震速報 (予報) (地震動予報)</td> <td>最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想されたとき、又は100gal以上の加速度を観測したときに発表される。(機器制御などの高度利用者向けとして提供)</td> <td>* 予測される最大震度が震度3以下 ○ 予測される揺れの大きさの最大予測震度 * 予測される最大震度が震度4以上 ○ 地域名 ○ 震度4以上の地域の予測震度 ○ 大きな揺れ (主要動) の予測到達時刻</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 〔略〕</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p>	種類	発表する条件	内 容	緊急地震速報 (警報) (地震動特別警報) (地震動警報)	地震波が2点以上観測され、最大震度が5弱以上と予測され、栃木県に震度4以上が予測される場合に発表される。	地震の発生時刻、発生場所 (震源) の推定値、地震の規模 (マグニチュード) の推定値	緊急地震速報 (予報) (地震動予報)	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想されたとき、又は100gal以上の加速度を観測したときに発表される。(機器制御などの高度利用者向けとして提供)	* 予測される最大震度が震度3以下 ○ 予測される揺れの大きさの最大予測震度 * 予測される最大震度が震度4以上 ○ 地域名 ○ 震度4以上の地域の予測震度 ○ 大きな揺れ (主要動) の予測到達時刻	緊急地震速報の内容が更新されたことによる修正
種類	発表する条件	内 容																				
緊急地震速報 (警報) (地震動警報)	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表	地震の発生時刻、発生場所 (震源) の推定値、震度4以上が予測される地域名、地震発生場所の震央地名																				
緊急地震速報 (予報) (地震動予報)	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想されたときに発表	震度6弱以上の揺れが予想される場合は特別警報に位置づけられる。																				
種類	発表する条件	内 容																				
緊急地震速報 (警報) (地震動特別警報) (地震動警報)	地震波が2点以上観測され、最大震度が5弱以上と予測され、栃木県に震度4以上が予測される場合に発表される。	地震の発生時刻、発生場所 (震源) の推定値、地震の規模 (マグニチュード) の推定値																				
緊急地震速報 (予報) (地震動予報)	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想されたとき、又は100gal以上の加速度を観測したときに発表される。(機器制御などの高度利用者向けとして提供)	* 予測される最大震度が震度3以下 ○ 予測される揺れの大きさの最大予測震度 * 予測される最大震度が震度4以上 ○ 地域名 ○ 震度4以上の地域の予測震度 ○ 大きな揺れ (主要動) の予測到達時刻																				

節	頁	旧 (平成28年3月)	新 (今回修正案)	修正理由
2	807	<p>2 情報の報告</p> <p>市、石橋地区消防組合は、市の区域内に災害が発生したときは、「栃木県火災・災害等即報要領」の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告する。ただし、市の区域内において震度5強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。報告に際し、市は、石橋地区消防組合と相互に情報交換するなど連携を図る<u>ものとする。</u></p> <p>なお、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。</p> <p>また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。</p> <p>報告先等については、第2編第2章第2節に準ずる。</p>	<p>2 情報の報告</p> <p>(1) 市、石橋地区消防組合は、市の区域内に災害が発生したときは、「栃木県火災・災害等即報要領」の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告する。ただし、市の区域内において震度5強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。報告に際し、市は、石橋地区消防組合と相互に情報交換するなど連携を図る<u>。</u></p> <p>なお、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。</p> <p>また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。</p> <p>(2) <u>市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。</u></p> <p>報告先等については、第2編第2章第2節に準ずる。</p>	栃木県地域防災計画（震災対策編P127）に合わせる形で修正
3	807 の2	<p>第3節 通信手段の確保対策</p> <p>総合政策部（総合政策班） 市民生活部（安全安心班）</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第3節「通信手段の確保対策」に準ずる<u>ものとする。</u></p>	<p>第3節 通信手段の確保対策</p> <p>総合政策部（総合政策班） 市民生活部（安全安心班）</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第3節「通信手段の確保対策」に準ずる<u>。</u></p>	
4	807 の2	<p>第4節 相互応援協力・派遣要請</p> <p>市民生活部（安全安心班） 消防部（消防班）</p> <p>市は、自力による災害応急対策が困難な場合、<u>県、他市町に対し、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき</u>迅速・的確な応援要請を行う。</p> <p>また、自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第5節「相互応援協力・派遣要請」に準ずる<u>ものとする。</u></p>	<p>第4節 相互応援協力・応援、派遣要請</p> <p>市民生活部（安全安心班） 消防部（消防班）</p> <p>市は、自力による災害応急対策が困難な場合、<u>被災市区町村応援確保システム及びあらかじめ締結した相互応援協定に基づき、「被災市区町村応援職員確保調整本部」及び県内他自治体等に対し</u>迅速・的確な応援要請を行う。また、自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第5節「相互応援協力・<u>応援、派遣要請</u>」に準ずる<u>。</u></p>	第2編第2章第5節「相互応援協力・ <u>応援、派遣要請</u> 」に準ずる形で修正
5	807 の2	<p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>市民生活部（安全安心班） 健康福祉部（社会福祉班）</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第6節「災害救助法の適用」に準ずる<u>ものとする。</u></p>	<p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>市民生活部（安全安心班） 健康福祉部（社会福祉班）</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第6節「災害救助法の適用」に準ずる<u>。</u></p>	

節	頁	旧（平成28年3月）	新（今回修正案）	修正理由
6	807 の3	<p>第6節 避難対策</p> <p>市民生活部（安全安心班・市民班） 健康福祉部（健康増進班） 消防部（消防班）</p> <p>地震発生時における人的被害を軽減するため、市は、県、防災関係機関と連携し、適切な避難誘導を行う。また、安全で迅速な避難の実施、<u>避難行動要支援者</u>、女性や子ども、帰宅困難者への支援、<u>避難場所</u>における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第7節「避難対策」に準ずる<u>ものとする。</u>ただし、以下の事項については、特に留意する。</p> <p>1 避難の方法等</p> <p>(1) 住民の役割</p> <p>住民は、地震が発生し、火災拡大、危険物<u>流失</u>拡散、家屋倒壊等の危険があるときは、市の<u>避難勧告・指示</u>を待たずに自らの判断により避難を行う。</p> <p>(2) 行政の役割</p> <p>地震発生時にあつては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、<u>避難勧告・指示</u>は迅速にこれを決定、伝達するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう、各関係機関、自主防災組織等との連携により、<u>避難勧告・指示</u>の周知徹底及び避難誘導に努める。</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>6 県外避難者の受入</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 避難者の支援</p> <p>ア 県外避難者への総合的な支援</p> <p>市は、県と連携し、自主防災組織、自治会、ボランティア、社会福祉協議会等の協力を得ながら、県外避難者の支援に努める<u>ものとする。</u></p> <p>イ 〔略〕</p>	<p>第6節 避難対策</p> <p>市民生活部（安全安心班・市民班） 健康福祉部（健康増進班） 消防部（消防班）</p> <p>地震発生時における人的被害を軽減するため、市は、県、防災関係機関と連携し、適切な避難誘導を行う。また、安全で迅速な避難の実施、<u>要配慮者</u>、女性や子ども、帰宅困難者への支援、<u>避難所</u>における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第7節「避難対策」に準ずる<u>。</u>ただし、以下の事項については、特に留意する。</p> <p>1 避難の方法等</p> <p>(1) 住民の役割</p> <p>住民は、地震が発生し、火災拡大、危険物<u>流出</u>拡散、家屋倒壊等の危険があるときは、市の<u>避難指示</u>を待たずに自らの判断により避難を行う。</p> <p>(2) 行政の役割</p> <p>地震発生時にあつては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、<u>避難指示</u>は迅速にこれを決定、伝達するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう、各関係機関、自主防災組織等との連携により、<u>避難指示</u>の周知徹底及び避難誘導に努める。</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>6 県外避難者の受入</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 避難者の支援</p> <p>ア 県外避難者への総合的な支援</p> <p>市は、県と連携し、自主防災組織、自治会、ボランティア、社会福祉協議会等の協力を得ながら、県外避難者の支援に努める<u>。</u></p> <p>イ 〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画（震災対策編P141）に合わせる形で修正</p> <p>避難情報の改定による修正</p>
7	810	<p>第7節 広域一時滞在対策</p> <p>市民生活部（安全安心班・市民班）</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第8節「広域一時滞在対策」に準ずる<u>ものとする。</u></p>	<p>第7節 広域一時滞在対策</p> <p>市民生活部（安全安心班・市民班）</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第8節「広域一時滞在対策」に準ずる<u>。</u></p>	

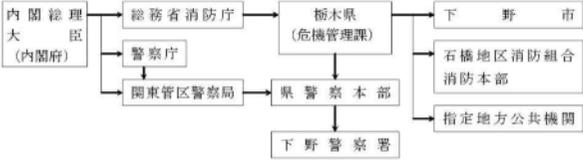
節	頁	旧（平成28年3月）	新（今回修正案）	修正理由
14	831	<p>第14節 保健衛生活動</p> <p>市民生活部（市民班） 健康福祉部（健康増進班）</p> <p>市は、被災地における感染症の発生予防・まん延防止、及び人心の安定と人身の保護のため関係機関の指導・協力を得て、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む。）を的確に実施する。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第14節「保健衛生活動」に準ずる<u>ものとする。</u></p>	<p>第14節 保健衛生活動</p> <p>市民生活部（市民班） 健康福祉部（健康増進班）</p> <p>市は、被災地における感染症の発生予防・まん延防止、<u>被災者の健康の確保</u>、及び人心の安定と人身の保護のため関係機関の指導・協力を得て、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む。）を的確に実施する。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第14節「保健衛生活動」に準ずる<u>。</u></p>	第2編第2章第14節「保健衛生活動」に準ずる形で修正
15	831	<p>第15節 障害物除去活動</p> <p>建設水道部（建設班）</p> <p>市、県、道路・河川等の管理者、防災関係機関は、災害により<u>住居等に流入した</u>土砂などの障害物を除去し、被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図る。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第15節「障害物除去活動」に準ずる<u>ものとする。</u></p>	<p>第15節 障害物除去活動</p> <p>建設水道部（建設班）</p> <p>市、県、道路・河川等の管理者、防災関係機関は、災害により<u>道路等に堆積した</u>土砂などの障害物を除去し、被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図る。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第15節「障害物除去活動」に準ずる<u>。</u></p>	第2編第2章第15節「障害物除去活動」に準ずる形で修正
16	831	<p>第16節 廃棄物処理活動</p> <p>市民生活部（環境班）</p> <p>市は、被災地におけるがれき、<u>生活ごみ、し尿等の廃棄物を適正</u>に処理し、被災地の環境衛生の保全と早期の<u>復興</u>を図る。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第16節「廃棄物処理活動」に準ずる<u>ものとする。</u></p>	<p>第16節 廃棄物処理活動</p> <p>市民生活部（環境班）</p> <p>市は、被災地におけるがれき、避難所ごみ、<u>生活ごみ、し尿等の災害廃棄物を適正かつ迅速</u>に処理し、被災地の環境衛生の保全と早期の<u>復旧・復興</u>を図る。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第16節「廃棄物処理活動」に準ずる<u>。</u></p>	第2編第2章第16節「廃棄物処理活動」に準ずる形で修正
17	831	<p>第17節 文教施設等応急対策</p> <p>市民生活部（環境班）</p> <p>児童・生徒等の生命、身体の安全確保を図るための応急措置、被災して通常の教育ができない場合の適切な応急教育の実施、文化財の保護対策などの文教対策に必要な措置を<u>講じる</u>。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第17節「文教施設等応急対策」に準ずる<u>ものとする。</u></p>	<p>第17節 文教施設等応急対策</p> <p>市民生活部（環境班）</p> <p>児童・生徒等の生命、身体の安全確保を図るための応急措置、被災して通常の教育ができない場合の適切な応急教育の実施、文化財の保護対策などの文教対策に必要な措置を<u>講ずる</u>。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第17節「文教施設等応急対策」に準ずる<u>。</u></p>	第2編第2章第17節「文教施設等応急対策」に準ずる形で修正

節	頁	旧（平成28年3月）	新（今回修正案）	修正理由
18	832	<p>第18節 住宅応急対策</p> <p>総務部（税務班） 建設水道部（都市計画班）</p> <p>震災により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者のために、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の建設、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急処理を行い、居住の安定を図る。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第18節「住宅応急対策」に準ずる<u>ものとする。</u></p>	<p>第18節 住宅応急対策</p> <p>総務部（税務班） 建設水道部（都市計画班）</p> <p>震災により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者のために、公営住宅の一時的な供給、応急仮設住宅の建設、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急処理を行い、居住の安定を図る。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第18節「住宅応急対策」に準ずる<u>。</u></p>	第2編第2章第18節「住宅応急対策」に準ずる形で修正
19	832	<p>第19節 労務供給対策</p> <p>総務部（総務人事班）</p> <p>災害応急対策を実施するに当たって労力的に不足する場合、特殊な作業のため技術的な労力が必要となった場合における要員の確保計画について定め、労務供給の万全を図る。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第19節「労務供給対策」に準ずる<u>ものとする。</u></p>	<p>第19節 労務供給対策</p> <p>総務部（総務人事班）</p> <p>災害応急対策を実施するに当たって労力的に不足する場合、特殊な作業のため技術的な労力が必要となった場合における要員の確保計画について定め、労務供給の万全を<u>期す。</u></p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第19節「労務供給対策」に準ずる<u>。</u></p>	
20	832	<p>第20節 公共施設等応急対策</p> <p>総務部（財政班） 市民生活部（安全安心班） 建設水道部（建設班・水道班・下水道班）</p> <p>道路、鉄道、上下水道、電力・ガス施設、その他の公共施設の被害の未然防止又は軽減化を図るため、各公共施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第20節「公共施設等応急対策」に準ずる<u>ものとする。</u></p>	<p>第20節 公共施設等応急対策</p> <p>総務部（財政班） 市民生活部（安全安心班） 建設水道部（建設班・水道班・下水道班）</p> <p>道路、鉄道、上下水道、電力・ガス施設、その他の公共施設の二次災害の防止又は被害の軽減化を図るため、各公共施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第20節「公共施設等応急対策」に準ずる<u>。</u></p>	第2編第2章第20節「公共施設等応急対策」に準ずる形で修正
22	833	<p>第22節 広報活動</p> <p>総合政策部（総合政策班） 市民生活部（安全安心班）</p> <p>市は、震災時に県や防災関係機関と相互に連携して、市民へ迅速、的確に情報ニーズに応じた広報活動を行い、市民の不安解消を図る。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第22節「広報活動」に準ずる<u>ものとする。</u></p>	<p>第22節 広報活動</p> <p>総合政策部（総合政策班） 市民生活部（安全安心班）</p> <p>市は、震災時に県や防災関係機関と相互に連携して、市民へ迅速、的確に情報ニーズに応じた広報活動を行い、社会的混乱を防ぐ。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第22節「広報活動」に準ずる<u>。</u></p>	第2編第2章第22節「広報活動」に準ずる形で修正
23	833	<p>第23節 自発的支援の受入</p> <p>総務部（税務班・会計班） 健康福祉部（社会福祉班）</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第23節「自発的支援の受入」に準ずる<u>ものとする。</u></p>	<p>第23節 自発的支援の受入</p> <p>総務部（税務班・会計班） 健康福祉部（社会福祉班）</p> <p>〔前略〕</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第23節「自発的支援の受入」に準ずる<u>。</u></p>	

節	頁	旧（平成28年3月）	新（今回修正案）	修正理由
24	-	<p data-bbox="215 145 667 169">第24節 東海地震の警戒宣言発表時の緊急応急対策</p> <p data-bbox="734 180 797 204" style="text-align: center;">全 部</p> <p data-bbox="215 215 331 239">第1 総 則</p> <p data-bbox="215 250 389 274">1 計画作成の趣旨</p> <p data-bbox="230 285 831 443">昭和53年6月に、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」が制定され、同法に基づき、駿河湾を震源域とする東海地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれのある6県170市町村が、「地震防災対策強化地域」（以下、「強化地域」という。）として指定された。</p> <p data-bbox="230 454 831 644">その後、平成13年度に国の中央防災会議により、震源等の再検討及び地震動、津波についてのシミュレーションが実施され、その結果、平成14年4月に、8都県（東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県）の263市町村が強化地域として指定され、平成24年4月1日現在では、市町村合併等により8都県157市町村が指定されている。</p> <p data-bbox="230 655 831 750">栃木県は、強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、局所的な被害発生も憂慮される。特に同法第9条の規定による警戒宣言が発令された場合、社会的混乱の発生が懸念される。</p> <p data-bbox="230 761 831 815">このため、東海地震の発生に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的として、本計画を策定する。</p> <p data-bbox="215 826 430 850">2 計画作成の基本方針</p> <p data-bbox="230 861 831 956">(1) この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止、軽減するため、市、防災関係機関等とすべき事前措置の基本的事項について定める。</p> <p data-bbox="230 967 831 1021">(2) この計画は、地震の発生が予知されてから、地震発生までの間における事前応急対策を中心に作成する。</p> <p data-bbox="230 1032 831 1086">(3) 防災関係機関等は、この計画に基づいて、それぞれ必要な具体的計画等を定め事前対策の実施に万全を期す。</p> <p data-bbox="230 1098 790 1121">(4) 地震発生後の災害応急対策は、本章計画により対処する。</p> <p data-bbox="215 1169 450 1193">第2 平常時における対策</p> <p data-bbox="215 1204 831 1299">警戒宣言発令時に予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また実際の地震発生時に被害を最小限にとどめるためには、防災関係機関の連携のみならず、市民の協力及び的確な行動が不可欠である。</p> <p data-bbox="215 1310 831 1402">このため、市は県及び防災関係機関と連携し、平常時から必要な事項について積極的な広報活動を行い、東海地震対策に関する正しい知識の普及に努める。</p> <p data-bbox="215 1414 353 1437">1 広報の内容</p> <p data-bbox="230 1449 515 1503">(1) 東海地震に関する一般知識 ア 東海地震発生の切迫性</p>	〔削除〕	東海地震警戒宣言の見直しによる修正

節	頁	旧（平成28年3月）	新（今回修正案）	修正理由															
24	-	<p><u>イ 大規模地震対策特別措置法の概要</u></p> <p><u>ウ 強化地域の概要</u></p> <p><u>エ 警戒宣言の概要</u></p> <p><u>オ 東海地震注意情報、東海地震予知情報の概要</u> 等</p> <p><u>(2) 警戒宣言発令時に防災関係機関等のとる措置</u></p> <p><u>(3) 市民、事業所等が具体的にとる措置</u></p> <p><u>(4) その他必要な事項</u></p> <p>2 普及の方法</p> <p><u>(1) 防災講演会・出前講座等の開催</u></p> <p><u>(2) 広報紙</u></p> <p><u>(3) テレビ、ラジオ、新聞等のメディア</u></p> <p><u>(4) ホームページやメール配信による防災情報の提供</u> 等</p> <p>第3 警戒宣言発令までの対応措置</p> <p>1 気象庁が発表する東海地震に関する情報の種類</p> <p><u>気象庁が発表する東海地震に関する情報の種類は、次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="226 683 797 1235"> <thead> <tr> <th data-bbox="226 683 365 727">情報名 (カラーレベル)</th> <th data-bbox="371 683 562 727">発表基準</th> <th data-bbox="568 683 797 727">主な防災対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="226 732 365 799"><u>東海地震に関連する調査情報（定時）</u> (カラーレベル：青)</td> <td data-bbox="371 732 562 799"><u>毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表</u></td> <td data-bbox="568 732 797 799"><u>防災対応は特にならない</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 804 365 983"><u>東海地震に関連する調査情報（臨時）</u> (カラーレベル：青)</td> <td data-bbox="371 804 562 983"><u>東海地域に設置されている観測点のデータに通常とは異なる変化が観測された場合</u></td> <td data-bbox="568 804 797 983"> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>防災対応は特にならない</u> ○<u>国や自治体等では情報収集連絡体制がとられる</u> ○<u>気象庁で地震防災対策強化地域判定会を開催し、観測された通常と異なる変化が大規模な地震に結びつく前兆現象と関連するかどうかを緊急に判断する</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 987 365 1118"><u>東海地震注意情報</u> (カラーレベル：黄)</td> <td data-bbox="371 987 562 1118">○<u>観測された現象が前兆現象である可能性が高まったと認められた場合</u></td> <td data-bbox="568 987 797 1118"> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>以下の防災の準備行動がとられる</u> ・<u>必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策</u> ・<u>医療関係者、消防部隊等の派遣準備</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1123 365 1235"><u>東海地震予知情報</u> (カラーレベル：赤)</td> <td data-bbox="371 1123 562 1235">○<u>東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合</u></td> <td data-bbox="568 1123 797 1235"> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>地震災害警戒本部が設置される</u> ○<u>津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施される</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※観測される変化が小さかったり、異常現象の進展が極めて急激だったりするときは、情報発表できないまま東海地震が発生する場合がある。</u></p> <p><u>※平成23年3月24日から、情報文に各情報の危険度に応じたカラーレベルを示すことになった。</u></p> <p>2 活動体制</p> <p><u>東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意志決定を行ったことを了知した場合及び東海地震予知情報の発表があった場</u></p>	情報名 (カラーレベル)	発表基準	主な防災対策	<u>東海地震に関連する調査情報（定時）</u> (カラーレベル：青)	<u>毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表</u>	<u>防災対応は特にならない</u>	<u>東海地震に関連する調査情報（臨時）</u> (カラーレベル：青)	<u>東海地域に設置されている観測点のデータに通常とは異なる変化が観測された場合</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>防災対応は特にならない</u> ○<u>国や自治体等では情報収集連絡体制がとられる</u> ○<u>気象庁で地震防災対策強化地域判定会を開催し、観測された通常と異なる変化が大規模な地震に結びつく前兆現象と関連するかどうかを緊急に判断する</u> 	<u>東海地震注意情報</u> (カラーレベル：黄)	○ <u>観測された現象が前兆現象である可能性が高まったと認められた場合</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>以下の防災の準備行動がとられる</u> ・<u>必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策</u> ・<u>医療関係者、消防部隊等の派遣準備</u> 	<u>東海地震予知情報</u> (カラーレベル：赤)	○ <u>東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>地震災害警戒本部が設置される</u> ○<u>津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施される</u> 	<p>[削除]</p>	
情報名 (カラーレベル)	発表基準	主な防災対策																	
<u>東海地震に関連する調査情報（定時）</u> (カラーレベル：青)	<u>毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表</u>	<u>防災対応は特にならない</u>																	
<u>東海地震に関連する調査情報（臨時）</u> (カラーレベル：青)	<u>東海地域に設置されている観測点のデータに通常とは異なる変化が観測された場合</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>防災対応は特にならない</u> ○<u>国や自治体等では情報収集連絡体制がとられる</u> ○<u>気象庁で地震防災対策強化地域判定会を開催し、観測された通常と異なる変化が大規模な地震に結びつく前兆現象と関連するかどうかを緊急に判断する</u> 																	
<u>東海地震注意情報</u> (カラーレベル：黄)	○ <u>観測された現象が前兆現象である可能性が高まったと認められた場合</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>以下の防災の準備行動がとられる</u> ・<u>必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策</u> ・<u>医療関係者、消防部隊等の派遣準備</u> 																	
<u>東海地震予知情報</u> (カラーレベル：赤)	○ <u>東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>地震災害警戒本部が設置される</u> ○<u>津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施される</u> 																	

節	頁	旧（平成28年3月）	新（今回修正案）	修正理由
24	-	<p><u>合は、直ちに次により警戒宣言発令時の社会的混乱の発生に備え、必要な体制をとる。</u></p> <p><u>(1) 体制</u></p> <p>市は、直ちに災害警戒本部を設置し、各部間の緊急連絡体制を確保する。また、警戒体制（本章第1節「活動体制の確立」参照）をとり、体制に必要な職員の参集を行う。</p> <p><u>(2) 活動内容</u></p> <p>ア 情報の収集・伝達</p> <p>イ 県、消防本部、その他各防災関係機関との連絡調整</p> <p>ウ 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認</p> <p>エ 地震防災応急対策上必要な資機材等の確認</p> <p>オ 管理している施設等の緊急点検</p> <p>カ 広報の実施（東海地方方面への旅行の自粛の要請等）</p> <p><u>3 伝達系統及び伝達事項</u></p> <p>東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行ったことを了知した場合及び東海地震予知情報の発表があった場合の情報伝達は以下のとおりである。</p> <p><u>(1) 伝達経路</u></p> <p><u>(2) 伝達事項</u></p> <p>ア 東海地震注意情報、予知情報（東海地震注意情報解除、東海地震予知情報解除）</p> <p>イ 警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること</p> <p>ウ その他必要と認める事項</p> <p><u>第4 警戒宣言発令時の対応措置</u></p> <p><u>1 体制の確立</u></p> <p>警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止・軽減を図るための措置を実施するとともに、東海地震が発生した場合に、あらかじめ定めた本編計画等に沿って速やかに応急対策ができるように準備する。</p> <p><u>(1) 市の体制</u></p> <p>市は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行ったとの連絡、若しくは東海地震予知情報の発表がさ</p>	〔削除〕	

節	頁	旧（平成28年3月）	新（今回修正案）	修正理由
24	-	<p><u>れずに、内閣総理大臣より警戒宣言が発令されたことを県から伝達された場合、直ちに災害警戒本部を設置する。</u></p> <p><u>上記情報により、第3のとおり災害警戒本部を設置し、警戒体制をとっている場合、引き続き、その体制を維持する。</u></p> <p><u>（※地震発生後は本章第1節のとおり、震度に応じた体制を取り、災害応急対策を実施する。）</u></p> <p><u>(2) 防災関係機関等の体制</u></p> <p><u>警戒宣言の発令を了知したときは、所掌事務又は業務に係る地震防災応急対策の実施、東海地震発生時の災害応急対策の準備が円滑に実施できるよう必要な警戒体制をとる。</u></p> <p>2 伝達系統及び伝達事項</p> <p>(1) 警戒宣言伝達経路</p>  <p>(2) 伝達事項</p> <p><u>ア 警戒宣言（警戒解除宣言）</u></p> <p><u>イ 東海地震の発生に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること</u></p> <p><u>ウ その他必要と認める事項</u></p> <p>3 東海地震発生に備えた応急対策の実施</p> <p>(1) 広報活動</p> <p><u>警戒宣言の発令による社会的混乱の発生を未然に防止するとともに、地震防災応急対策が、迅速かつ的確に行われるよう市は、県及び防災関係機関と協力を密にして市民に対して迅速かつ適切な広報活動を実施する。</u></p> <p><u>ア 広報の内容</u></p> <p><u>(ア) 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容</u></p> <p><u>(イ) 市長から市民への呼びかけ</u></p> <p><u>(ウ) 市民、事業所等が緊急にとるべき行動</u></p> <p><u>(エ) 交通規制に関する情報</u></p> <p><u>(オ) 地震防災応急対策の内容と実施状況</u></p> <p><u>(カ) 混乱防止のための措置</u></p> <p><u>(キ) その他状況に応じて市民、事業所等に周知すべき事項</u></p> <p><u>なお、特に重要な事項については、基本的文案をあらかじめ作成し、迅速な対応ができるよう配慮するものとする。</u></p> <p><u>イ 広報の実施方法</u></p> <p><u>市は、市防災情報システム、広報車等によるほか、消防団、自主防災組織等を通じて行い、情報混乱が起らないよう十分配</u></p>	<p>[削除]</p>	<p>頁</p>

節	頁	旧（平成28年3月）	新（今回修正案）	修正理由
24	-	<p><u>慮するものとする。</u></p> <p>(2) 消防、水防活動</p> <p>ア 消防活動</p> <p><u>警戒宣言が発令された場合、消防機関は、次の事項を重点に必要な措置を行う。</u></p> <p>(ア) <u>東海地震関連連情報等の収集と伝達体制の確立</u></p> <p>(イ) <u>地震に備えての消防部隊、救急隊、救助隊の編成強化</u></p> <p>(ウ) <u>消防団の非常招集体制の確立</u></p> <p>(エ) <u>消防、救急、救助資機材等の確保</u></p> <p>(オ) <u>出火防止、初期消火等の広報の実施</u></p> <p>(カ) <u>防災機関、事業所等に対し応急対策計画の実施の指示</u></p> <p>(キ) <u>特定の防火対象施設に対し、避難準備の指示</u></p> <p>(ク) <u>その他必要な事項</u></p> <p>イ 水防活動・危険箇所対策活動</p> <p><u>警戒宣言が発令された場合、市は、県及び消防機関と連携し、地震発生後の水害等による被害を軽減するため、次のとおり必要な措置を行う。</u></p> <p>(ア) <u>地震に備えての要員の確保、配置</u></p> <p>(イ) <u>東海地震関連連情報等の収集と伝達体制の確立</u></p> <p>(ウ) <u>堤防・水門等の施設の点検</u></p> <p>(エ) <u>擁壁等の施設の点検</u></p> <p>(オ) <u>資機材の点検整備、緊急調達体制の確保</u></p> <p>(カ) <u>その他必要な措置</u></p> <p>(3) 交通対策</p> <p>ア 道路</p> <p>(ア) <u>広域交通規制</u></p> <p><u>市は、警戒宣言が発令された場合における交通規制に協力する。</u></p> <p>a <u>強化地域への一般車両の流入は、極力抑制する。</u></p> <p>b <u>強化地域方面から県内への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り制限しない。</u></p> <p>c <u>緊急輸送路の優先的な機能確保を図る。</u></p> <p>(イ) <u>緊急輸送車両の確認</u></p> <p><u>緊急輸送車両の確認申請は、警察署、指定検問所において行う。</u></p> <p>(ウ) <u>運転者のとるべき措置の周知</u></p> <p><u>警戒宣言が発令された事を知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により地震情報、交通情報を聴取し、その情報に応じて通行すること等</u></p>	〔削除〕	

節	頁	旧（平成28年3月）	新（今回修正案）	修正理由
24	-	<p><u>イ 鉄道</u></p> <p><u>(ア) 警戒宣言前の段階からの、警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨の情報提供等に係る措置</u></p> <p><u>(イ) 警戒宣言前までは、需要に応えるため極力運行を継続する。</u></p> <p><u>(ウ) 警戒宣言が発せられた場合の運行に関する措置(安全に運行可能かを判断したうえでその対応を明示等)</u></p> <p><u>(エ) 規制の結果生じる滞留旅客の保護</u></p> <p><u>(オ) 市は、県の指導のもと、規制の結果生じる滞留旅客の保護のため必要な活動を行う。</u></p> <p><u>(4) 危険物等施設の措置</u></p> <p><u>警戒宣言が発令された場合、危険物等施設の管理者、所有者、占有者等（以下、「管理者等」という。）は、地震に起因する施設・設備の損壊に伴う危険物等の漏洩、爆発等の発生を防止するために、必要な措置を講じ、安全確保に万全を期すものとする。</u></p> <p><u>市は、県及び消防機関と連携し、管理者等に対して、安全確保措置を適切に実施するよう、必要な広報等を実施する。</u></p> <p><u>ア 消防法上の危険物</u></p> <p><u>消防法上の危険物施設の管理者等は、地震発生に備えて、次の措置を実施する。</u></p> <p><u>(ア) 施設の応急点検、監視及び補強措置を実施する。</u></p> <p><u>(イ) 危険物の流出及び出火防止措置を実施する。</u></p> <p><u>(ウ) 必要に応じ、運転（操業）制限、一時停止、避難の指示等の措置を行う。</u></p> <p><u>(エ) 自衛消防体制を確立する。</u></p> <p><u>(オ) 消防設備・資機材の点検、整備を行う。</u></p> <p><u>(カ) 周辺住民の安全確保措置を行う。</u></p> <p><u>(キ) その他必要な措置</u></p> <p><u>イ 火薬類</u></p> <p><u>火薬類取扱施設の管理者等は、地震発生に備えて、次の措置を実施する。</u></p> <p><u>(ア) 製造、使用中の火薬類は所定の場所等に保管、貯蔵する等、安全対策を講じ、かつ、爆発・火災防止等に係る応急点検を実施する。</u></p> <p><u>(イ) 火薬類関係事業所に当たっては、爆発・火災防止等にかかる応急点検を実施する。</u></p> <p><u>ウ 高圧ガス</u></p> <p><u>高圧ガス施設の管理者等は、地震発生に備えて、次の措置を実施する。</u></p>	〔削除〕	

節	頁	旧（平成28年3月）	新（今回修正案）	修正理由
24	-	<p><u>(ア) 地震発生時における安全を確保するため、必要に応じて、設備の使用制限・中止、配管・貯槽内のガスの廃棄等を行う。</u></p> <p><u>(イ) 防災要員を確保するとともに防災資機材、応急復旧工事用資機材を点検確認する。</u></p> <p><u>(ウ) 転倒、落下防止措置の点検確認を実施し、補強措置等を的確に行う。</u></p> <p><u>(エ) タンクローリー等については、住民等の安全を確保できる場所に移動する。</u></p> <p><u>エ LPガス</u></p> <p><u>LPガス販売事業者は、地震発生に備えて、次の措置を実施する。</u></p> <p><u>(ア) 地震発生時に備えて、容器の転倒、落下防止措置の確認、補強措置等を行う。</u></p> <p><u>(イ) 防災資機材を点検確認するとともに何時でも緊急出動できる体制をとる。</u></p> <p><u>(ウ) 消費者に対して、地震発生に備えて、ボンベの転倒防止や補強措置を実施するよう働きかけるとともに火気使用の中止、ボンベの元栓の閉止等地震の際にとるべき措置について、周知徹底を図る。</u></p> <p><u>オ 毒物、劇物</u></p> <p><u>毒劇物取扱施設の管理者等は、地震発生時における毒物劇物の飛散、流出等の未然防止を図るため、保管設備等の保守点検、事故発生時における応急対策、連絡体制の整備を図る。</u></p> <p><u>(5) 公共施設の措置</u></p> <p><u>ア 道路施設</u></p> <p><u>市、県及びその他の道路管理者は、地震による被害を軽減するために、地震時に障害となるおそれのある道路、橋りょう等について重点的にパトロールを実施するとともに、工事中の箇所については、原則として工事を中止し、補強等の保全措置をとり、地震の発生に備えて、関係機関との協力のもとに、交通機能の確保に努める。</u></p> <p><u>イ 上水道施設</u></p> <p><u>市は、地震発生に備え、需要家が緊急貯水を実施することに留意し、急増する需要に対して給水を確保、継続するとともに、それぞれあらかじめ定めた地震防災応急対策に従って、地震防災上の措置を実施する。</u></p> <p><u>(ア) 要員の確保</u></p> <p><u>防災対策要領等による配備体制をとり、関係機関との連絡を行う。</u></p> <p><u>(イ) 給水量の確保</u></p>	〔削除〕	

節	頁	旧（平成28年3月）	新（今回修正案）	修正理由
24	—	<p><u>緊急貯水による給水量の増加対策として、浄水施設をはじめ、送水、配水設備の全稼働体制をとり、配水池等貯水施設の貯留水確保に努める。</u></p> <p>(ウ) <u>施設・設備の点検</u> 東海地震に備え、塩素注入設備、自家発電設備、消火・照明設備等の応急点検、補強措置等を実施する。また、工事業者への協力要請等を行い、応急復旧体制を整える。</p> <p>(エ) <u>緊急貯水の広報</u> 市は、市民に対して、防災情報システム、広報車等により飲料水の貯留（浴槽、バケツ等）を要請する。</p> <p>ウ <u>下水道施設</u> 市は、地震発生に備えて、被害を最小限とするため、下水道施設の保守点検、応急復旧のための職員の配備、資材・器材等の点検、確保を行う。</p> <p>エ <u>電力施設</u> 電力事業者は、警戒宣言が発令された場合においても、必要な電力を供給する体制を確保する。この際の東京電力パワーグリッド(株)がとる措置は、同社防災業務計画に定めるところによる。 市は、市民への広報等により、東京電力パワーグリッド(株)の対策に協力する。</p> <p>オ <u>都市ガス施設</u> 北日本ガス(株)は、警戒宣言が発令された場合においても、ガスの製造、供給を継続するが、地震発生に備えて、的確な応急措置が講じられる体制を確保するため、次の措置を実施する。</p> <p>(ア) <u>地震に関する情報を的確に把握する。</u></p> <p>(イ) <u>防災要員を確保し、防災資機材、応急復旧工費用資機材を点検、確認する。</u></p> <p>(ウ) <u>非常用電源、非常用照明設備、通報設備、緊急制御装置、消火設備等の点検整備を行い、必要に応じて起動確認を実施する。</u></p> <p>(エ) <u>震災時におけるガスの緊急停止措置を講じる地域を限定するために、速やかに被害情報の収集、緊急放散措置等を的確に実施できるよう要員を緊急配備する。</u></p> <p>(オ) <u>工事中のガス工作物、工費用資機材の転倒・落下を防止する等の応急的な保安措置を実施したうえで工事を中断する。</u> なお、掘削溝については、埋戻しをするか、又は速やかに工事を終了させる。</p> <p>(カ) <u>消費者に対しては、不使用ガス栓の閉止、地震発生時における使用中のガス栓の即時閉止等地震の際にとるべき措置</u></p>	〔削除〕	

節	頁	旧（平成28年3月）	新（今回修正案）	修正理由
24	-	<p><u>について、周知徹底を図る。</u></p> <p><u>カ 河川管理施設等</u> <u>市は、県と連携し、地震に伴う河川管理施設等の崩壊などによる水害の発生のおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動を行うとともに、必要に応じて応急復旧活動を迅速、的確に実施できる体制を確立する。</u></p> <p><u>キ 都市公園施設等</u> <u>公園管理者は、地震に備えて、応急活動後方支援や救援物資輸送のための広域災害対策活動拠点又は、指定緊急避難場所としての都市公園が円滑に使用できる体制を整える。</u></p> <p><u>ク 廃棄物処理施設</u> <u>警戒宣言発令に伴い、廃棄物処理施設の管理者は、被害を最小限とするため次の応急対策を講じる。</u> <u>(ア) 職員に対し、警戒宣言が発令された旨周知させる。</u> <u>(イ) ごみ焼却施設、し尿処理施設へのごみ、し尿の投入を中止し、又浸出液処理施設を有する最終処分場にあつては、浸出液処理施設への浸出液の流入を中止させる。</u> <u>(ウ) 廃棄物処理施設の各設備、防災設備の点検を行うとともに、出火防止対策を実施する。</u> <u>(エ) 廃棄物処理施設に被害があつた場合に備え、応急復旧体制、資機材の点検・確保を行う。</u></p> <p><u>(6) 教育・医療・社会福祉施設の措置</u></p> <p><u>ア 学校</u> <u>(ア) 警戒宣言等発令の伝達</u> <u>警戒宣言が発令されたときは、市教育委員会は、市立小・中学校に伝達し必要な指示を直ちに与える。</u> <u>(イ) 児童、生徒等保護対策</u> <u>警戒宣言の発令に伴い、学校等の長は、幼児、児童・生徒等の生命・身体の安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備え、迅速、的確に対応できる保護対策として綿密な地震防災対策を講じなければならない。特に、児童・生徒等の保護については、次の事項を十分留意し、避難、誘導対策計画を具体的に定める。</u> <u>a 児童・生徒等の生命・身体の安全確保を最優先とする。</u> <u>b 市の地震防災計画等を踏まえる。</u> <u>c 学校等の所在する地域の諸条件等を考慮する。</u> <u>d 警戒宣言発令に迅速に対応できるものとする。</u> <u>e 児童・生徒等の行動基準及び学校等、教職員の対処・行動の基準が明確にされている。</u> <u>f 警戒宣言発令後においては、緊急連絡等ができない事態</u></p>	〔削除〕	

節	頁	旧（平成28年3月）	新（今回修正案）	修正理由
24	—	<p><u>を想定して、特に児童、生徒等の引き渡しについて、保護者に十分理解されるものとする。</u></p> <p><u>g 遠足等、学校等外活動中に警戒宣言が発令されても対応できるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 学校等の対応</u></p> <p><u>a 校長等は、警戒本部を設置し、予知情報の把握に努め、的確な指揮に当たる。</u></p> <p><u>b 障がいのある児童・生徒等については、学校等において保護者等に引き渡す。また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童・生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。</u></p> <p><u>c 児童・生徒等の引き渡しについては、あらかじめその方法を明確にしておく。</u></p> <p><u>d 校長等は、関係機関にそれぞれの退避、誘導等の状況を速やかに報告する。</u></p> <p><u>e 学校等の各施設の保安措置をとる。</u></p> <p><u>f 初期消火、救護・搬出活動等の防災活動体制をとる。</u></p> <p><u>(ニ) 教職員の対応、指導基準</u></p> <p><u>a 警戒宣言が発令されたら、児童・生徒等を教室等に集める。</u></p> <p><u>b 児童・生徒等の退避、誘導等に当たっては、氏名、人員等の把握、異常の有無等を明確にし、的確に把握する。</u></p> <p><u>c 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により所定の場所へ誘導、退避させる。</u></p> <p><u>d 障がいのある児童・生徒等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。</u></p> <p><u>e 児童・生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行う。</u></p> <p><u>f 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護する。</u></p> <p><u>g 児童・生徒等の安全を確保した後、本部の指示により、防災活動に当たる。</u></p> <p><u>(オ) 登下校時、在宅時に警戒宣言が発令された場合の対策</u></p> <p><u>a 登下校時に警戒宣言が発令された場合は、周囲の状況を確認し、帰宅するか、学校に向かうかを判断するよう指導する。</u></p> <p><u>b 交通機関の利用時については、関係機関の責任者の指示に従うよう指導する。</u></p> <p><u>c 在宅時は、登校せず家族とともに行動するよう指導する。</u></p> <p><u>イ 社会教育施設</u></p>	〔削除〕	

節	頁	旧（平成28年3月）	新（今回修正案）	修正理由
24	-	<p><u>社会教育施設については、利用者の安全確保のため、アの学校の措置に準じ、利用団体の主催者等と十分な連携の上、必要な措置をとる。</u></p> <p><u>ウ 医療機関</u></p> <p><u>警戒宣言が発令された場合は、各医療機関は次の措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>(ア) 外来診療は、可能な限り平常通り行うこととするが、手術、検査等は、医師が状況に応じて適切に対処する。</u></p> <p><u>(イ) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。</u></p> <p><u>(ウ) 外来及び入院患者の安全確保に万全を期する。</u></p> <p><u>(エ) 建物及び設備等の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。</u></p> <p><u>(オ) 消防計画等に基づく職員の分担業務を確認する。</u></p> <p><u>エ 社会福祉施設</u></p> <p><u>警戒宣言の発令に伴い、福祉施設においては、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の措置をとる。</u></p> <p><u>(ア) 情報の収集・伝達</u></p> <p><u>(イ) 収容者、通所者等の安全確保</u></p> <p><u>(ウ) 消防用設備、避難設備等の点検</u></p> <p><u>(エ) 落下物等の防止措置</u></p> <p><u>(オ) 飲料水、食糧等の確保</u></p> <p><u>(カ) 危険物（プロパンガス、重油等）の点検</u></p> <p><u>(キ) 関係機関、保護者との連絡体制の確保</u></p> <p><u>(7) スーパーマーケット等の措置</u></p> <p><u>不特定多数の者が出入りするスーパーマーケット等の管理者は、警戒宣言発令を了知したときは、顧客、従業員等（以下「顧客等」という。）の混乱防止と安全確保を図る。</u></p> <p><u>主な措置は、次のとおり。</u></p> <p><u>ア 自衛防災体制の確立</u></p> <p><u>イ 情報の収集、伝達</u></p> <p><u>顧客等への情報の伝達については、従業員が避難誘導体制をとった後に行う等、伝達の時期に留意すること。</u></p> <p><u>ウ 避難誘導の準備、実施</u></p> <p><u>エ 出火防止の措置</u></p> <p><u>(ア) 火気使用の制限</u></p> <p><u>(イ) 火気使用器具、LPガス、燃料タンク等の安全確認</u></p> <p><u>オ 消防用設備類の使用準備</u></p> <p><u>カ 転倒、落下防止の措置</u></p> <p><u>(ア) 窓ガラス、看板等の建物の付属物</u></p> <p><u>(イ) ロッカー、陳列棚、商品等</u></p>	〔削除〕	

節	頁	旧（平成28年3月）	新（今回修正案）	修正理由
24	-	<p><u>(ウ) 薬品等の危険物</u></p> <p><u>キ 応急救護の準備</u></p> <p><u>ク その他必要な措置</u></p> <p><u>4 市民等のとるべき措置</u></p> <p><u>(1) 家庭</u></p> <p><u>ア 警戒宣言発令中は、テレビやラジオのスイッチを常に入れておき、正確な情報をつかむこと。</u></p> <p><u>また、市、消防署、警察署からの情報に注意すること。</u></p> <p><u>イ 家庭の分担を確認し、地震が発生するまでにやっておくことを決め、すぐ行動に移すこと。</u></p> <p><u>ウ いざというときの身を置く場所を確認しておくこと。</u></p> <p><u>エ 家具等の転倒防止、重量物の落下防止措置をとること。</u></p> <p><u>オ 火気の使用は自粛すること。</u></p> <p><u>カ 消火器や水バケツ等の消火用具の準備をすること。</u></p> <p><u>キ 灯油、プロパンガス等の安全措置をとること。</u></p> <p><u>ク 身軽で安全な服装になること。</u></p> <p><u>ケ 水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品の用意をすること。</u></p> <p><u>コ 避難場所や避難路の確認をすること。</u></p> <p><u>サ 不要不急の自動車運転や消防署等への照会の電話の使用は自粛すること。</u></p> <p><u>(2) 職場</u></p> <p><u>ア 正確な情報を把握し、職場全体に伝達すること。</u></p> <p><u>イ 消防計画、予防規程等に基づき防災体制をとること。</u></p> <p><u>ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。</u></p> <p><u>エ 火気の使用は自粛すること。</u></p> <p><u>オ 重要書類等の非常持出品の用意をすること。</u></p> <p><u>カ 不特定多数の者が出入りする職場では、入場者の安全を確保すること。</u></p> <p><u>キ 自家用自動車による出勤、帰宅等はできるだけ自粛すること。</u></p> <p><u>また、危険物車両等の運行は自粛すること。</u></p>	〔削除〕	

第4編 原子力災害対策編

第1章 総 則

節	頁	旧（平成28年3月）	新（今回修正案）	修正理由
1	901	<p>第1節 計画策定の趣旨</p> <p>〔前略〕</p> <p>県内には原子力発電所は存在しないが、近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、本編において、原子力災害に対する市の対応を明確に<u>するものとする。</u></p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 計画の性格</p> <p>この計画は、災対法第42条の規定に基づき、下野市防災会議が作成する「下野市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定める<u>ものとする。</u></p> <p>また、この計画に定めのない事項については、「第2編 水害、台風・竜巻等風害等対策編」に準ずる<u>ものとする。</u></p> <p>3 策定に際し尊重すべき指針</p> <p>この計画の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、国の原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。<u>平成25年9月5日</u>改正。以下「対策指針」という。）を十分に尊重する<u>ものとする。</u></p>	<p>第1節 計画策定の趣旨</p> <p>〔前略〕</p> <p>県内には原子力発電所は存在しないが、近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、本編において、原子力災害に対する市の対応を明確に<u>し、よりの確な対策に資する。</u></p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 計画の性格</p> <p>この計画は、災対法第42条の規定に基づき、下野市防災会議が作成する「下野市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定める<u>。</u></p> <p>また、この計画に定めのない事項については、「第2編 水害、台風・竜巻等風害等対策編」に準ずる<u>。</u></p> <p>3 策定に際し尊重すべき指針</p> <p>この計画の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、国の原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。<u>令和2年10月28日</u>改正。以下「対策指針」という。）を十分に尊重する<u>。</u></p>	<p>栃木県地域防災計画（原子力災害対策編P1）に合わせる形で修正</p> <p>原子力災害対策指針の改定による修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
2	902	<p>第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等</p> <p><u>指針において示される「ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（P P A：Plume Protection Planning Area）」を基準とし、</u>市域の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、市において必要な防護措置について整備する。</p> <p>1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 〔略〕</p> <p>(1) 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）</p> <p>PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる<u>確定的影響等を回避</u>するため、〔中略〕「原子力施設からおおむね半径5km」が目安とされている。</p> <p>なお、本県に該当する区域はない。</p> <p>(2) 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）</p> <p>UPZとは、確率的影響のリスクを<u>最小限に抑える</u>ため、〔中略〕「原子力施設からおおむね30km」が目安とされている。</p> <p>なお、本県に該当する区域はない。</p> <p>2 <u>ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）</u></p> <p><u>UPZ外においても、ブルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合があるとされている。</u></p>	<p>第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等</p> <p><u>市域の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、市において必要な防護措置について整備する。</u></p> <p>1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 〔略〕</p> <p>(1) 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）</p> <p>PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる<u>重篤な確定的影響等を回避し又は最小化</u>するため、〔中略〕「原子力施設からおおむね半径5km」が目安とされている。</p> <p>なお、本県に該当する区域はない。</p> <p>(2) 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）</p> <p>UPZとは、確率的影響のリスクを<u>低減する</u>ため、〔中略〕「原子力施設からおおむね30km」が目安とされている。</p> <p>なお、本県に該当する区域はない。</p> <p>2 <u>ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域UPZ外においてもブルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、専門的知見を有する原子力規制委員会が原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、UPZ外へ屋内退避エリアを拡張する範囲を判断することとしている。そのため、UPZ外においても防護措置の実施を想定する必要がある。</u></p>	<p>栃木県地域防災計画（原子力災害対策編P2）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（原子力災害対策編P2）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（原子力災害対策編P3）に合わせる形で修正</p>
	903	<p><u>ブルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、ブルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。</u></p> <p><u>※ P P Aの範囲、防護措置の内容等については、原子力規制委員会において検討中のため、指針の見直し後、栃木県地域防災計画の改訂内容に基づき記載する。</u></p> <p>原子力災害対策重点区域 〔略〕</p>	<p>原子力災害対策重点区域 〔略〕</p>	

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
5	907	<p>第5節 計画の基礎とするべき原子力災害の想定</p> <p>〔略〕</p> <p>1 周辺地域における原子力発電所の立地状況 栃木県と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。また、同じく隣接する福島県には、<u>災害時の応急措置を講じた後も特別な管理が必要な施設(特定原子力施設)として指定された東京電力福島第一原子力発電所と、4基の原子炉が設置されている第二原子力発電所が所在している。なお、第一原子力発電所は廃炉が決定している。</u>さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。</p> <p>〔後略〕</p>	<p>第5節 計画の基礎とするべき原子力災害の想定</p> <p>〔略〕</p> <p>1 周辺地域における原子力発電所の立地状況 栃木県と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。また、同じく隣接する福島県には、<u>災害が発生した原子力施設について、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため特定原子力施設に指定された東京電力福島第一原子力発電所が所在し、廃炉が決定されている。福島第二原子力発電所には4基の原子炉が、</u>さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。</p> <p>〔後略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画（原子力災害対策編P8）に合わせる形で修正</p>
	908	<p>2 原子力災害の想定</p> <p>(1) 原子力発電所等における事故 〔前略〕 こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防対策、応急対策及び<u>復旧・復興対策</u>を行う。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>3 予測される影響</p> <p>(1) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 指針による「原子力災害対策重点区域」では、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として、PAZ及びUPZとして、それぞれ、原子力施設からおおむね半径5km及び30kmが目安とされた。<u>また、PPAの検討についても示されている。</u></p>	<p>2 原子力災害の想定</p> <p>(1) 原子力発電所等における事故 〔前略〕 こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防対策、応急対策及び<u>復旧・復興</u>を行う。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>3 予測される影響</p> <p>(1) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 指針による「原子力災害対策重点区域」では、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として、PAZ及びUPZとして、それぞれ、原子力施設からおおむね半径5km及び30kmが目安とされた。</p>	<p>栃木県地域防災計画（原子力災害対策編P9）に合わせる形で修正</p>
	909	<p>(2) 市及び県内における具体的影響、想定等 <u>※ 国等が実施する放射性物質拡散等シミュレーション結果等による栃木県地域防災計画の改訂内容に基づき、記載予定である。</u></p>	<p>(2) 市及び県内における具体的影響、想定等 <u>ア 東京電力福島第一原子力発電所事故における具体的影響</u> <u>東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が県内の広範囲に拡散し、放射性物質汚染対処特措法に基づき8市町が汚染状況重点調査地域に指定され、除染が必要となったほか、農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害など県民生活と本県産業に大きな影響を与えた。</u> <u>イ 想定</u> <u>UPZ外においても、ブルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が原子力施設の状態等を踏まえて防護措置(屋内退避)の必要性を判断</u></p>	<p>栃木県地域防災計画（原子力災害対策編P9～10）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧（平成 28 年 3 月）	新（今回修正案）	修正理由
5	909		<p><u>する。県及び市は放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避の実施を想定・準備する必要がある。</u></p> <p><u>なお、プルームの通過後、国の緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリング結果等を踏まえ原子力規制委員会が更なる防護措置の必要性を判断することとなっている。</u></p>	栃木県地域防災計画（原子力災害対策編 P9～10）に合わせる形で修正

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由																																
5	911	<p style="text-align: center;">用 語 集</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用 語</th> <th>説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>確定的影響</td> <td>〔前略〕 がん及び遺伝的影響以外の影響は全てこれに区分され、皮ふ障害、白内障、組織障害、個体死等がある。これを防止するためには、線量当量限度を十分低い値に設定し、生涯の全期間あるいは全就労期間の後でもしきい値に達しないようにすることが必要である。</td> </tr> <tr> <td>確率的影響</td> <td>放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響でしきい値がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれる。放射線によって DNA に異常 (突然変異) が起こることが原因と考えられている。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>P P A</td> <td><u>ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (Plume Protection Planning Area)。U P Z 外においても、ブルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、U P Z の目安である 30km の範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。</u> <u>ブルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、ブルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、U P Z 外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。</u> <u>以上を踏まえて、P P A の具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討されることとなっている。</u></td> </tr> <tr> <td>ベクレル (Bq)</td> <td>放射能の強さを表す単位で、単位時間 (1 秒間) 内に原子核が崩壊する数を表す。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考文献)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループ「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について 中間取りまとめ (平成24年3月22日)</u> ・ <u>(財) 高度情報科学技術研究機構「原子力百科事典 ATOMICA」</u> ・ 文部科学省 原子力防災基礎用語集 ・ 原子力規制委員会 環境防災Nネット 	用 語	説 明	[略]	[略]	確定的影響	〔前略〕 がん及び遺伝的影響以外の影響は全てこれに区分され、皮ふ 障害 、白内障、組織 障害 、個体死等がある。これを防止するためには、線量当量限度を十分低い値に設定し、生涯の全期間あるいは全就労期間の後でもしきい値に達しないようにすることが必要である。	確率的影響	放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して 障害 発症の確率が増えるような影響でしきい値がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれる。放射線によって DNA に異常 (突然変異) が起こることが原因と考えられている。	[略]	[略]	P P A	<u>ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (Plume Protection Planning Area)。U P Z 外においても、ブルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、U P Z の目安である 30km の範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。</u> <u>ブルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、ブルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、U P Z 外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。</u> <u>以上を踏まえて、P P A の具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討されることとなっている。</u>	ベクレル (Bq)	放射能の強さを表す単位で、単位時間 (1 秒間) 内に原子核が崩壊する数を表す。	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">用 語 集</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用 語</th> <th>説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>確定的影響</td> <td>〔前略〕 がん及び遺伝的影響以外の影響は全てこれに区分され、皮ふ障がい、白内障、組織障がい、個体死等がある。これを防止するためには、線量当量限度を十分低い値に設定し、生涯の全期間あるいは全就労期間の後でもしきい値に達しないようにすることが必要である。</td> </tr> <tr> <td>確率的影響</td> <td>放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障がい発症の確率が増えるような影響でしきい値がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれる。放射線によって DNA に異常 (突然変異) が起こることが原因と考えられている。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベクレル (Bq)</td> <td>放射能の強さを表す単位で、単位時間 (1 秒間) 内に原子核が崩壊する数を表す。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考文献)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>原子力災害対策指針 (平成24年10月31日 原子力規制委員会)</u> ・ <u>(一財) 高度情報科学技術研究機構「原子力百科事典 ATOMICA」</u> ・ 文部科学省 原子力防災基礎用語集 ・ 原子力規制委員会 環境防災Nネット 	用 語	説 明	[略]	[略]	確定的影響	〔前略〕 がん及び遺伝的影響以外の影響は全てこれに区分され、皮ふ 障がい 、白内障、組織 障がい 、個体死等がある。これを防止するためには、線量当量限度を十分低い値に設定し、生涯の全期間あるいは全就労期間の後でもしきい値に達しないようにすることが必要である。	確率的影響	放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して 障がい 発症の確率が増えるような影響でしきい値がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれる。放射線によって DNA に異常 (突然変異) が起こることが原因と考えられている。	[略]	[略]	(削除)		ベクレル (Bq)	放射能の強さを表す単位で、単位時間 (1 秒間) 内に原子核が崩壊する数を表す。	[略]	[略]	栃木県地域防災計画の用語集の改定による修正
用 語	説 明																																			
[略]	[略]																																			
確定的影響	〔前略〕 がん及び遺伝的影響以外の影響は全てこれに区分され、皮ふ 障害 、白内障、組織 障害 、個体死等がある。これを防止するためには、線量当量限度を十分低い値に設定し、生涯の全期間あるいは全就労期間の後でもしきい値に達しないようにすることが必要である。																																			
確率的影響	放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して 障害 発症の確率が増えるような影響でしきい値がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれる。放射線によって DNA に異常 (突然変異) が起こることが原因と考えられている。																																			
[略]	[略]																																			
P P A	<u>ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (Plume Protection Planning Area)。U P Z 外においても、ブルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、U P Z の目安である 30km の範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。</u> <u>ブルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、ブルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、U P Z 外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。</u> <u>以上を踏まえて、P P A の具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討されることとなっている。</u>																																			
ベクレル (Bq)	放射能の強さを表す単位で、単位時間 (1 秒間) 内に原子核が崩壊する数を表す。																																			
[略]	[略]																																			
用 語	説 明																																			
[略]	[略]																																			
確定的影響	〔前略〕 がん及び遺伝的影響以外の影響は全てこれに区分され、皮ふ 障がい 、白内障、組織 障がい 、個体死等がある。これを防止するためには、線量当量限度を十分低い値に設定し、生涯の全期間あるいは全就労期間の後でもしきい値に達しないようにすることが必要である。																																			
確率的影響	放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して 障がい 発症の確率が増えるような影響でしきい値がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれる。放射線によって DNA に異常 (突然変異) が起こることが原因と考えられている。																																			
[略]	[略]																																			
(削除)																																				
ベクレル (Bq)	放射能の強さを表す単位で、単位時間 (1 秒間) 内に原子核が崩壊する数を表す。																																			
[略]	[略]																																			
	913																																			

第4編 原子力災害対策編

第2章 原子力災害予防計画

節	頁	旧（平成28年3月）	新（今回修正案）	修正理由
1	921	<p>第1節 初動体制の整備</p> <p style="text-align: right;">全部</p> <p>〔略〕</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 市は、平常時から県と連携し、<u>緊急時における情報を取得するための体制を構築する。</u></p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 通信手段の確保等</p> <p>(1) 通信連絡網等の整備</p> <p>市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県をはじめとする防災関係機関との連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努める。</p> <p>(2) 複合災害への備え</p> <p>市は、市防災情報伝達システム等の整備・拡充を図るとともに、複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないよう、複数の連絡手段を確保するなどの対策を<u>講じる。</u></p>	<p>第1節 初動体制の整備</p> <p style="text-align: right;">全部</p> <p>〔略〕</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 市は、平常時から県と連携し、<u>原子力防災に関する情報の交換に努める。</u></p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 通信手段の確保等</p> <p>(1) 通信連絡網等の整備</p> <p>市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、<u>原子力事業者からの状況報告や</u>、県をはじめとする防災関係機関との連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努める。</p> <p>(2) 複合災害への備え</p> <p>市は、市防災情報伝達システム等の整備・拡充を図るとともに、複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないよう、複数の連絡手段を確保するなどの対策を<u>講ずる。</u></p>	<p>栃木県地域防災計画（原子力災害対策編P12）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（原子力災害対策編P13）に合わせる形で修正</p>
2	922	<p>第2節 市民等への情報伝達体制の整備</p> <p style="text-align: center;">総合政策部（総合政策課） 市民生活部（安全安心課）</p> <p>〔略〕</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 <u>避難行動要支援者等への情報伝達</u></p> <p>市は、消防本部や自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達において困難が予想される<u>避難行動要支援者</u>及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、市民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。</p> <p>3・4 〔略〕</p>	<p>第2節 市民等への情報伝達体制の整備</p> <p style="text-align: center;">総合政策部（総合政策課） 市民生活部（安全安心課）</p> <p>〔略〕</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 <u>要配慮者等への情報伝達</u></p> <p>市は、消防本部や自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達において困難が予想される<u>要配慮者</u>及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、市民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。</p> <p>3・4 〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画（原子力災害対策編P14）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
3	923	<p>第3節 避難活動体制等の整備 市民生活部 (安全安心課・市民課)</p> <p>[略]</p> <p>1 避難体制等の整備</p> <p>(1) 屋内退避及び避難誘導計画の策定 市は、県の支援を得て、屋内退避及び避難誘導計画を策定する。 なお、計画策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の入院患者、入所者をはじめ<u>避難行動要支援者</u>の避難について、十分配慮する。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 避難指示の判断</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 屋内退避 [前略]</p> <p><u>P P Aにおける防護措置については、自宅内への屋内退避が中心になるとされていることから、市は、屋内退避等に係る伝達方法等を整備する。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 避難行動要支援者等への対応 市は、<u>避難行動要支援者</u>及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織、自治会等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。 なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については、十分配慮する。</p>	<p>第3節 避難活動体制等の整備 市民生活部 (安全安心課・市民課)</p> <p>[略]</p> <p>1 避難体制等の整備</p> <p>(1) 屋内退避及び避難誘導計画の策定 市は、県の支援を得て、屋内退避及び避難誘導計画を策定する。 なお、計画策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の入院患者、入所者をはじめ<u>要配慮者</u>の避難について、十分配慮する。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 安定ヨウ素剤の配布体制の整備 <u>本県における防護措置は屋内退避を基本とするが、U P Z外においてO I Lに基づく避難や一時移転を実施することに至る場合に備え、国が安定ヨウ素剤の備蓄を行うこととしているため、県及び市は、必要に応じて配布体制の整備を検討する。</u></p> <p>2 避難指示の判断</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 屋内退避 [前略]</p> <p><u>U P Z外における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心であり、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等に応じて本県に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内退避を実施するよう指示する。</u> <u>国の指示を受けた県及び市は、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示する。</u> <u>また、ブルームが通過した後、モニタリング結果などを参考に、国等と連携して迅速かつ適切な時期の屋内退避解除に努める。</u> <u>県及び市は、これらの指示を実行するための伝達方法等について整備する。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 要配慮者等への対応 市は、<u>要配慮者</u>及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織、自治会等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。 なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については、十分配慮する。</p>	<p>栃木県地域防災計画 (原子力災害対策編P 15) に合わせる形で修正</p>
	924			<p>栃木県地域防災計画 (原子力災害対策編P 16) に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画 (原子力災害対策編P 17) に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
5	926	<p data-bbox="212 145 452 169">第5節 市民等の健康対策</p> <p data-bbox="593 180 819 204">健康福祉部 (健康増進課)</p> <p data-bbox="241 215 280 239">〔略〕</p> <p data-bbox="212 284 392 308">1 資機材の整備等</p> <p data-bbox="228 319 369 343">(1)・(2) 〔略〕</p> <p data-bbox="228 354 730 378">(3) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p data-bbox="250 389 833 445">市は、県及び関係機関等と連携し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。</p> <p data-bbox="280 456 340 480">〔後略〕</p> <p data-bbox="212 491 450 515">2 被ばく医療体制の整備</p> <p data-bbox="228 526 376 550">(1) 体制の整備</p> <p data-bbox="266 561 833 617">市は、県及び関係機関と連携して、避難所に設置する救護所等における初期被ばく医療を中心に体制を整備する。</p> <p data-bbox="228 932 324 956">(2) 〔略〕</p>	<p data-bbox="855 145 1095 169">第5節 市民等の健康対策</p> <p data-bbox="1229 180 1456 204">健康福祉部 (健康増進課)</p> <p data-bbox="884 215 922 239">〔略〕</p> <p data-bbox="855 284 1034 308">1 資機材の整備等</p> <p data-bbox="871 319 1012 343">(1)・(2) 〔略〕</p> <p data-bbox="871 354 1373 378">(3) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p data-bbox="893 389 1476 445">市は、県及び関係機関等と連携し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備、維持管理する。</p> <p data-bbox="922 456 983 480">〔後略〕</p> <p data-bbox="855 491 1093 515">2 被ばく医療体制の整備</p> <p data-bbox="871 526 1019 550">(1) 体制の整備</p> <p data-bbox="893 561 1476 716">市は、県及び関係機関と連携して、避難所に設置する医療救護所等において、住民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査(放射線サーベイ検査)、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。</p> <p data-bbox="871 727 1117 751">(2) 関係機関の協力の確保</p> <p data-bbox="896 762 1476 855">ア 関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力する。</p> <p data-bbox="896 866 1476 922">イ 救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受入れに関して協力する。</p> <p data-bbox="871 932 967 956">(3) 〔略〕</p>	<p data-bbox="1498 421 2089 445">栃木県地域防災計画 (原子力災害対策編 P 19) に合わせる形で修正</p> <p data-bbox="1498 557 2089 580">栃木県地域防災計画 (原子力災害対策編 P 19) に合わせる形で修正</p>

第4編 原子力災害対策編

第3章 原子力災害応急対策計画

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
4	959	<p>第4節 屋内退避・避難誘導等</p> <p>市民生活部 (安全安心班・市民班) 健康福祉部 (健康増進班)</p> <p>消防部 (消防班)</p> <p>市は、原災法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を<u>講じる</u>。</p> <p>1 避難等措置の実施主体</p> <p>市民の避難等の措置を<u>講じる</u>に当たっては、県、警察署、消防本部、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと、実施する。</p> <p>市は、〔後略〕</p> <p>2 屋内退避、避難等の実施</p> <p>(1) 市民等に対する周知</p> <p>原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、市は、市民に対して情報提供を<u>行う</u>。<u>特に</u>、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人 (日本語の理解が十分でない者) 等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。</p> <p>(2) 避難誘導等</p> <p>ア 県は、EAL又はOILに基づく原子力災害対策本部長の指示、その他市民の安全確保のために必要と認めた場合、市に対し、市民に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの<u>勧告若しくは</u>指示の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施する。</p> <p>イ 市は、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、市民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの<u>勧告又は</u>指示を行う。</p> <p>(3) 避難状況の確認</p> <p>市は、避難のための立ち退きの<u>勧告又は指示等</u>を行った場合は、警察署、消防本部等と協力し、市民の避難状況等を的確に把握する。</p> <p>3 安定ヨウ素剤の服用等</p> <p>(1) <u>安定ヨウ素剤の配布</u></p> <p>市は、<u>国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、あらかじめ定められた配付計画に基づき、関係機関と連携し、安定ヨウ素剤を市民に配付する。</u></p>	<p>第4節 屋内退避・避難誘導等</p> <p>市民生活部 (安全安心班・市民班) 健康福祉部 (健康増進班)</p> <p>消防部 (消防班)</p> <p>市は、原災法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を<u>講ずる</u>。</p> <p>1 避難等措置の実施主体</p> <p>市民の避難等の措置を<u>講ずる</u>に当たっては、県、警察署、消防本部、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと、実施する。</p> <p>市は、〔後略〕</p> <p>2 屋内退避、避難等の実施</p> <p>(1) 市民等に対する周知</p> <p>原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、市は、市民に対して情報提供を<u>行うとともに、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。</u></p> <p><u>なお</u>、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人 (日本語の理解が十分でない者) 等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。</p> <p>(2) 避難誘導等</p> <p>ア 県は、EAL又はOILに基づく原子力災害対策本部長の指示、その他市民の安全確保のために必要と認めた場合、市に対し、市民に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施する。</p> <p>イ 市は、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、市民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの指示を行う。</p> <p><u>ウ 県及び市は、県警察、消防機関等と協力し、避難状況等を的確に把握する。</u></p> <p>(3) 避難状況の確認</p> <p>市は、避難のための立ち退きの<u>指示等</u>を行った場合は、警察署、消防本部等と協力し、市民の避難状況等を的確に把握する。</p> <p>3 安定ヨウ素剤の配布等</p> <p><u>国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布について、県及び市は、国及び関係機関と連携して対応する。</u></p>	<p>栃木県地域防災計画 (原子力災害対策編P 38) に合わせる形で修正</p> <p>避難勧告廃止による修正</p> <p>栃木県地域防災計画 (原子力災害対策編P 38) に合わせる形で追加</p> <p>栃木県地域防災計画 (原子力災害対策編P 39) に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由																
4	959 960	<p>(2) <u>安定ヨウ素剤の服用指示</u></p> <p>市は、適切な服用場所において、医師等専門家の指示のもと、市民等が速やかに服用できるよう指示する。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 <u>避難行動要支援者等への配慮</u></p> <p>市は、県と連携して、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の避難行動要支援者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。特に、<u>避難行動要支援者</u>の避難所での健康状態の把握等に努める。</p> <p>また、<u>避難行動要支援者</u>の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。</p>	<p>4・5 [略]</p> <p>6 <u>要配慮者等への配慮</u></p> <p>市は、県と連携して、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の避難行動要支援者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。特に、<u>要配慮者</u>の避難所での健康状態の把握等に努める。</p> <p>また、<u>要配慮者</u>の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。</p>	<p>栃木県地域防災計画（原子力災害対策編P 40）に合わせる形で修正</p>																
6	962	<p>第6節 医療活動等 健康福祉部（健康増進班）</p> <p>[略]</p> <p>1 市民等を対象とする健康相談等の実施</p> <p>(1) [略]</p> <p style="text-align:center">人のスクリーニング等の基準と措置の概要</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">基準の種類</th> <th style="width:20%;">基準の概要</th> <th style="width:15%;">初期設定値</th> <th style="width:55%;">防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center">O I L 4</td> <td style="text-align:center">[略]</td> <td style="text-align:center">[略]</td> <td style="text-align:center"><u>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>2 医療救護活動</p> <p>市は、県と連携して、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、被災者等を対象に、<u>汚染検査</u>、<u>医療救護</u>及び健康管理等の所要の措置を行う。</p> <p>[後略]</p>	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要	O I L 4	[略]	[略]	<u>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染</u>	<p>第6節 医療活動等 健康福祉部（健康増進班）</p> <p>[略]</p> <p>1 市民等を対象とする健康相談等の実施</p> <p>(1) [略]</p> <p style="text-align:center">人のスクリーニング等の基準と措置の概要</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">基準の種類</th> <th style="width:20%;">基準の概要</th> <th style="width:15%;">初期設定値</th> <th style="width:55%;">防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center">O I L 4</td> <td style="text-align:center">[略]</td> <td style="text-align:center">[略]</td> <td style="text-align:center"><u>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>2 医療救護活動</p> <p>市は、県と連携して、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、被災者等を対象に、<u>汚染検査</u>、<u>汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染</u>、<u>医療救護</u>及び健康管理等の所要の措置を行う。</p> <p>[後略]</p>	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要	O I L 4	[略]	[略]	<u>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</u>	<p>栃木県地域防災計画（原子力災害対策編P 42）に合わせる形で修正</p>
基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要																	
O I L 4	[略]	[略]	<u>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染</u>																	
基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要																	
O I L 4	[略]	[略]	<u>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</u>																	

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
7	963 964	<p>第7節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保 産業振興部（農政班・商工観光班） 建設水道部（水道班） 〔略〕</p> <p>1 食品等の安全性の確認 原子力災害が発生した場合、県は、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の可否を判断するため、<u>モニタリング実施計画</u>等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質の測定を実施する。 〔後略〕 (1)・(2) 〔略〕</p> <p>2 食品等の出荷自粛要請及び解除 (1) 県のモニタリング検査等の結果、<u>食品衛生法に定める基準値</u>を超過した場合、市は、関係団体等の協力を得て、速やかに生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、市防災情報伝達システムやホームページへの掲載等様々な手段を使って、市民に対して広く周知する。 (2) 基準値を超過した<u>飼料</u>等が確認された場合は、関係団体等の協力を得て、生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。 (3) 〔略〕 (4) 出荷自粛要請後の県のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合した場合、県の指示を受けて出荷<u>自粛等の解除</u>を生産者及び市民等へ広く周知する。 3・4 〔略〕</p>	<p>第7節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保 産業振興部（農政班・商工観光班） 建設水道部（水道班） 〔略〕</p> <p>1 食品等の安全性の確認 原子力災害が発生した場合、県は、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の可否を判断するため、<u>放射性物質検査計画</u>等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質の測定を実施する。 〔後略〕 (1)・(2) 〔略〕</p> <p>2 食品等の出荷自粛要請及び解除 (1) 県のモニタリング検査等の結果、<u>国が定める基準値等</u>を超過した場合、市は、関係団体等の協力を得て、速やかに生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、市防災情報伝達システムやホームページへの掲載等様々な手段を使って、市民に対して広く周知する。 (2) 基準値を超過した<u>牧草</u>等が確認された場合は、関係団体等の協力を得て、生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。 (3) 〔略〕 (4) 出荷自粛要請後の県のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合した場合、県の指示を受けて出荷<u>自粛等を解除するとともに</u>、生産者及び市民等へ広く周知する。 3・4 〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画（原子力災害対策編P 44）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（原子力災害対策編P 45）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（原子力災害対策編P 45）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（原子力災害対策編P 45）に合わせる形で修正</p>
8	965	<p>第8節 児童生徒等の安全対策 健康福祉部（こども福祉班） 教育委員会（教育総務班・学校教育班） 〔略〕</p> <p>1 児童生徒等の安全の確保 (1) 〔略〕 (2) 市は、県や国と連携して、学校等に対し、<u>学校等における生活</u>上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。</p>	<p>第8節 児童生徒等の安全対策 健康福祉部（こども福祉班） 教育委員会（教育総務班・学校教育班） 〔略〕</p> <p>1 児童生徒等の安全の確保 (1) 〔略〕 (2) 市は、県や国と連携して、学校等に対し、<u>生活上の留意点など</u>、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。</p>	<p>栃木県地域防災計画（原子力災害対策編P 46）に合わせる形で修正</p>

第4編 原子力災害対策編

第4章 原子力災害復旧・復興計画

節	頁	旧（平成28年3月）	新（今回修正案）	修正理由
2	983	<p>第2節 風評被害対策 総合政策部（総合政策課） 産業振興部（農政課・商工観光課） 〔略〕</p> <p>1 農産物、工業製品等に係る対策 (1) 基本方針 ア 〔略〕 イ 工業製品等 市は、工業製品や加工食品等について、県に速やかな放射性物質の測定による安全確認を要請するなど、積極的に支援する。</p> <p>(2) 具体的方法 ア 国内における対策 市は、県の協力を得て、農産物等の流通促進のため、速やかに、広くかつ継続的に、テレビや新聞、雑誌、インターネット等様々な広報媒体を積極的に活用し、安全性に関する明確で、わかりやすい情報を市内外に対して積極的に発信する。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>2 観光業に係る対策 (1) 情報の発信 市は、県の協力を得て、放射性物質に関するデータを迅速かつ正確に収集し、安全性を確認できた場合には、安全宣言を行うことに加え、報道発表やホームページ等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確でわかりやすい情報を積極的に発信する。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>第2節 風評被害対策 総合政策部（総合政策課） 産業振興部（農政課・商工観光課） 〔略〕</p> <p>1 農産物、工業製品等に係る対策 (1) 基本方針 ア 〔略〕 イ 工業製品等 市は、工業製品や加工食品等について、県に速やかな放射性物質の測定を要請するなど、安全確認を積極的に支援する。</p> <p>(2) 具体的方法 ア 国内における対策 市は、県の協力を得て、農産物等の流通促進のため、速やかに、広くかつ継続的に、テレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット等様々な広報媒体を積極的に活用し、安全性に関する明確で、わかりやすい情報を市内外に対して積極的に発信する。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>2 観光業に係る対策 (1) 情報の発信 市は、県の協力を得て、放射性物質に関するデータを迅速かつ正確に収集し、安全性を確認できた場合には、安全宣言を行うことに加え、報道発表やホームページ等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確でわかりやすい情報を市内外に対して積極的に発信する。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>栃木県地域防災計画（原子力災害対策編P51）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（原子力災害対策編P51）に合わせる形で修正</p> <p>栃木県地域防災計画（原子力災害対策編P51）に合わせる形で修正</p>
3	984	<p>第3節 除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理 市民生活部（環境班） 〔略〕</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 除染の実施 市は、県、その他防災関係機関及び市民と連携して、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染に当たっては、主に市における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」（平成23年12月環境省）を参考とし、国や原子力事業者とも連携の</p>	<p>第3節 除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理 市民生活部（環境班） 〔略〕</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 除染の実施 市は、県、その他防災関係機関及び市民と連携して、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染に当たっては、主に市における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」（平成25年5月第2版、平成26年12月追補環境省）を参考とし、国</p>	<p>除染関係ガイドラインの最新の更新日付を追記</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
3	984	<p>上、次のとおり実施する。</p> <p>なお、除染を実施する際は、市民の意見を十分に尊重する<u>ものとす</u><u>る。</u></p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質については、可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等、除去土壌の発生抑制に配慮<u>する。</u></p>	<p>や原子力事業者とも連携の上、次のとおり実施する。</p> <p>なお、除染を実施する際は、市民の意見を十分に尊重する。<u>。</u></p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質については、可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等、除去土壌の発生抑制に配慮<u>し、除去土壌等は、その他の物と混合するおそれのないよう区分するとともに、可能な限り除去土壌と除染廃棄物を区分する。</u></p> <p><u>(3) 除去土壌については、国が示す考え方に基づき、周辺住民及び作業者の追加的な被ばく線量を考慮して(※)、収集、運搬、保管及び処分を適切に行う。</u></p> <p><u>なお、保管場所及び処分先の確保の観点から、必要に応じて、保管又は処分の際に減容化や再生利用を図る。</u></p> <p><u>除染廃棄物については、本節3の記載するところにより適切に処理を行う。</u></p> <p><u>※ 参考「福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」(平成23年6月3日原子力安全委員会)</u></p> <p><u>なお、当通知の廃棄物については、除去土壌を含む。</u></p> <p><u>① 処理に伴って周辺住民の受ける線量が1 mSv/年を超えないようにする。</u></p> <p><u>② 処理を行う作業者が受ける線量が可能な限り1 mSv/年を超えないことが望ましい。比較的高い放射能度の物を取り扱う工程では、電離放射線障害防止規則を遵守する等により、適切に作業者の受ける放射線の量の管理を行う。</u></p> <p><u>③ 処分施設の管理期間終了以降、周辺住民の受ける線量が10 μSv/年以下とする。</u></p>	<p>栃木県地域防災計画（原子力災害対策編P53～54）に合わせる形で修正</p>
	985	<p><u>(3) 〔略〕</u></p> <p>3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 市は、県と連携して、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に引き渡すまでの間、適切に保管<u>するとともに、保管、処分に当たって関係者の理解を得るため、国への協力を行う。</u></p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 市は、県と連携して、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農産物等、<u>発生した廃棄物を含め</u>放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、市民等へ周知徹底する。</p> <p>(5) 市は、県と連携して、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄</p>	<p>3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 市は、県と連携して、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に引き渡すまでの間、適切に保管<u>する。</u></p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 市は、県と連携して、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農産物等<u>を含め</u>放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、市民等へ周知徹底する。</p> <p>(5) 市は、県と連携して、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄</p>	<p>栃木県地域防災計画（原子力災害対策編P54）に合わせる形で修正</p>

節	頁	旧 (平成 28 年 3 月)	新 (今回修正案)	修正理由
3	985	物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請する <u>ものとする。</u>	物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請する <u>。</u>	
4	986	<p>第 4 節 損害賠償</p> <p>総合政策部 (総合政策課) 総務部 (総務人事課・財政課) 産業振興部 (農政課・商工観光課)</p> <p>[略]</p> <p>1 事業者等への支援</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 事業者等への支援内容</p> <p>ア [略]</p> <p>(ア) [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第 4 節 損害賠償</p> <p>総合政策部 (総合政策課) 総務部 (総務人事課・財政課) 産業振興部 (農政課・商工観光課)</p> <p>[略]</p> <p>1 事業者等への支援</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 事業者等への支援内容</p> <p>ア [略]</p> <p>(ア) [略]</p> <p><u>(イ) 制度や手続き等、業種や業界団体別の説明会の開催</u></p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>栃木県地域防災計画 (原子力災害対策編 P 55) に合わせる形で修正</p>